

入 札 説 明 書

件 名

秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託

(低入札価格調査対象案件)

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成28年12月6日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長 奥山 恵美子

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託** 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること。（別添参考資料を参照のこと。）

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 以下のア及びイの要件を併せて満たす下水道終末処理場における運転管理業務を、平成18年度以降、同一施設で2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

ア 活性汚泥法を用いる水処理施設

イ 1日当たり汚水4,000m³以上の処理能力を有する水処理施設（ただし、複数の処理場を同時に運転管理する業務経験の場合は、最も処理能力が高い処理場が4,000m³/日以上であること。）

(9) 以下のアからクの者を1名以上専任で常駐配置できること（履行場所につき1名以上ではなく、全履行場所に対して1名以上で可。また、同一人物の重複は差支えない）。

ア 下水道処理施設管理技士有資格者

イ 運転管理業務従事者（下水道法第22条第2項に定める要件を満たすもの）

ウ 乙種第4類危険物取扱者

エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）

オ 有機溶剤作業主任者

カ 玉掛技能講習修了者

キ 第二種電気工事士

ク 特定化学物質等作業主任者

(10) 本件の受注者となった場合、特別の事情が無い限り、入札参加申請時に本市から確認を受けた有資格者（上記(9)アからク）を配置できること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

※下記のうち、③・⑤・⑥については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

① 一般競争入札参加申請書

② 誓約書（要綱 別記様式）

③ 類似運転管理業務の実績調書（処理場）（別添様式1）

④ 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本

⑤ 業務責任者に関する調書（別添様式2）

⑥ 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3）

⑦ 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し

⑧ 下水道法第22条第2項に定める要件を満たすことを証明する修了証等の写し（但し、様式2または様式3で確認できる場合は不要）

⑨ 乙種第4類危険物取扱者免状の写し

- ⑩ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- ⑪ 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- ⑫ 玉掛技能講習の修了証の写し
- ⑬ 第二種電気工事士の免状の写し
- ⑭ 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月20日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書及び誓約書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。
- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成29年1月5日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成29年1月5日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時：平成29年1月24日 15時40分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成29年1月23日とする。

(2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：契約金額の30分の1以上とする。

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名（秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託）
 - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）

オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）

カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。）

(10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

(11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

(12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。

(13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。

(15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。

(16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。

(21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場

合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあつては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者候補者としないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続を行う。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじ

を引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。

- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 新消費税率が適用される日以降の区分払額については、後日、税率引き上げ分について変更契約して金額の変更を行う（経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されない場合を除く）。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 誓約書（要綱 別記様式）
- 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- 業務責任者に関する調書（別添様式2。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し
- 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- 玉掛技能講習の修了証の写し
- 第二種電気工事士の免状の写し
- 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの

（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。）

- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

質 疑 応 答 書

件名

質 問 事 項		整理番号 (仙台市記入欄)			
		回	答 (仙台市記入欄)		

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

類似運転管理業務の実績調書（処理場）

会社名： _____

業 務 名		
発 注 者 (下水道管理者名)		
施 設 名 又 は 処 理 場 名		
場 所		
契 約 金 額		
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
施 設 概 要	現有処理能力(日最大)	
	処 理 方 式	
	排 除 方 式	
	流 入 水 質	
	放 流 水 質	
業 務 内 容	管 理 形 態 (常駐管理または巡回 管理を○で囲むこと)	常駐管理（日勤（：～：），夜勤あり・なし） 巡回管理
	以下の欄に，常駐管理の場合には勤務・人員体制を記入し，巡回管理の場合は，巡回の頻度を記入すること。	

(注1) 入札参加資格を満たしていることがわかるように記入すること。

(注2) 業務内容については，適宜様式を修正して記入すること。

(注3) 複数の実績を示す必要がある場合は，本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所 長 _____ 印

業務責任者に関する調書

業務責任者氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
業務責任者住所	県 市 区・町・村 _____ _____				
	連絡先 — —				
採用年月日	昭和・平成	年	月	日	
主な業務経歴	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				

(注1) 業務責任者は入札説明書4(競争加入者に必要な資格)で示した資格を有する者が兼ねることが出来る。

(注2) 必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 _____ 印

下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			年 月 日 生
住 所	〒		
最終学校名 ・学科名	卒業年月 年 月		
技術資格	下水道管理技術認定試験(処理施設) 合格の有無		有 ・ 無
	下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了の有無		有 ・ 無
	その他検定等の有無		
業務経歴	期間(実務経験年数)	実 務 経 験 の 内 容	
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		

注1 「実務経験の内容」は、管理業務に関して記載すること。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道部設備管理センター

所長 _____ 印

入 札 書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書

印

本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長

様

支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名

株式会社

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

入札者氏名 代表取締役

印

支店長が入札を行う場合は、「支店長」等とすること。

(注)委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社(商店)名

株式会社

入札者氏名

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 　　　　　　　　　 を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

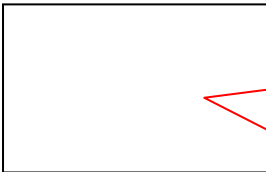
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契 約 番 号
第 号

業 務 委 託 契 約 書

印 紙

1 委託業務名 _____

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔 課 免 〕 税業者 _____（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙 台 市

代表者 市 長 奥 山 恵 美 子 印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務関係者に対する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(損害)

第 19 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第 20 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

第 22 条 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(瑕疵担保)

第 23 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(談合による解除)

第 26 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- 二 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第 26 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 25 条第 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協

力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

第27条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条第1項及び第4項、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第30条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第31条 受注者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払い

の日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第 33 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

設計書 (単独)

肩	長	次	長	次	長	部	長	課	長	主任係長	設計者	職氏名	検算	検算
設計書番号		17-26-001-(0)			期		平成 32 年 3 月 31 日		設計日					
契約番号					間		平成 32 年 3 月 31 日		着手日					
支出負担行為番号					目		竣工日							
款		項			目		額							
平成		29 年度			施行方法		委託 (業務)							

施工箇所 仙台市太白区秋保町湯元字畑 2 3 外 4 箇所

件名 秋保温泉浄化センター外 4 箇所運転管理業務委託

設計概要		設計概要	
業務名	完了	業務名	完了
秋保温泉浄化センター外 4 箇所運転管理業務委託	平成 32 年 3 月 31 日	秋保温泉浄化センター外 4 箇所運転管理業務委託	平成 32 年 3 月 31 日
業務委託費		委託履行場所	仙台市太白区秋保町湯元字畑 2 3 外 4 箇所
委託価格及び地方消費税相当額		業務場	仙台区
業務委託費		排除方式	処理場
		処理区	秋保温泉処理区
		委託書	秋保温泉処理区 処理区
		委託仕様書	秋保温泉処理区 処理区
			その他の汚水
			特記仕様書及一般仕様書による。

委託理由
 本業務委託は、秋保温泉浄化センター及び 4 箇所の運転管理業務（保守点検、運転操作監視、水質の試験、その他の規定に基づく長期継続契約）において委託するものである。操作監視、水質の試験、その他の規定に基づく長期継続契約）において委託するものである。

工 事 概 要

秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託	運転管理	
業務委託業務費 直接	処理場・ポンプ場	1式

1610198142517260011019

本 工 事 費 内 訳 表

秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	金 額	摘 要
業務委託費	運転工	(ポンプ場 又はホ処用)					
		直接業務費	直接業務費				
				式	1		A-1 号内訳書
		業務原価					
		諸経費		式	1		
	業務価格						
	委託価格						改め
		消費税及び地方 消費税相当額					
本委託費 計		本委託費					

A - 1

SEO No.	名称	規格形状 1	規格形状 2	単位	数量	単価	金額	摘要	参照番号
1	秋保温泉浄化センター			式	1				B-1
2	中継ポンプ場	秋保中継第1・第2ポンプ場		式	1				B-2
3	低地区ポンプ場計	茂庭中谷地・秋保町湯元橋本ポンプ場		式	1				B-3

1726001 17-26-001(0)

代価表

秋保温泉
浄化センター

B - 1

SEO No.	名称	規格形状 1	規格形状 2	単位	数量	単価	金額	摘要	参照番号
1	保守点検業務費	(浄化センター)		式	1				B-1
2	運転操作監視業務費	(浄化センター)		式	1				B-2
3	水質試験業務費	(浄化センター)		式	1				B-3
4	事務業務費	(浄化センター)		式	1				B-4
5	その他の業務費	(浄化センター)		式	1				B-5
6	その他の技術業務費	(浄化センター)		式	1				B-6
7	直接経費	(浄化センター)		式	1				
8	直接経費(積上分)	(浄化センター)		式	1				B-7
9	技術経費	(浄化センター)		式	1				
10	間接業務費	(浄化センター)		式	1				

1式

1981425

代 価 表

秋保温泉
浄化センター

B - 1

1式

SEO NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
	計								

1726001 17-26-001(0)

代 価 表

中継ポンプ場

秋保中継第1・第2
ポンプ場

B - 2

1式

SEO NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	保守点検業務費	(中継ポンプ場)		式	1				0-8
2	その他の業務費	(中継ポンプ場)		式	1				0-9
3	直接経費	(中継ポンプ場)		式	1				
4	技術経費	(中継ポンプ場)		式	1				
5	間接業務費	(中継ポンプ場)		式	1				
	計								

1981425

代 価 表 低地区ポンプ場
B - 3

茂庭中谷地・秋保町
湯元橋本ポンプ場

SEO No.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数	単 量	価 額	摘 要	参照番号
1	保守点検業務費	(低地区ポンプ場)		式	1				0-10
2	その他の業務費	(低地区ポンプ場)		式	1				0-11
3	直接経費	(低地区ポンプ場)		式	1				
4	技術経費	(低地区ポンプ場)		式	1				
5	間接業務費	(低地区ポンプ場)		式	1				
	計								

1726001 17-26-001(0)

代 価 表 保守点検業務費 (浄化センター)
C - 1

SEO No.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数	単 量	価 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								

1981425

代 価 表 (浄化センター) 運転操作監視 業務費

C - 2

1式

SEQ NO	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
1	総括	昼間		人												
2	副総括	昼間		人												
3	主任	昼間		人												
4	技術員	昼間		人												
5	技能員	昼間		人												
	計															
	改め															

1726001 17-26-001(0)

代 価 表 (浄化センター) 水質試験業務費

C - 3

1式

SEQ NO	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
1	主任			人												
2	技術員			人												
3	技能員			人												
	計															
	改め															

1981425

代 価 表

事務業務費

(浄化センター)

C-4

1式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	主任			人					
3	技術員			人					
4	技能員			人					
5	その他			人					
	計								
	改め								

1726001 17-26-001(0)

代 価 表

その他の業務費

(浄化センター)

C-5

1式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	主任			人					
2	技術員			人					
3	技能員			人					
4	その他			人					
	計								

1981425

代 価 表
C - 6

その他の技術
業務費

(浄化センター)

1式

SEO NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参 照 番 号
1	総括	昼間		人									
2	副総括	昼間		人									
3	主任	昼間		人									
4	技術員	昼間		人									
5	技能員	昼間		人									
	計												
	1式												

1726001 17-26-001(0)

代 価 表
C - 7

直接経費
(積上分)

(浄化センター)

1式

SEO NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参 照 番 号
1	カチオン系凝集剤	メタクリレート 15 kg/袋		袋	67								
2	カチオン系凝集剤	アクリレート 10 kg/箱		箱	18								
3	次亜塩素酸ソーダ			kg	36450								
4	有機塩素	15 kg/箱		箱	45								
5	ポリ鉄	25 kg/箱		箱	18								
6	DPD試薬	100 包/箱		箱	11								
7	pH標準液 4.01	500 ml/本		本	26								
8	pH標準液 6.86	500 ml/本		本	26								
9	塩酸 (N / 1 0)	500 ml/本		本	12								
10	硝酸銀溶液 (2 0 0 g / l)	500 g/本		本	7								

1981425

代 価 表
(直接経費)
(積上分)

(浄化センター)

C - 7

1 式

SEO No.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
11	11 パックテラスト NH4-N	150 本/箱		箱	26											
12	12 パックテラスト NO2-N	150 本/箱		箱	26											
13	13 パックテラスト NO3-N	150 本/箱		箱	26											
14	14 硫酸 (1 + 2)	500 ml / 本		本	57											
15	15 ショウ酸ナトリウム	500 g / 本		本	1											
16	16 KCL飽和水溶液	500 ml / 本		本	2											
	計															
	1 式															

1726001 17-26-001(0)

代 価 表
(保守点検業務費)

(中継ポンプ場)

C - 8

1 式

SEO No.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
1	1 総括			人												
2	2 副総括			人												
3	3 主任			人												
4	4 技術員			人												
5	5 技能員			人												
	計															
	改め															

1981425

代 価 表 (中継ポイント場)
C - 9

SEO NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
1	主任			人												
2	技能員			人												
3	その他			人												
	計															
	改め															

1726001 17-26-001(0)

代 価 表 保守点検業務費 (低地区ポイント場)
C - 10

SEO NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘	要	参	照	番	号
1	総括			人												
2	副総括			人												
3	主任			人												
4	技術員			人												
5	技能員			人												
	計															
	改め															

1981425

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

業務委託一般仕様書

(平成 23 年 5 月以降)

仙台市建設局下水道事業部

業務委託一般仕様書

(適用)

- 第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。
- 2 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。
- 3 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

(用語の定義)

- 第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。
- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものをいう。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(疑義の解釈)

- 第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

(関係法令等の遵守)

- 第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

(関係官公署への許認可申請)

- 第5条 業務履行のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。
- 2 関係官公署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

(公害の防止)

- 第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

(施設の保全)

- 第7条 既設構造物を汚染したときまたは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。

2 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。

3 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。

4 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。

5 ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

6 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。

7 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要な処置を講ずること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者と協議うえ提出すること。

1 業務履行計画表

委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。

2 業務履行計画書

下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあっては、その内容及び提出を省略することができる。

(1) 主要機械使用計画

(2) 仮設計画書

- (3) 機材搬入計画
 - (4) 作業従事者名簿
 - (5) その他本市の指示するもの
- 3 実施工程表
- 作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

(環境マネジメントシステムへの協力)

第 14 条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

別紙

提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着手届	1	契約締結後 14 日以内	2
	1-1 (単価契約)		
	1-2 (請書)		
	1-3 (請書・単価契約)		
業務担当者届	2	契約締結後 14 日以内	2
	2-1 (請書)		
業務履行計画表 (安全管理体制表) (作業工程表)	3	契約締結後 14 日以内	2
	3-1 (単価契約)		
	4		
	5		
緊急連絡体制表	6	契約締結後 14 日以内	2
使用材料・機器(検査依頼書)届	7	機器・材料搬入 7 日前	2
業務履行計画書 ※2	8	現場着手前	2
実施工程表 ※3		現場着手前	2
一部再委託承諾願	9	その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	12	一部業務完了後直ちに	2
	12-1 (単価契約)		
	運転操作監視業務委託 の様式 (様式 2)		
業務完了届	13	業務完了後直ちに	
	13-1 (単価契約)		
	13-2 (請書)		
	13-3 (請書・単価契約)		
業務報告書		完了時	2
業務遂行写真		完了時	1
業務週報(日報)	14	完了時	1
委託に係る打合せ簿	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《平成 21 年 5 月 1 日以降から適用》

※1 着手届, 業務担当者届, 業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)

※2 業務履行計画書の承諾・確認は, 「委託に関する承諾・確認書」により行う。

※3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

秋保温泉浄化センター外4箇所

運転管理業務委託

特記仕様書

建設局下水道事業部設備管理センター

《 共 通 》

1. 委託業務名

秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託

2. 目的

本業務委託は、秋保温泉浄化センターの運転管理業務（保守点検・運転操作監視・水質試験・事務・その他）、秋保中継第一ポンプ場、秋保中継第二ポンプ場の運転管理業務（保守点検・その他）、茂庭中谷地ポンプ場、秋保町湯元橋本ポンプ場の運転管理業務（保守点検・その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

3. 業務履行期間（契約期間）

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4. 業務履行場所及び施設概要

ー 1. 秋保温泉浄化センター（仙台市特定環境保全公共下水道）

（別紙1、管理対象施設位置図参照）

1) 所在地：仙台市太白区秋保町湯元字畑23

2) 施設概要

(1) 施設 全体処理能力：6,000 m³/日（日最大）

1系処理能力 850×2=1,700 m³/日（稼働中）

2系処理能力 850×2=1,700 m³/日（稼働中）

3系処理能力 1,300×2=2,600 m³/日（停止中）

※平成13年度より1系2系の稼働となっているが、処理水量の増加や工事、故障等により3系を稼働する場合もある。

(2) 処理水量（平成25年度）：2,292 m³/日（日平均）

（平成26年度）：2,143 m³/日（日平均）

（平成27年度）：2,232 m³/日（日平均）

(3) 処理方式

水処理：オキシデーションディッチ法（3系列、【1系列2ディッチ】）

汚泥処理：汚泥濃縮槽＋汚泥貯留槽＋場外搬出

※場外搬出については別途委託

(4) 流入水質（認可計画）：BOD 230mg/l, SS 180mg/l

(5) 処理水質（認可計画）：BOD 15mg/l以下, SS 20mg/l以下

(6) 放流先：名取川

ー 2. 秋保中継第一ポンプ場（別紙 1， 管理対象施設位置図参照）

1) 所在地： 仙台市太白区秋保町湯元字木土保 30-1

2) 施設概要

(1) 処理区： 秋保温泉処理区

(2) 目的： 汚水

(3) 施設概要

口径 150 mm × 2.5 m³/min × 16.0mH × 15.0 kW × 3 台（水中ポンプ）

ー 3. 秋保中継第二ポンプ場（別紙 1， 管理対象施設位置図参照）

1) 所在地： 仙台市太白区秋保町湯元字除 26-6

2) 施設概要

(1) 処理区： 秋保温泉処理区

(2) 目的： 汚水

(3) 施設概要

口径 150 mm × 2.2 m³/min × 22.0mH × 15.0 kW × 2 台（水中ポンプ）

ー 4. 茂庭中谷地ポンプ場（別紙 1， 管理対象施設位置図参照）

1) 所在地： 仙台市太白区茂庭中谷地先

2) 施設概要

(1) 処理区： 秋保温泉処理区

(2) 目的： 汚水

(3) 施設概要

口径 100 mm × 0.45 m³/min × 25.2mH × 7.5 kW × 2 台（水中ポンプ）

ー 5. 秋保町湯元橋本ポンプ場（別紙 1， 管理対象施設位置図参照）

1) 所在地： 仙台市太白区秋保町湯元字橋本地先

2) 施設概要

(1) 処理区： 秋保温泉処理区

(2) 目的： 汚水

(3) 施設概要

口径 32 mm × 0.072 m³/min × 10.0mH × 1.0 kW × 2 台（グラインダーポンプ）

5. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。（但し、一般仕様書に定める、業務履行計画書、実施行程表、業務報告書、業務遂行写真、業務週報（日報）は本仕様書で指定する書類をもって換えるものとする）又、業務従事者の異動等で、提出書類の内容に変更が生じた場合は、

速やかに、発注者に書面をもって報告すること。

- 1) 総括責任者選任届（2部を着手届提出時に提出）
- 2) 有資格者選任届（同上）（資格登録番号を記載し、写しも添付すること）
- 3) 業務従事者名簿（同上）（業務従事者の住所、氏名、生年月日、業務分担、取得資格登録番号等を記載し、写しも添付すること）
- 4) 現場管理組織表（同上）
- 5) 安全管理組織表（同上）
- 6) 緊急連絡系統図（同上）
- 7) 緊急時人員配置表（同上）
- 8) 業務実施計画書（翌月の業務実施計画を記載したものを2部、毎月25日までに提出すること。但し、平成29年4月分は10日までとする）
- 9) 業務実施報告書等（「業務記録及び報告」に記載された内容に従い、提出すること）
- 10) その他、発注者が要求する書類

6. 法令等の遵守

受注者は、委託業務履行にあたり、下記の関係法令及び諸官庁の命令指示を遵守すること。

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 労働者災害補償健康法
- 4) 職業安定法
- 5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の終業条件の整備等に関する法律
- 6) その他関係法令

7. 安全管理及び緊急時の措置

1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、受注者は、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、下記の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配置させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

- (1) 機械、電気設備等の故障
- (2) 処理水質及び汚泥性状の異常等
- (3) 人身事故・火災

- (4) 集中豪雨，台風，強風，悪水流入等下水処理施設の運転管理に支障をきたす恐れのある事態
- (5) 地震発生による各施設の被害状況確認後，速やかに発注者へ報告すること
※夜間は無人とし，故障及び警報等は電話回線使用による緊急対応とする。

3) その他

受注者は，必要に応じ，業務従事者より下記責任者を選任し，作業を行わなければならない。又，選任の内容を書面により発注者に報告すること。必要な責任者は，以下のとおりとする。

- (1) 火気取締責任者
- (2) 毒物責任者
- (3) 安全点検責任者
- (4) その他

8. 業務委託費の支払い方法

「委託料の支払い内訳」のとおりとする。(別紙3参照)

受注者は，内訳書に基づく区分に応じて，速やかに一部業務完了届を提出し，発注者の業務確認を受け，当該委託料を請求することができるものとする。

9. 経費等の負担

- 1) 受注者が負担する備品・消耗品・薬品等は，以下のものとし，受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品・薬品等とする。
 - (1) 潤滑油脂類（補充用のオイル，グリースなど）
 - (2) 塗装費（軽微な部分の補修用塗料）
 - (3) 報告書記録用紙
 - (4) 一般汎用品の備・消耗品
 - (5) 各種作業服，各種靴，各種手袋，ヘルメット，安全マスク，保護眼鏡等の安全保護具・及び機器，安全ロープ，安全標識，その他
 - (6) 設備点検・小修理に係る点検工具，回路計及び懐中電灯等の工具・器具（但し，特殊工具は除く）
 - (7) 受注者の電話・ファックスの設置工事費及び維持管理費（浄化センターのみ）
 - (8) 受注者の使用する車両及び車両維持に係わる費用
 - (9) 薬品類（浄化センターのみ）
 - ① 滅菌剤（次亜塩素酸ナトリウム，トリクロロイソシアヌール錠剤等）
 - ② 凝集剤（濃縮用）
 - ③ 試薬類（水質検査用）
 - ④ その他の薬品（除草剤等）
- 2) 発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類は次のとおりとする。但し，その

使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

(1) 光熱水費

- ① 電力使用料
- ② 水道使用料
- ③ 仙台市所有の電話料金
- ④ ガス使用料
- ⑤ 自家発用燃料

(2) 消耗品

- ① 部品（電気・機械設備、水質測定機器等）
- ② 廃棄物管理票（浄化センターのみ）
- ③ 記録紙（計装記録用）
- ④ 一般汎用品以外の消耗品他

(3) 貸与品

- ① 水質検査用器具・備品（浄化センターのみ）
- ② 一般汎用品以外の測定器具、特殊工具
- ③ 業務遂行上必要な工事完成図書類

※発注者が貸与した備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。また、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の押印を受けること。毀損、盗難及び紛失等が生じた場合は受注者において、弁償すること。

3) 事務室等の使用

- (1) 受注者は、業務遂行に必要な事務室、倉庫、駐車場等を契約期間中無償で使用できるものとする。但し、受注者は、善良なる管理と注意をもって、維持管理に努めなければならない。
- (2) 受注者は、毀損・汚損等を発見した際、速やかに発注者へ報告し、その原因が受注者の過失と判断された場合は、責任を持って復旧しなければならない。
- (3) 受注者は、使用目的等に変更が生じた場合、発注者と速やかに協議し、承認を受けなければならない。
- (4) 事務室等の負担については、上記の(1)・(2)を参照すること。

10. その他

1) 工業所有権

- (1) 受注者は、業務に伴って得られる全ての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。
- (2) 受注者は、本業務に関連して発明、考案したものについて、工業所有権の出願を行う場合は、予め発注者と協議すること。
- (3) 受注者は、本委託業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアにつ

いて、本委託業務以外での使用、工業所有権の出願を行う場合は、予め発注者と協議すること。

2) 業務の引継

(1) 業務開始時

- ① 受注者は、発注者の指示により発注者が指定する者から文書を持って業務の引継を受けなければならない。
- ② 前項の業務の引継において、前の受注者から必要な技術指導等を受けるものとする。

(2) 業務満了時

- ① 受注者は、契約期間の満了等の際しては、発注者の指示により発注者が指定する者に文書をもって業務の引継を行わなければならない。
- ② 前項の業務の引継において、次の受注者に対し必要な技術指導を行うものとする。

3) 他工事等との調整

受注者は、仙台市が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、2011年版(社)日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領(終末処理場・ポンプ場施設編)」によること。必要に応じて発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。また指示されない事項にあっても、運転管理上当然必要な業務、作業等は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

5) 協議

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。

《浄化センター》

1. 委託業務対象設備

本業務で運転管理の対象となる設備は、管理対象設備概要「別紙4」のとおりとする。

2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

1) 保守点検業務

各種設備機器の正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理・小塗装を行うことであり、故障・事故等の発生の防止に努めることである。又、これには、定期自主点検及び点検機器周辺の清掃も含むものとする。

点検作業内容は、秋保温泉浄化センター「別紙5」による。

(1) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無・兆候（予防保全）を発見するため、原則毎日行う点検。主として、目視・触感・確認・調整・記録等の作業である。

(2) 定期点検

機器及び設備の損傷・腐食及び磨耗状態を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するため1週・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年等期間を決めて行う点検である。主として測定・調整・給油・分解清掃及び記録等の作業である。

- ① 塩素滅菌水路内の沈殿物腐敗防止のため、3ヶ月毎に水路の清掃を行う。
- ② 濃縮槽槽内状況確認及び補修のため、6ヶ月毎に槽内清掃、掻き寄せ機清掃点検・簡易な防錆処置を行う。
- ③ 貯留槽攪拌用曝気装置の能力確保のため、6ヶ月毎に槽内清掃、槽内配管の点検を行う。
- ④ 最終沈殿池内確認及び補修のため、1ヵ年毎に最終沈殿池槽内清掃点検、掻き寄せ機清掃点検、簡易な防錆処置を行う。

(3) 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業であり、故障警告機器及び設備の異状に対して状況を確認するためのものである。

(4) 簡易な故障修理

通常の勤務時間内にできる作業として、外部から作業員を求めなくてもよい作業であり、特殊な機器、部品及び特殊技能・高度な専門技術・特殊工具を使用しない修理である。

(5) 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）の錆・腐食による剥離及び錆防止

のため行う部分的な補修塗装である。

(6) 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業である。

(7) 点検機器及び設備周辺の清掃

機器及び設備等の据付場所・水路・トラフ等の清掃である。

以上、保守点検により異常、又は故障を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、応急措置・原因調査を行って処置するとともに経過を記録報告しなければならない。

2) 運転操作監視業務

浄化センター施設の運転又は操作に従事する者は、仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転監視業務にあたらなければならない。又、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても適切に処置できるよう常に心掛けなければならない。

- (1) 中央監視室における機器の監視、操作、稼動状況の記録と正常範囲の確認
- (2) 現場における機器の操作作業
- (3) 管理日報の作成、計器類の指示値の記録
- (4) 中央管理室内の清掃
- (5) 巡回監視
- (6) 場内搬出入品等の立ち会い

3) 設備の運転及び監視

受注者は、浄化センターの各施設の機能及び使命を十分理解し、業務実施計画に従って設備の運転操作及び稼動状況の監視を行うこと。管理上必要な措置を講ずるために設備の運転停止及び再開するときは、発注者の承諾を得るものとする。特に集中豪雨及び悪水の流入による非常時運転については、発注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。

4) 水質試験業務

(1) 水質試験業務

水処理施設、汚泥処理施設等を適切に維持管理するため実施する水質試験で、下水道法、水質汚濁防止法等で義務付けされた法定試験は本業務に含まないものとする。

水質試験の項目、分析頻度及び採水場所は、秋保温泉浄化センター「別紙6」による。

(2) 分析実施

- ① 分析方法は、原則として「下水試験法（2012年版）」（日本下水道協会発行）に基づいて適格に行うこと。
- ② 定期的な試験は、定めた場所より採水して行うこと。

- ③ 水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にする。
 - ④ 薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を行うこと。
 - ⑤ 火の後始末は確実に言い、作業終了後は必ずガスの元栓を閉め、終業時に火気取締責任者が必ず確認すること。
 - ⑥ 採水に際しては、池等への転落に注意し安全に行うこと。
- (3) 水質試験結果データの整理
 - (4) 水質法定検査採水時の立会
- 5) 事務業務
- (1) 発注者との業務打合せ及び報告
 - (2) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、報告書の作成、整理
 - (3) その他の事務室内の簡易作業
- 6) その他の業務
- (1) 管理棟、管廊、屋外等の清掃
 - (2) 簡易な敷地内の樹木剪定、芝刈り、除草
 - (3) 設備に係わる薬品・備品・消耗品・材料等の管理及び整理・整頓
 - (4) 使用休止設備の維持管理
 - (5) 秋保温泉浄化センター施設見学対応として、各種準備、見学者の案内・説明
※施設見学は小学生、一般市民及び大学関係者等を対象としており、年5回程度を想定している。なお、本業務については別途契約を締結するものとする。
 - (6) その他必要と思われる業務
- 7) その他の技術業務
- (1) 各種設備及び備品等の補修・簡易な部品交換
 - (2) 仙台市発注の工事及び委託業務等が行われる場合の現場立会、試運転立会及び運転・停止の必要に応じて手動等による運転操作に係る作業、またその準備作業等

3. 業務委託の範囲

本業務には、専門知識及び技能を有する下記の業務は含まない。但し、運転管理には立会、操作、確認を含むものとする。

- 1) 濃縮汚泥運搬、処分業務
- 2) 一般・産業廃棄物運搬、処分業務
- 3) 各種ポンプ点検業務
- 4) 公害物質測定業務
- 5) 室内清掃業務
- 6) 自家用電気工作物保安業務
- 7) 消防用設備点検業務
- 8) 計装設備点検業務

- 9) 当該施設に係る採水分析業務
- 10) 受水槽清掃業務
- 11) その他専門知識及び高度な技能を有する業務

4. 業務担当者等

1) 業務統括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理に関し、専門的な知識を有し、かつ業務上必要な関係法令に精通して、円滑に業務を遂行する能力を有するものを統括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告すること。

業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として従業員の指揮監督にあたること。
- (2) 契約図書等により示された業務の目的及び内容を充分理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- (3) 従業員の研修を行い、技術の向上及び事故防止に努めること。
- (4) 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。又、従来の技術習得を踏まえ、充分理解の上効率よく運転、作業を行えるようにすること。

2) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また選任の内容を、書面をもって発注者に報告すること。

- (1) 総括責任者（下水道処理施設管理技士有資格者）
- (2) 運転管理業務従事者（下水道法第22条第2項に定める要件を満たす者）
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- (4) 第二種電気工事士
- (5) 乙種第4類危険物取扱者
- (6) 玉掛技能講習修了者
- (7) 有機溶剤作業主任者
- (8) 特定化学物質等作業主任者
- (9) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

3) 業務従事者

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けた者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- (3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度終了後、下記書類を記録、整理し、速やかに発注者に報

告すること。又、記録だけの書類についても発注者が求めた時は、直ちに提出すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定するフォーマットによる電子媒体
業務実施報告書	○	○	—
運転管理日報	○	—	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
水質管理日報	○	—	—
水質管理月報	○	○	○
日常点検業務報告	○	—	—
点検業務報告書	○	○	—
点検業務月報	○	○	—
故障報告書	○	○	○
作業報告書	○	○	—
車両運行管理簿	○	—	—
消耗品・薬品等受払簿	○	○	—
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○	—

6. 勤務体制

業務対象設備の勤務実施体制については次のとおりとする。

- 1) 秋保温泉浄化センターの勤務体制は次のとおりとする。

平日 8:30～17:00

土、日曜日のいずれか 8:30～17:00

但し、祝祭日・年末年始の休日が連続する場合は、隔日勤務で 8:30～17:00 とする。

- 2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

7. 毒物等の管理に関する特記事項

仙台市建設局の「毒物等の管理に関する要領」に基づくものとする。（「別紙7」のとおり）

添付資料

- 1) 秋保温泉浄化センター運転管理年報 H25～27年度分（「別紙8」のとおり）
 2) 秋保温泉浄化センター水質法定試験結果 H25～27年度分（「別紙9」のとおり）

《中継ポンプ場》

1. 委託業務対象設備

管理対象施設は秋保中継第一ポンプ場，秋保中継第二ポンプ場とする。

管理対象設備は，次のとおりとし，その詳細は「別紙 10」による。

1) 機械設備

- (1) 沈砂池設備
- (2) 主ポンプ設備
- (3) その他付帯設備

2) 電気設備

- (1) 低圧動力設備
- (2) 動力電源制御設備
- (3) 計装設備
- (4) その他付帯設備

2. 委託業務内容

受注者は，以下の業務を行う。

1) 保守点検業務（点検作業内容は，「別紙 11」による）

- (1) 各種設備の検針・巡視点検
- (2) 各種設備の定期点検・給油及び調整
- (3) 各種設備及び備品等の簡易な部品交換・修繕
 - ① 簡易な修理とは，特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。
 - ② 簡易な小塗装とは，足場を必要としない場所（高 2.0m以下）において，錆・腐食等による剥離・錆防止のために行う部分的な塗装をいう。
- (4) 故障における応急処置及び原因調査
- (5) 主ポンプ等の絶縁抵抗測定
- (6) 槽内スカムの状況確認及び汚損フリクトの清掃

2) その他の業務

- (1) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- (2) 除塵作業，場内の簡易な除草
- (3) 機器の運転操作
- (4) 設備点検業務委託・槽内清掃等の立会

3. 業務委託の範囲

本業務には，下記業務は含まない。但し，運転業務として立会，操作，確認は含むものとする。

1) し渣運搬，処分業務

- 2) 緑地管理業務
- 3) 各ポンプ分解点検業務
- 4) 消防用設備法定点検業務
- 5) 自家用電気工作物保安業務
- 6) 計装設備点検業務
- 7) クレーン法定点検業務
- 8) その他専門知識及び技能を有する業務

上記業務であっても受託者が実施できる簡易な点検及び清掃等は、この範囲に含まれないものとする。

4. 業務担当者

1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。又、選任の内容は書面をもって発注者に報告すること。

必要な有資格者は、以下のとおりとする。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- (2) 電気工事士（第1種または第2種）または同等の知識を有する者
- (3) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

2) 業務従事者

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けさせた者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- (3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度終了後、下記書類を記録、整理し、発注者に速やかに報告すること。又、記録だけの書類についても発注者が求めた時は、直ちに提出すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定するフォーマットによる電子媒体
業務委託実施報告書	○	○	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
故障報告書	○	○	○

6. 業務委託実施頻度及び実施時間

- 1) 巡回は原則として8:30～17:00とし、月一回以上とする。
- 2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

添付資料

- 1) ポンプ場運転管理年報 H25～27年度分（「別紙12」のとおり）

《マンホール形式ポンプ場》

1. 委託業務対象設備

管理対象施設は茂庭中谷地ポンプ場，秋保町湯元橋本ポンプ場とする。

管理対象設備は，次のとおりとし，その詳細は「別紙 10」による。

1) 機械設備

- (1) 沈砂池設備
- (2) 主ポンプ設備
- (3) その他付帯設備

2) 電気設備

- (1) 低圧動力設備
- (2) 動力電源制御設備
- (3) 計装設備
- (4) その他付帯設備

2. 委託業務内容

受注者は，以下の業務を行う。

1) 保守点検業務（点検作業内容は，「別紙 13」による）

- (1) 各種設備の検針・巡視点検
- (2) 各種設備の定期点検・給油及び調整
- (3) 各種設備及び備品等の簡易な部品交換・修繕
 - ① 簡易な修理とは，特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。
 - ② 簡易な小塗装とは，足場を必要としない場所（高 2.0m以下）において，錆・腐食等による剥離・錆防止のために行う部分的な塗装をいう。
- (4) 故障における応急処置及び原因調査
- (5) 主ポンプ等の絶縁抵抗測定
- (6) 槽内スカムの状況確認及び汚損フリクトの清掃

2) その他の業務

- (1) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- (2) 除塵作業，場内の簡易な除草
- (3) 機器の運転操作
- (4) 設備点検業務委託・槽内清掃等の立会

3. 業務委託の範囲

本業務には，下記業務は含まない。但し，運転業務として立会，操作，確認は含むものとする。

1) し渣運搬，処分業務

- 2) 緑地管理業務
- 3) 各ポンプ分解点検業務
- 4) 消防用設備法定点検業務
- 5) 自家用電気工作物保安業務
- 6) 計装設備点検業務
- 7) クレーン法定点検業務
- 8) その他専門知識及び技能を有する業務

上記業務であっても受託者が実施できる簡易な点検及び清掃等は、この範囲に含まれないものとする。

4. 業務担当者

1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。又、選任の内容は書面をもって発注者に報告すること。

必要な有資格者は、以下のとおりとする。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- (2) 電気工事士（第1種または第2種）または同等の知識を有する者
- (3) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

2) 業務従事者

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けさせた者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- (3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度終了後、下記書類を記録、整理し、速やかに発注者へ報告すること。又、記録だけの書類についても発注者が求めた時は、直ちに提出すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定するフォーマットによる電子媒体
業務委託実施報告書	○	○	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
故障報告書	○	○	○

6. 業務委託実施頻度及び実施時間

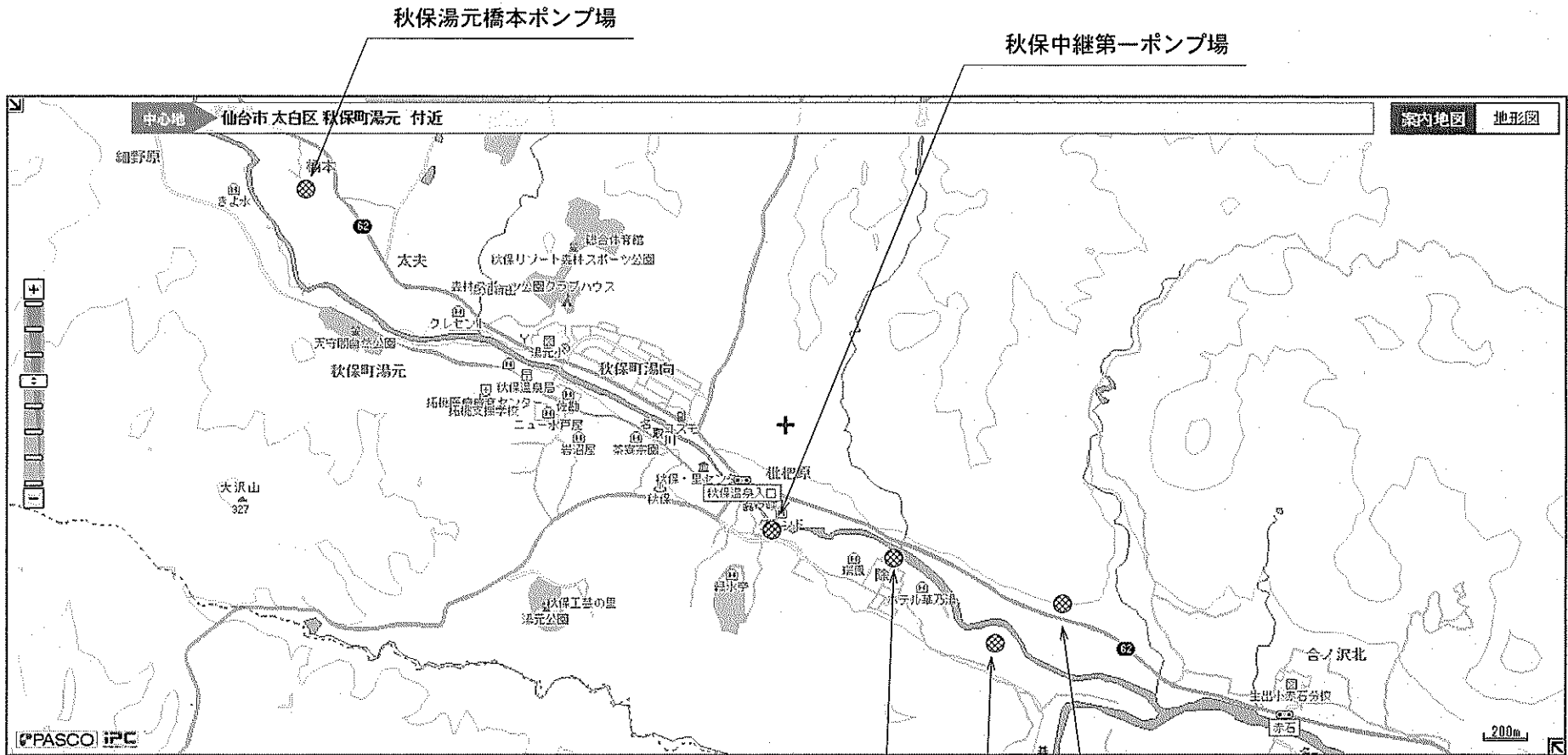
- 1) 巡回は原則として8:30～17:00とし、月一回以上とする。
- 2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

添付資料

- 1) ポンプ場運転管理年報 H25～27年度分（「別紙12」のとおり）

<別紙 1>

管 理 対 象 施 設
位 置 図



件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	案内図		
担当課	建設局下水道事業部	図番	縮尺
	設備管理センター	1	FREE

<別紙2>

委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成29年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成30年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成31年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

<別紙3>

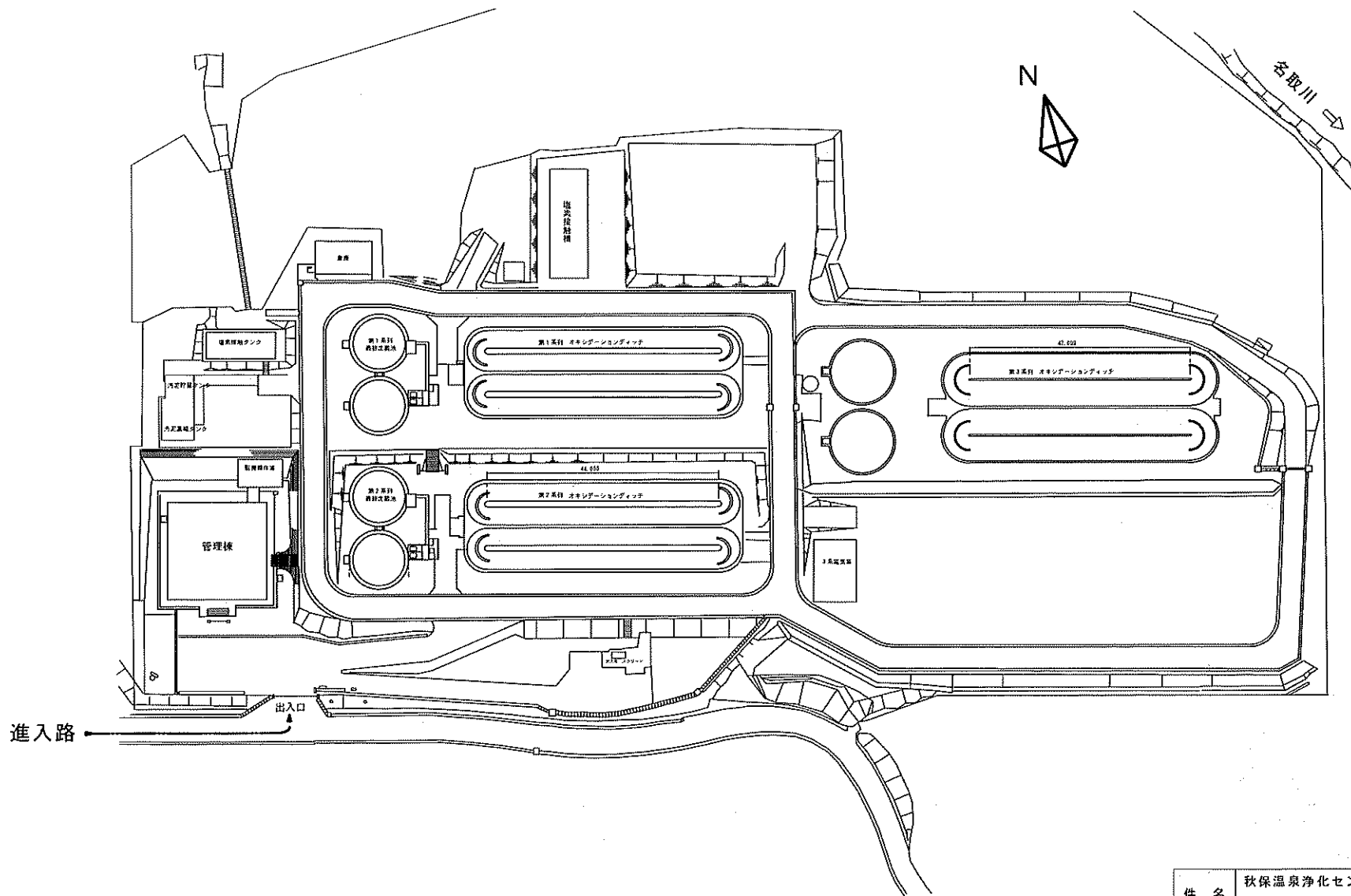
秋保温泉浄化センター
管理対象設備概要

秋保温泉浄化センター主要設備一覧表

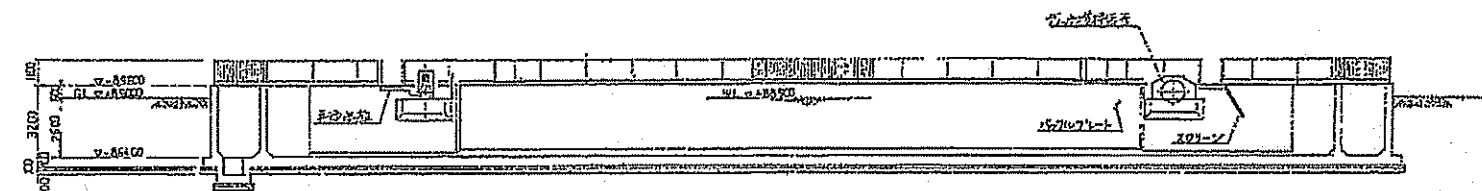
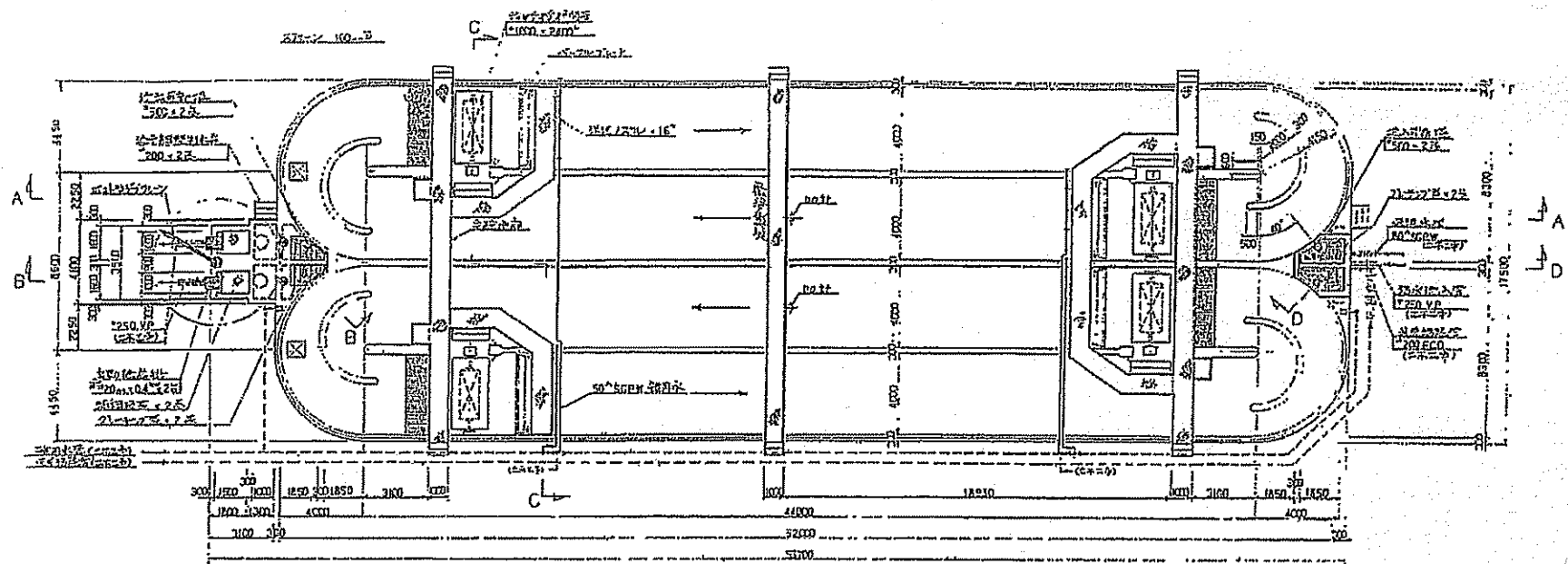
施設・機器		数量	単位	形式・規格等
建屋等	管理棟	1	棟	鉄骨増平屋建 建築面積 417.56㎡ S62年度
	“ (監視操作室)			“ 建築面積 50.22㎡ H11年度
	水処理電気室(Ⅲ系)	1	棟	“ 建築面積 110.56㎡ H11年度
	塩素接触棟	1	棟	“ 151.52㎡ H11年度
	汚泥棟	1	棟	29.76㎡ S62年度
	1系ポンプ室			9.82㎡ S62年度
	2系ポンプ室			9.82㎡ H2年度
	3系ポンプ室			8.05㎡ H11年度
受変電設備 (管理棟)	柱上開閉器	1	台	中耐塩じん用 7.2KV 300A 方向性SOG制御箱屋内埋込形
	引込受電盤(HP-1)	1	面	屋内自立型 3PDS7.2KV400A VCB7.2KV600A
	管理棟変圧器一次盤(HP-3)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理電気室配電盤(HP-3)	1	面	屋内自立型
	変圧器盤(HP-2)	1	面	屋内自立型 3φTr 200KVA 6600/210V
	動力主幹・照明盤(LP-1)	1	面	屋内自立型 1φTr 15KVA 210/210~105V
	直流電源盤(DP-1)	1	面	屋内自立型 HS-40E×54セル
	1系攪拌装置速度制御盤(VP-1, VP-2)	2	面	屋内自立型
	2系攪拌装置速度制御盤(VP-3, VP-4)	2	面	屋内自立型
	OD終沈給水設備(CC-1)	3	面	屋内自立型
	汚泥濃縮槽, 汚泥貯留槽(CC-2)	1	面	屋内自立型
	OD終沈、給水設備補助継電器盤(Ry-1, Ry-3)	2	面	屋内自立型
	汚泥濃縮貯留槽補助継電器盤(RY-2)	1	面	屋内自立型
	管理棟シーケンスコントローラ盤(1)(SQC-11)	1	面	屋内自立型
	管理棟シーケンスコントローラ盤(2)(SQC-12)	1	面	屋内自立型
	管理棟変換器盤(TD-1)	1	面	屋内自立型
	中央監視制御装置	1	面	屋内デスク型 UPS 1組
	雨量計記録器	1	組	自動電設計数器
非常通報装置	1	台	自立盤内組込 AC100V 蓄電池内蔵	
場外遠方監視装置	1	式	屋内デスク型 UPS 1組	
受変電設備 (3系側)	引込盤(HP-4)	1	面	屋内自立型
	変圧器盤(HP-5)	1	面	屋内自立型 3φTr 300KVA 6600/210V
	動力主幹・照明盤(LP-2)	1	面	屋内自立型
	直流電源盤(DP-2)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備シーケンスコントローラ盤(1)(SQC-21)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備シーケンスコントローラ盤(2)(SQC-22)	1	面	屋内自立型
	3・4系変換器盤(TD-2)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備補助継電器盤(1)(Ry-41)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備補助継電器盤(2)(Ry-42)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備コントロールセンタ(CC-4)	1	面	屋内自立型
	塩素混和池・砂ろ過設備補助継電器盤(Ry-5)	1	面	屋内自立型
	塩素混和池・砂ろ過設備コントロールセンタ(CC-5)	1	面	屋内自立型

	設備・分類	数量	単位	形式・規格等
砂溜り・分水槽	流入管渠			V P 管 250φ
	砂溜り分水槽			
	除塵設備 自動除塵機	1	基	裏搔き式連続式自動除塵機 1.0mW×1.9mH 0.4kw 5mm幅
	し渣脱水機	1	台	二軸スクリー式 0.2m3×h 0.75kw
	ハ°ハ°スクリーン	1	基	手搔きスクリーン
	除砂設備 水中攪拌ホ°ンフ°	1	台	口径50φ 0.2m3×8.0m 1.5kw 倉庫保管
	可動堰設備 1・2系分水可動堰	2	門	鑄鉄製角形手動式 0.6mW×400mm
	3・4系分水可動堰	2	門	鑄鉄製角形手動式 0.9mW×400mm
	ディッチ 1系0D槽	2	池	幅4.0m×長100.0m×深2.5m
	2系0D槽	2	池	幅4.0m×長100.0m×深2.5m
	3系0D槽	2	池	幅5.0m×長102.0m×深3.0m
	計装設備 1系D0計	2	組	2線式,ホ°-ラウ°ラフ方式 0~20mg/リ
	2系D0計	2	組	2線式,ホ°-ラウ°ラフ方式 0~20mg/リ
	3系D0計	2	組	ガルバニックスセル式
オキシデーションディッチ	攪拌措置 1・2系攪拌機回転数計	8	組	0~75rpm
	1系ディッチ攪拌装置	4	基	横軸式ヘリカルローター 3φ×200V×4P×11KW 35~75rpm 周波数制御
	2系ディッチ攪拌装置	4	基	横軸式ヘリカルローター 3φ×200V×4P×11KW 35~75rpm 周波数制御
	3系ディッチ攪拌装置	4	基	縦軸式ス°イラローター 3φ×200V×4P×5.5KW
	〃	4	基	縦軸式ス°イラローター 3φ×200V×4P×9.0KW
	ゲ°ト設備 1系流入可動堰	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 500×500
	2系流入可動堰	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 500×500
	可動堰設備 3系流入可動堰	2	門	鑄鉄製手動式 0.5mW×300mm
	1系流出可動堰	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 500×500
	2系流出可動堰	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 500×500
	1系流出量調整制水扉	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 200φ
	2系流出量調整制水扉	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 200φ
	3系流出量調整制水扉	2	基	手動外衽°式鑄鉄製 300×300
	スクリーン設備 1系自動スクリーン	2	基	チェーン走行式、目幅20mm 5m/min 0.4kw
	2系自動スクリーン	2	基	チェーン走行式、目幅20mm 5m/min 0.4kw
	3系手搔きスクリーン	2	基	ハ°-スクリーン、目幅20mm 1000mmW×1400mmH
最終沈澱池	最終沈澱池 1系	2	池	放射流円形池 φ10.0m×D3.0m
	2系	2	池	放射流円形池 φ10.0m×D3.0m
	3系	2	池	放射流円形池 φ12.0m×D3.0m
	ホ°ンフ°設備 1・2系返送汚泥ホ°ンフ°	4	台	スクリー 3φ×200V×5.5KW
	3系返送汚泥ホ°ンフ°	2	台	スクリー 3φ×200V×7.5KW
	3系余剰汚泥引抜ホ°ンフ°	2	台	横軸無閉塞形 3.7KW
	スカ°ットホ°ンフ°	2	台	水中ホ°ンフ° φ80 3.7KW 0.5m3/min×10m
	1・2系床排水ホ°ンフ°	2	台	水中ホ°ンフ° 3φ×200V×2.2KW
	3系床排水ホ°ンフ°	1	台	水中ホ°ンフ° 0.75kw
	汚泥引抜弁	4	台	3φ×200V×0.2KW φ200
	返送汚泥引抜弁	2	台	3φ×200V×0.2KW φ200
	余剰汚泥引抜弁	2	台	3φ×200V×0.2KW φ200

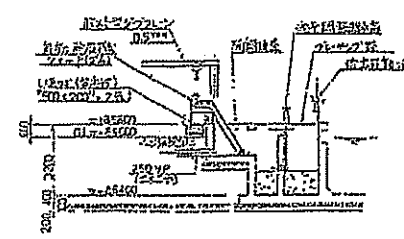
	設備・分類	数量	単位	形式・規格等
最終沈澱池	1・2系汚泥掻寄機	4	台	中央駆動懸垂式 3φ×200V×0.4KW φ9700
	3系汚泥掻寄機	2	台	中央駆動懸垂式 3φ×200V×0.4KW φ11700
	流量計 1・2系返送汚泥流量計	2	組	電磁流量計 φ150 0~200m ³ /h
	3系返送汚泥流量計	1	組	電磁流量計 φ75
	1・2系余剰汚泥流量計	2	組	電磁流量計 φ80 0~100m ³ /h
返流水槽	返流水槽	1	池	W3600×D3600×H3500
	返流水ポンプ	2	台	水中ポンプ φ80 0.5m ³ /min×10m
塩素接触槽	1・2系塩素接触槽	1	池	迂回流長方形池 W1.0m×L42.0m×H1.0m
	3系塩素接触槽	2	池	迂回流長方形池 W1.0m×L21.0m×H1.5m 1池バース
	次亜塩注入ポンプ 1・2・3系	3	台	ダイヤフラム式 0.2kw
	滅菌設備 塩素滅菌器	1	台	浸水式PVC製 充填量70kg 放流水用
	” ”	1	台	インテグレート式PVC製 雑排水用
	用水設備 1・2系雑用水ポンプユニット	1	組	並列交互運転方式 φ50mm, 0.25m ³ /min×30m, 3.7kw×2
	3系雑用水ポンプ	2	台	水中ポンプ 0.8m ³ /min×30m, 7.5kw
	1・2系雑用水ストレーナー	1	台	自動逆洗式 φ80A, 処理水量0.5m ³ /min, 0.1kw
	3系雑用水ストレーナー	1	台	自動逆洗式 φ100A, 処理量48m ³ /h×0.4kw
	計装設備 1・2系放流流量計	1	組	堰式(投込式) 0~400m ³ /h
3系放流流量計	1	台	電磁流量計 0~400m ³ /h	
汚泥棟設備	汚泥槽設備 汚泥濃縮槽	2	槽	円形放射流式 2.5m×2.5m×H3.0m
	汚泥貯留槽	1	槽	正方形池空気吸込攪拌機 4.4m×4.4m×H4.0m
	汚泥ポンプ設備 濃縮汚泥ポンプ	2	台	無閉塞型 φ80mm 0.5m ³ /min×5m 3φ×200V×2.2kw
	汚泥濃縮室排水ポンプ	1	台	水中汚水ポンプ φ80mm 0.5m ³ /min×10m 3φ×200V×2.2kw
	凝集剤注入ポンプ	2	台	ダイヤフラム式 3000ml/min 0.2kw
	汚泥掻寄機設備 汚泥掻寄機	2	基	中央駆動懸垂式 φ2300mm 3φ×200V×0.2kw
	送風機設備 汚泥攪拌ローター	1	基	ルーツ型ローター φ50×1.2m ³ /min×60kpa 3.7kw
	計装設備 汚泥貯留槽液位計	1	組	圧力式 0~4m
	雨量計	1	組	転倒ます式 φ200mm 0.5mm/1転倒



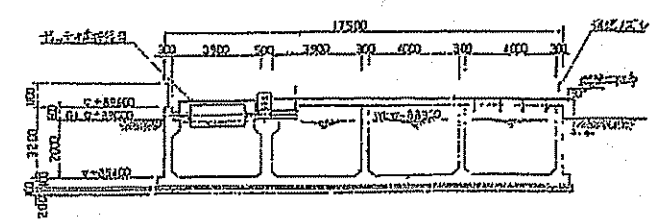
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター構内配置図		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-1
	設備管理センター	縮尺	FREE



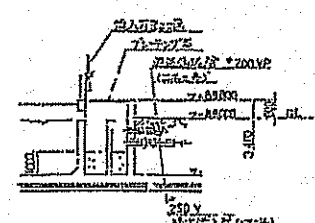
A-A 断面図



B-B 断面図

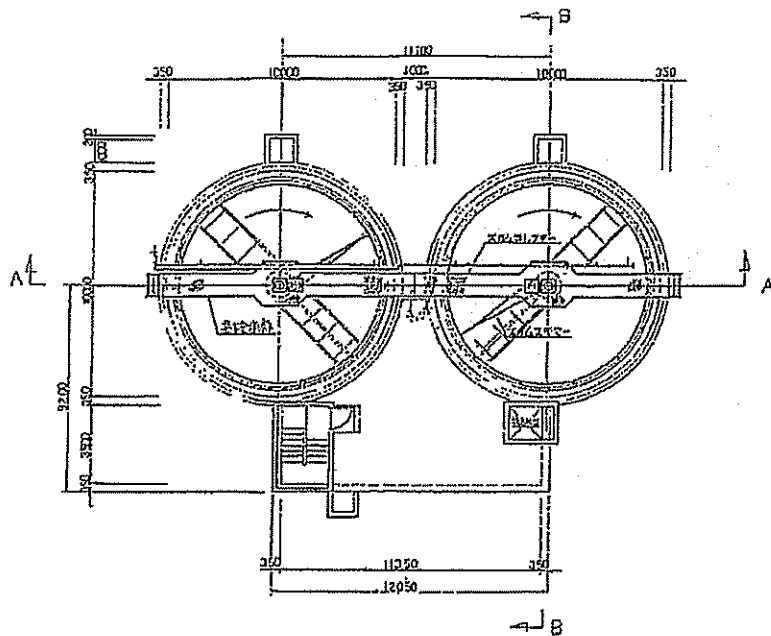


C-C 断面図

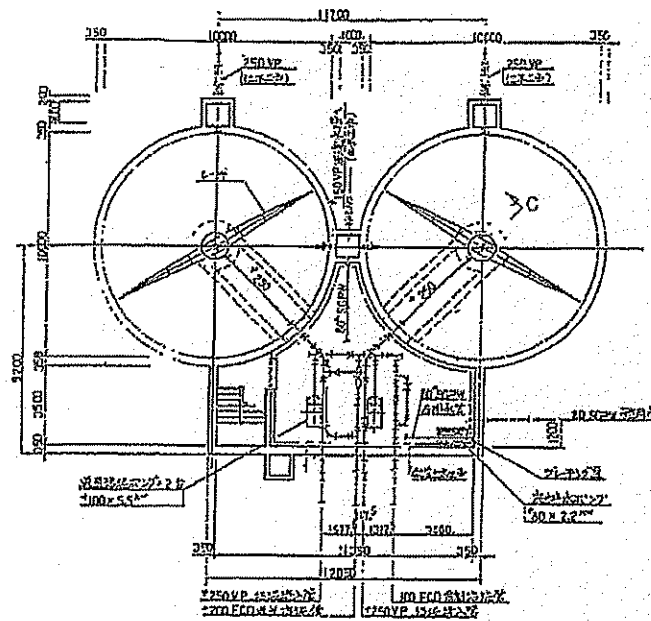


D-D 断面図

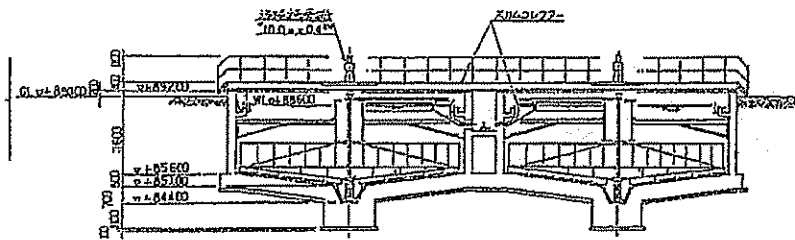
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 1・2系OD槽参考図		
担当課	建設局下水道事業部 設備管理センター	図番	縮尺
		3-2	FREE



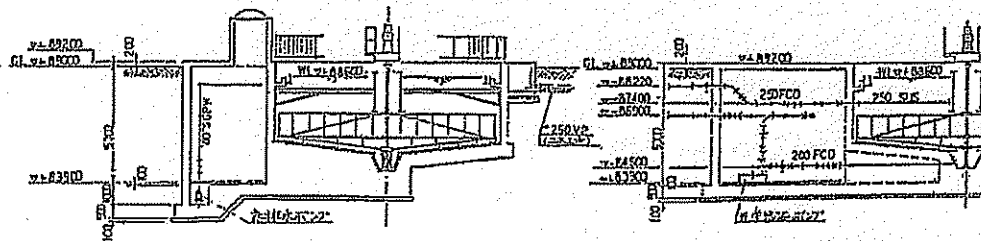
上部平面図



下部平面図



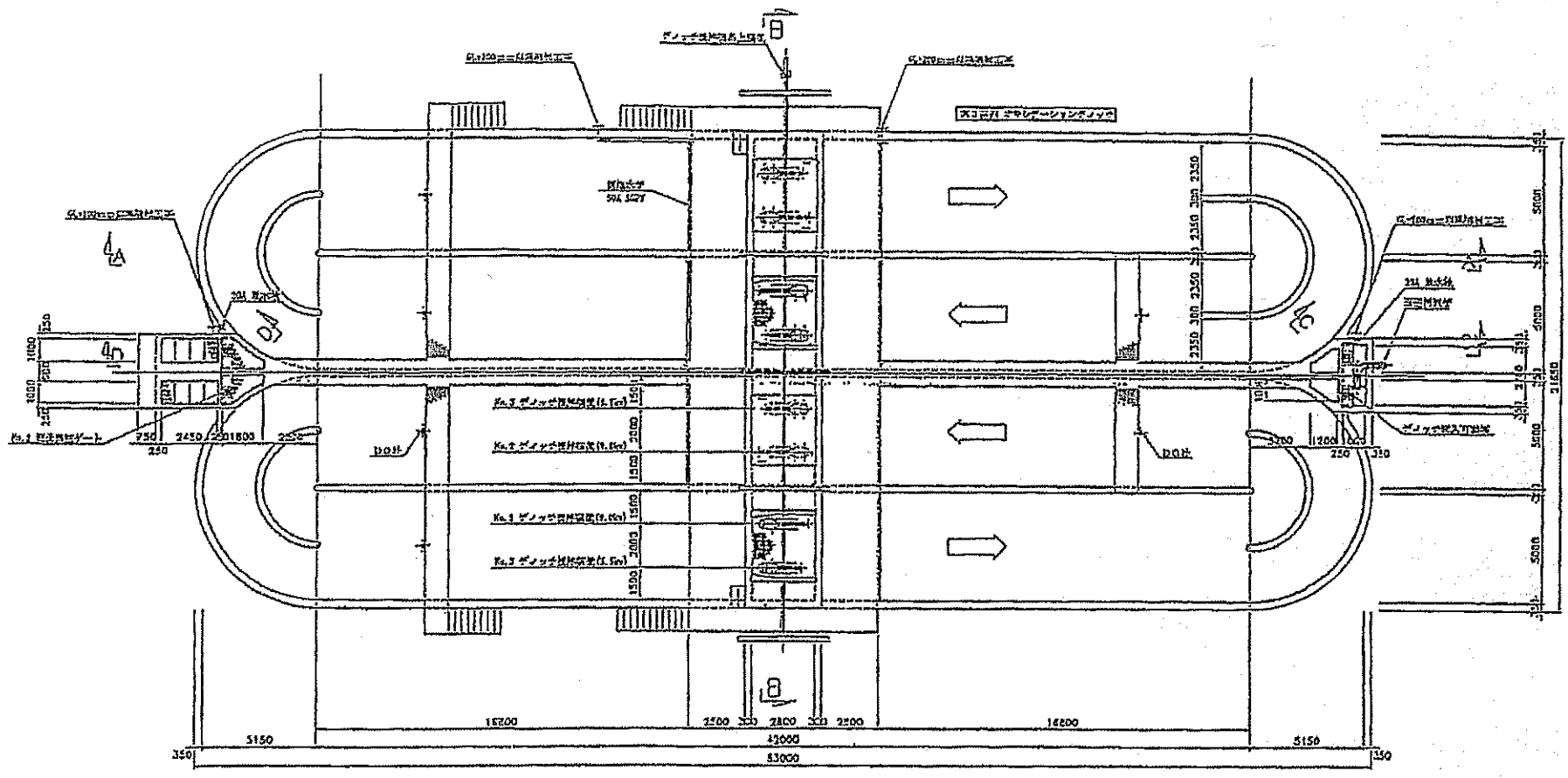
A-A 断面図



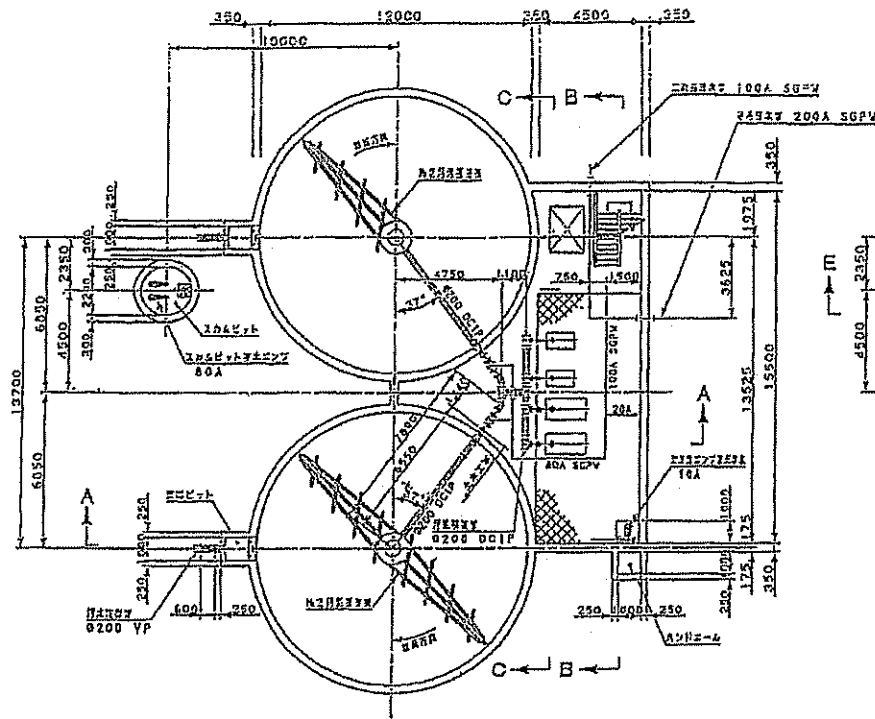
B-B 断面図

C-C 断面図

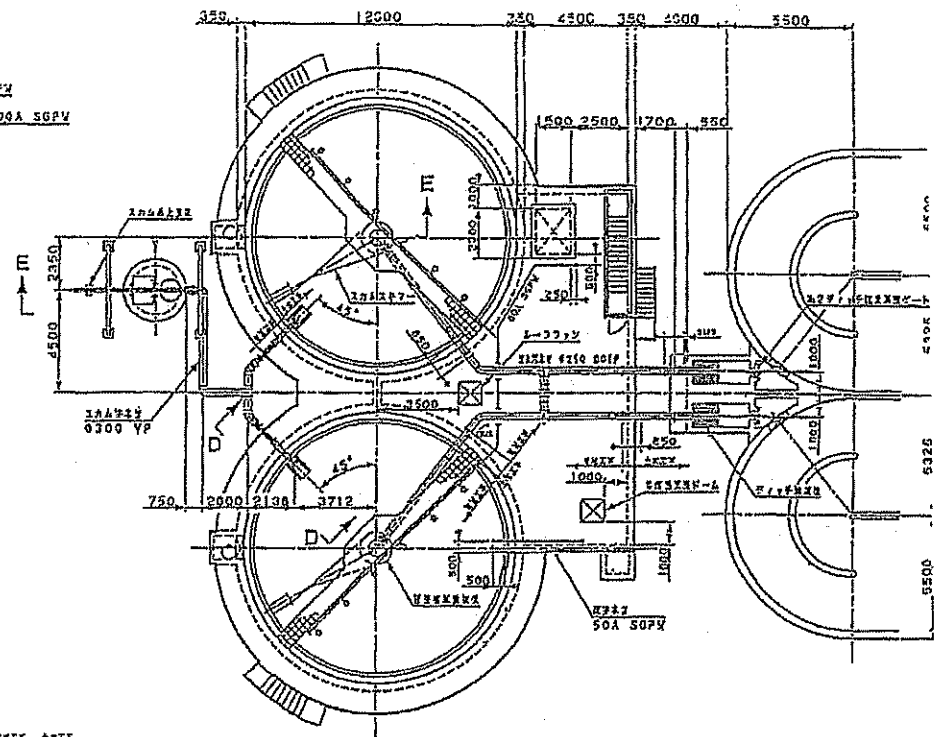
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 1・2系最終沈澱池参考図		
担当課	建設局下水道事業部 設備管理センター	図番	3-3
		縮尺	FREE



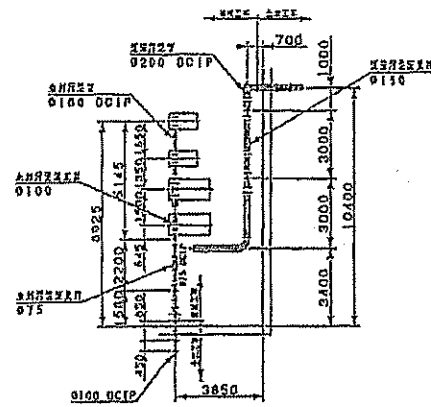
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 3系OD槽参考図		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-4
	設備管理センター	縮尺	FREE



地下1F 平面図

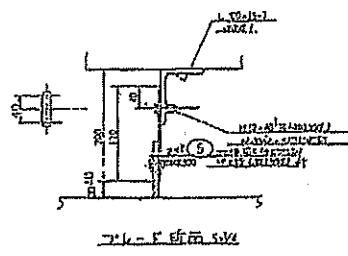
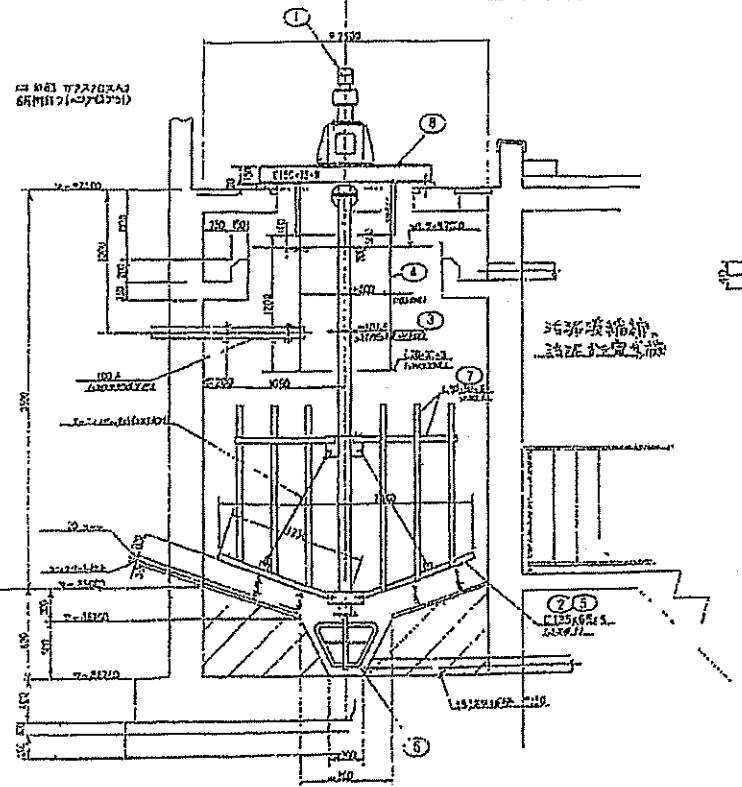
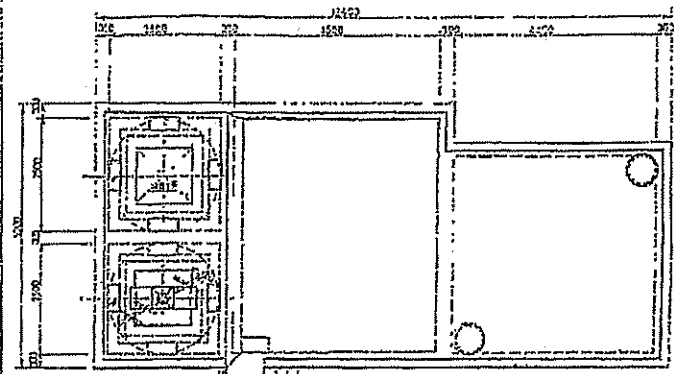
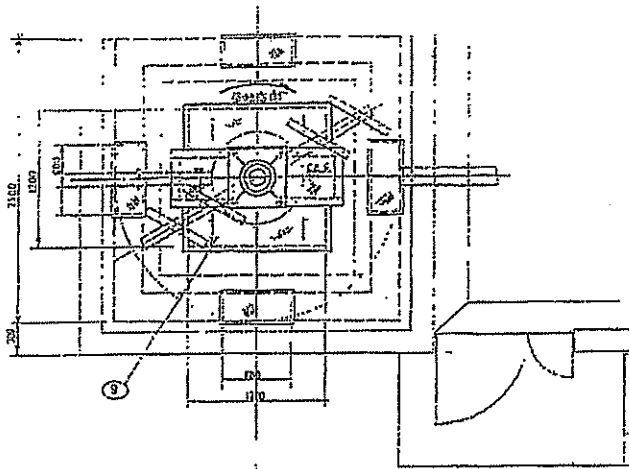


1F 平面図



ポンプ上可 平面図

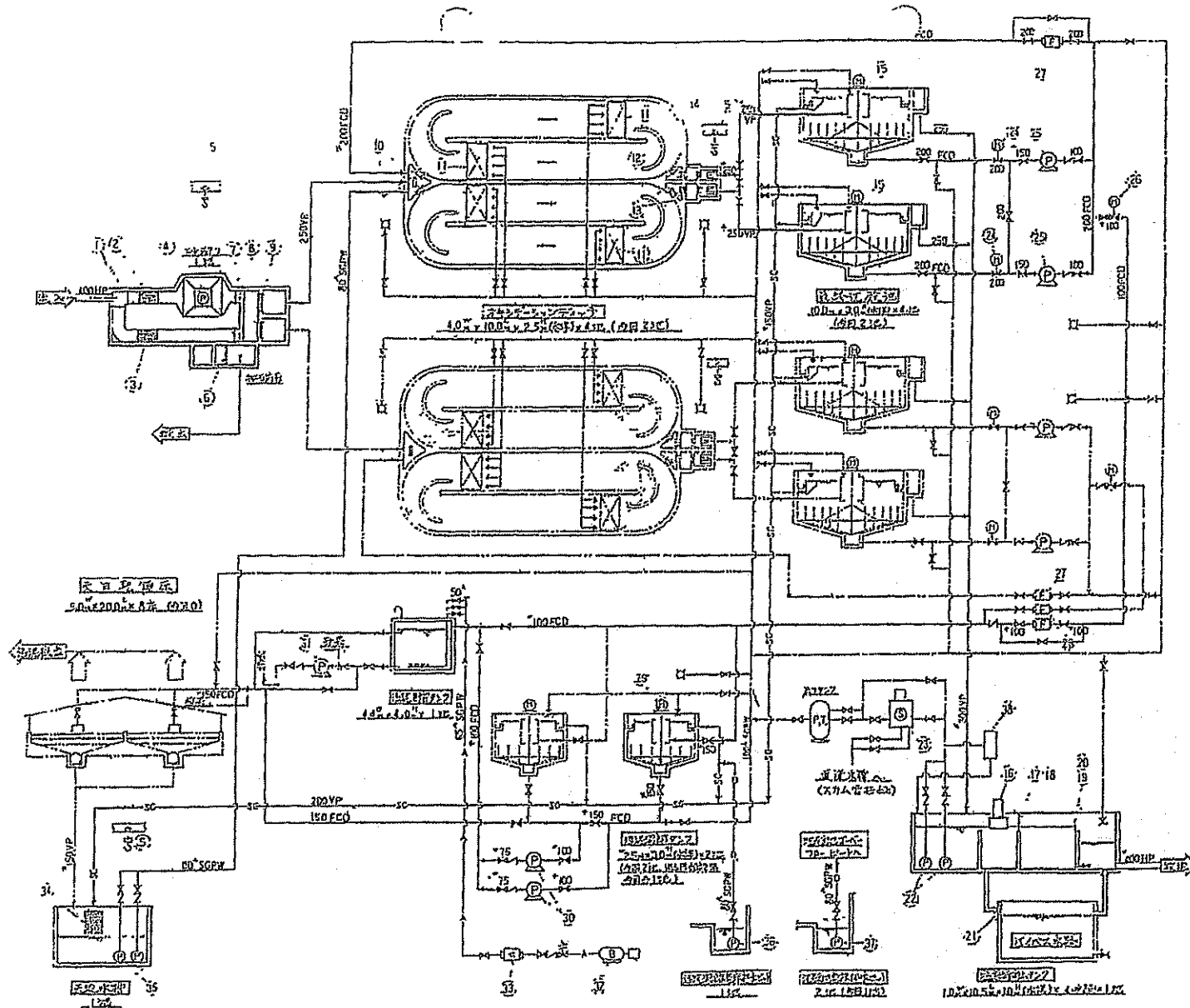
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 3系最終沈澱池参考図		
担当課	建設局下水道事業部 設備管理センター	図番	3-5
		縮尺	FREE



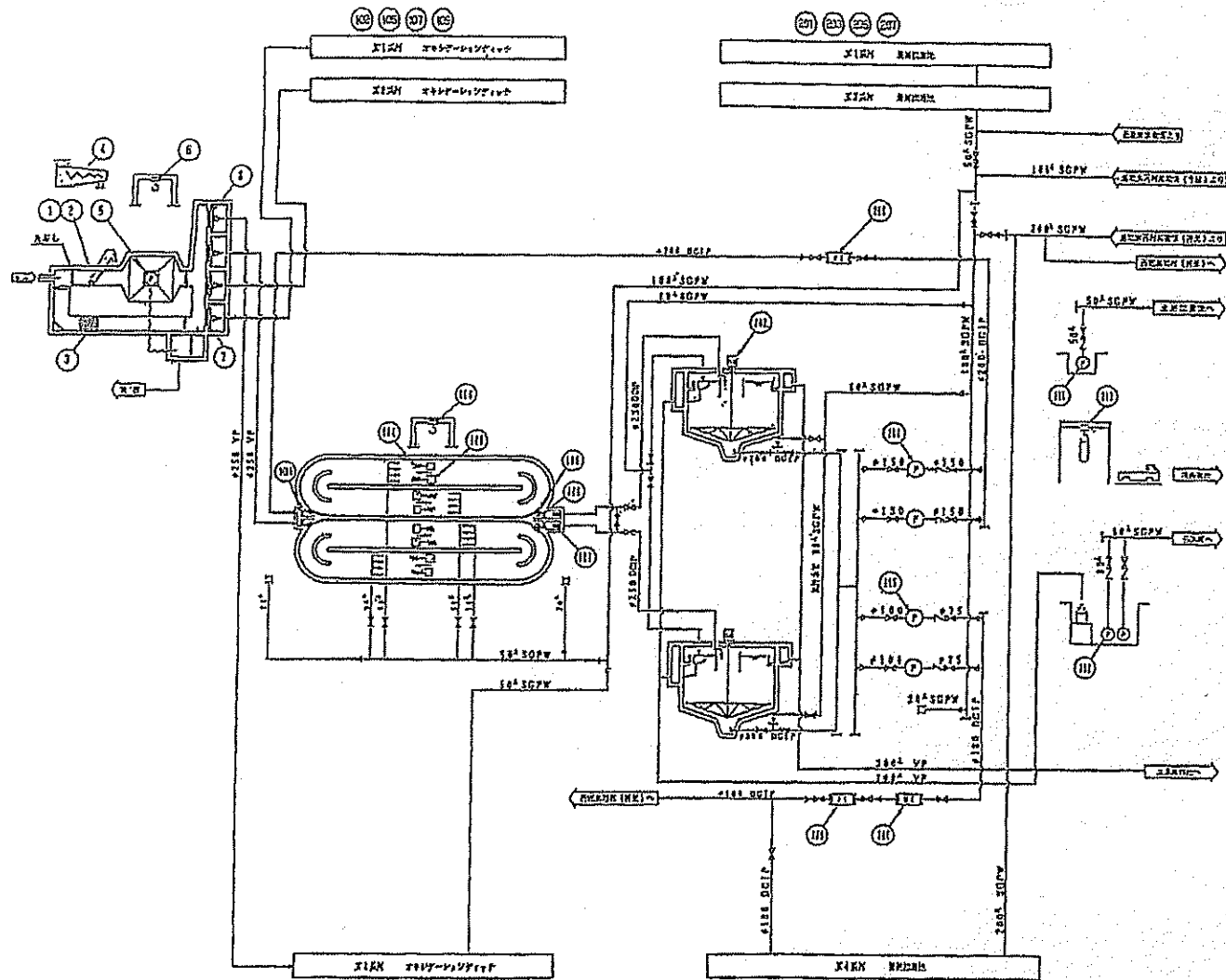
仕 様

材 質	特殊鋼板
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	約 2.1 m/min
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)
製作工程	2100mm (1070/1270)

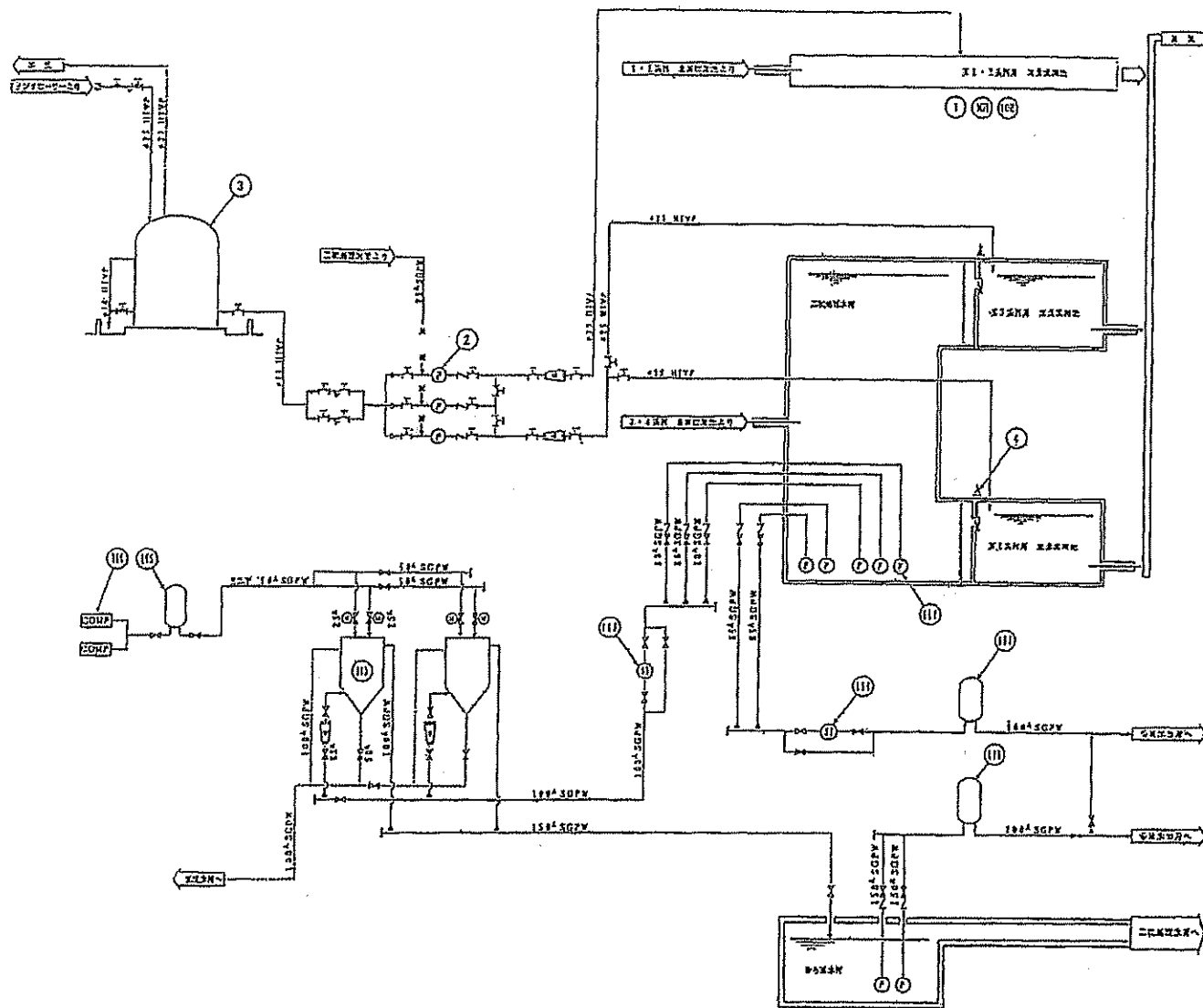
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 汚泥濃縮槽参考図		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-6
	設備管理センター	縮尺	FREE



件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 1・2系フローシート		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-7
	設備管理センター	縮尺	FREE



件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 3系フローシート1		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-8
	設備管理センター	縮尺	FREE



件名	秋保温泉浄化センター外4箇所 運転管理業務委託		
図名	秋保温泉浄化センター 3系フローシート2		
担当課	建設局下水道事業部	図番	3-9
	設備管理センター	縮尺	FREE

<別紙 4>

秋保温泉浄化センター
点検作業内容

保守点検基準表(浄化センター)

(1)機械設備

設備名	機器名	分類		点検作業内容					
				日常点検	定期点検				
					1週間	1ヶ月	その他		
① 沈砂池設備	ゲート	手動式	1000mm口以下	1. 開度確認			6ヶ月	1. ネジ部のグリス塗布	
							1年	1. シール及びスピンドルの損傷確認	
	除塵機械	連続式自動除塵機		1. 停止機器を稼働させてレーキの状態・チェーンの状態、モーター・減速機の温度、異音、振動等の確認		1. チェーンの張り具合の調整 2. グリスの補給、チェーンへのグリス塗布 3. リミットスイッチの作動確認		6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認
								1年	1. チェーン、スプロケットホイールの磨耗状況の測定
搬出機械	スクリーコンベヤ		1. 停止機器を稼働させて走行状態、ローラーの回転状態、温度、異音、振動等の確認				6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. グリスの補給	
② オキシデーション デイツチ設備	曝気装置	横軸型(1, 2系)		1. 羽根、水切板の磨耗損傷の確認 2. 異音、振動、油量の確認		1. グリスの補給 2. 電流値の測定 3. 軸受、モーターの磨耗、加熱、異音、振動点検	1年	1. サイクロ減速機の潤滑油交換	
		スクリー型(3系)							
	消泡装置	固定式		1. 消泡ノズル及び消泡状況の確認					
	制水扉	制御扉(手動式)	1000mm口以下		1. 開度指示状況の確認		1. グリスの補給		
		可動堰	手動式						
スクリーン	連続式自動除塵機		1. 停止機器を稼働させてレーキの状態・チェーンの状態、モーター・減速機の温度、異音、振動等の確認		1. チェーンの張り具合の調整 2. グリスの補給、チェーンへのグリス塗布 3. リミットスイッチの作動確認		6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認	
	自動(1,2系)	チェーン走行式 目幅20mm					1年	1. チェーン、スプロケットホイールの磨耗状況の測定	
	手がきバースクリーン								
	手がき(3系)	バースクリーン 目幅20mm							
③ 最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	中央駆動式懸垂型		1. 異音、振動の確認		1. グリスの補充 2. 電流値の測定	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認	
		中央駆動式支柱型					1年	1. 本体確認	
	スカムスキマー	円形池用スキマー		1. 作動状況の確認 2. スカム状況の確認					
汚泥ポンプ	無閉塞形及び吸込スクリー形	ベルト掛	回転数制御(1,2系)	1. 異音、温度、圧力計、弁開度、水漏れ、電流値、Vベルト、油量などの確認 2. メカニカルシール等の状況の確認	1. 同左、但し停止中の機器を稼働させての作業をも含む	1. 軸受温度の測定	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. 振動測定	
			固定速(3系)				1年	1. 潤滑油の交換 2. 点検清掃	
自動弁	電動式	全開-全閉		1. 開度指示状況の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認(開閉時間の測定含む)			
④ 消毒設備	次亜塩素酸ソーダ注入装置	ダイヤフラム形ポンプ	① 手動調整	1. 配管ラインのガス溜りの確認 2. 液位計の確認 3. 注入量の確認 4. 機器の作動状況の確認			6ヶ月	1. ストレーナの清掃	
			② ストローク調整				1年	1. 潤滑油の交換	
			③ 回転数制御						
			④ ②+③						

設備名	機器名	分類		点検作業内容				
				日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
⑤ 用水設備	用水ポンプ	水中ポンプ	脱着 無	1. 異音、水漏れ、振動等の確認			6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認
			脱着 有				1年	1. 点検清掃
	ストレーナ	自動洗浄ストレーナ		1. 差圧計指示の確認 2. 圧力計の確認	1. 逆洗状況の確認	1. 本体エア抜き 2. 差圧、逆洗の連動の確認	1年	1. 内部確認
⑥ 汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	中央駆動式 懸垂形		1. 異音、振動の確認		1. グリスの補充 2. 電流値の測定	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認
	汚泥ポンプ	無閉塞形及び吸込スクリュー形	直結形	1. 音、温度、圧力計、弁開度、水漏れ、振動、油量等の確認 2. メカニカルシール等の状況の確認 3. Vベルトの確認		1. Vベルトの調整	6ヶ月	1. 振動測定
			ベルト掛				1年	1. 潤滑油の交換 2. 点検清掃
	槽攪拌機	ルーツプロワ		1. 異音、温度、振動、圧力計、油面、グリスの確認 2. Vベルトの確認		1. エアフィルタの清掃 2. Vベルトの調整 3. グリスの補給	1年	1. 潤滑油の交換 2. 内部清掃、点検 3. 振動測定
	凝集剤溶解タンク	攪拌機付 (ポリウレタン製)		1. 量、漏れの有無の確認 2. 異音、振動の確認			1年	1. 槽内部確認
薬品ポンプ	ダイヤフラム形ポンプ	① 手動調整	1. 異音、温度、振動、水漏れなどの確認				1年	1. 潤滑油交換 2. 点検清掃
		② ストローク調整						
		③ 回転数制御						
		④ ②+③						
⑦ 空気調和機設備	空気調和機	ユニット形空調機 小形クーラー		1. 温度、異音の確認			1年	1. フィルタ水洗い
⑧ 換気設備	送風機	送風機	換気扇 屋上ルーフエアコン	1. 異音、振動の確認	1. 電流値の確認		1年	1. 羽根の損傷確認 2. Vベルトの確認
	風道	吹出口及び吸込口 ダンパー類		1. 吹出口、吸込口の異物 付着状況の確認		1. ダンパーの開閉確認	6ヶ月	1. 本体損傷の確認
⑨ その他の設備	床排水ポンプ	直結形		1. 排水槽の状況確認 2. 作動確認、異音確認			6ヶ月	1. 排水槽内堆積物除去
	配管			1. 漏れ確認 2. ジョイント部接合状況の確認			1年	1. 点検清掃
	排水ポンプ	渦巻ポンプ 着脱 有		1. 異音、水漏れ、振動等の確認 2. メカニカルシール等の確認			1年	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 点検清掃

(2)電気設備

設備名	機器名	分類	点検作業内容			その他
			日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	
① 高 圧 受 変 電 設 備	PAS	(柱上気中開閉器)				
	断路器					1. 受けと刃の接触過熱、ゆるみ、荒れ具合、損傷及び亀裂状況の確認
	遮断機(一次)					1. 外部の損傷、腐蝕、過熱、さび、変形、ゆるみの確認 2. 操作具合の確認
	変圧器	動力用 照明用				1. 外部の損傷、腐蝕、さび、ゆるみ、変形、亀裂状況の確認
	遮断機(二次)					1. 外部の損傷、腐蝕、さびの発生、ゆるみ、変形、過熱の確認 2. 操作具合の確認
	PT	(計器用変圧器)				1. 外観の確認
	保護継電器					1. 機能確認
	VS	(真空スイッチ)				1. 外部の損傷、腐蝕、過熱、さび、変形及びゆるみの確認
	SC	(進相コンデンサ)				1. 外部の損傷、腐蝕、過熱、さび、変形及びゆるみの確認
	直列リアクトル	(3系のみ)				1. 外観の確認
	配電盤				1. 計器及び表示灯の確認	1. 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、及び汚損の確認
	接地極	(1,2系のみ)				
	② 直 流 電 源 装 置	充電器				1. 電圧、電流の確認
バッテリー		鉛	1. 外観確認		1. 電圧、温度、比重(鉛のみ)液量の確認…6ヶ月	1. 架台等の腐蝕、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相、極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認 2. 電圧の測定
電源分岐盤						1. 配電盤に準ずる
③ 無 停 電 電 源 装 置	充電器					1. 外観の確認
	バッテリー				1. 直流電源のバッテリーに準ずる	1. 直流電源のバッテリーに準ずる
	インバータ				1. 電圧、電流の確認	1. 外観の確認
	切替装置					
④ 電 線 路 設 備	地中電線路					1. ハンドホールの内電線の確認 2. ハンドホールの内の清掃
	ケーブルラック					1. 外観の確認
⑤ 動 力 設 備	コントロールセンタ				1. 表示灯の確認	6ヶ月 1. 絶縁抵抗の測定 2. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の確認 1年 1. 保護継電器の動作確認
	現場操作盤				1. 計器及び表示灯の確認	1. 同上
	VVVF装置					
	シーケンサ					
	コントローラ					1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の確認

設備名	機器名	分類	点検作業内容			
			日常点検	定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
⑥ 計装設備 ※共通	調節計					
	演算器					
	操作器					
	指示計					
	積算計					
	警報設定器					
	ループコントローラ					
	変換器盤					1年 1. 裏面配線のほこり、汚損、過熱、ゆるみ及び断線の確認
	補助継電器盤					1. 同上
⑥※ 計装設備 風機	DO	隔膜式	1. 指示状況の確認		1. 校正(零、スパン) 2. 隔膜の洗浄 3. 電解液、隔膜の交換	
		その他				
⑥※ 計装設備 沈	返送汚泥流量	電磁式	1. 外観の確認	1. 指示状況の確認		1年 1. 零調整
		その他				
⑥※ 計装設備 放流	余剰汚泥流量	電磁式	1. 外観の確認	1. 指示状況の確認		1年 1. 零調整
		その他				
⑥※ 計装設備 渠	放流流量	電磁式	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 外観の確認及びピットの清掃		1年 1. 零調整、清掃
		せき式				
⑥※ 計装設備 タンク	タンク液位	エアパージ式	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1年 1. 清掃
		静電容量式				
		超音波式				
		投入圧力式				
		その他(圧力式)				
⑥※ 計装設備 象	雨量計	転倒ます式	1. 外観の確認			
		その他				
⑦ デ ー タ 口 他	CPU・補助記憶等					
	タイプライター					
	伝送装置					
⑧ 付 帯 設 備	照明設備		1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1年 1. 照明効果、汚損、損傷、加熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備					
	自動火災報知設備					
	電話設備					
	テレビ共聴設備					
	外灯設備					

<別紙5>

秋保温泉浄化センター
水質試験等

水 質 試 験 項 目

1. 日常試験(月曜日～金曜日に実施するもの)

(1) 水処理関係

項 目	流 入 水	オキシデーション デ ィ ッ チ	放 流 水
水 温	○	○	○
外 観	○	○	○
臭 気	○	○	○
透 視	○	—	○
P H	○	○	○
D O	○	○	○
S S	○	—	○
C O D	○	—	○
S V S	—	○	—
M L S	—	○	—
S V I	—	○	—
残 留 塩 素	—	—	○
ア ル カ リ 度	○	○	—
亜 硝 酸 性 窒 素	—	○	—
硝 酸 性 窒 素	—	○	—
アンモニウム体窒素	—	○	—

2. 定期試験(週1回)

(1) 水処理関係

項 目	流 入 水	オキシデーション デ ィ ッ チ	放 流 水
R S S S	—	○	—

(2) 汚泥処理関係

項 目	固 形 物 濃 度	有 機 物
返 送 汚 泥	○	○
余 剩 汚 泥	○	○
濃 縮 汚 泥	○	○
貯 留 汚 泥	○	○

3. 試験方法は、原則として「下水試験方法」(日本下水道協会)によるものとする。
 ※日常試験の亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニウム体窒素については、
 パックテストにて行う。PH,DO, 残留塩素については、簡易的な試験又は
 測定器等で測定できるものとする。

〈別紙6〉

毒物等の管理に関する要領

毒物等の管理に関する要領

(平成 11 年 3 月 12 日下水道局長決裁)

(目的)

第 1 条 仙台市の下水道施設で取り扱われる毒物等について、使用、保管に関する管理要領を定めることにより、毒物等による事故を未然に防止し、もって職場における安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 ここではいう毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物をいう。

(体制及び職務)

第 3 条 この要領に関する業務を行うため、毒物総括管理者、毒物管理者及び毒物責任者を置く(別図参照)。

2 毒物総括管理者は、建設局下水道担当次長とし、毒物に関する安全管理を総括する。

3 毒物管理者は、業務課長、設備管理センター及び南蒲生浄化センターの各所長とし、所轄する施設における毒物等の取扱いに関する管理、指導を行う。

4 毒物責任者は、水質管理センターにあつては所長、設備管理センターにあつては管理委託を行っている浄化センター所長、南蒲生浄化センターにあつては水質管理係長とし、日常の毒物等の取扱いを管理する。

(保管管理)

第 4 条 毒物は明確に区分された専用の、鍵をかけられる堅固な保管設備に保管管理するものとし、保管設備及び検査施設の鍵については毒物責任者が管理する。

2 毒物を使用する者は、使用する毎に毒物責任者から毒物保管庫の鍵を受け取り、使用後速やかに返却し、保管庫鍵管理簿(様式-1)に記載するものとする。

3 毒物以外の薬品は、鍵のかかる場所に保管する。

(毒物の使用数量等の記録、確認、報告)

第 5 条 毒物を使用する者は、毒物取扱い管理簿(様式-2)に使用年月日、使用者名、使用数量等を記録し、毒物責任者及び毒物管理者の確認を受けるものとする。

2 毒物責任者は、毎月末日現在における毒物の残量を確認し、翌月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告し確認を受けるものとする。

3 毒物責任者は、毒物の年間購入量、年間使用量及び年度末現在における残量を確認し、四月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告するものとする。

4 設備管理センター及び南蒲生浄化センターの毒物管理者は、四月三十日までに毒物取扱い管理簿の写しを水質管理センター所長へ送付するものとする。

5 水質管理センター所長は、年度毎に下水道各施設の毒物取扱い管理簿を取りまとめ、毒物使用施設における使用、保管毒物の種類、使用量、残量に係る年間総括表(様式-3)を作成し、五月十日までに毒物総括管理者へ報告するものとする。

(事故の際の処置)

第 6 条 毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の発見者は、その内容及び状況についてすみ

やかに毒物責任者に報告しなければならぬ。毒物責任者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、その状況を確認し、すみやかに毒物管理者に報告しなければならぬ。

2 毒物管理者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、すみやかに、その内容を毒物総括管理者に報告し、その指導の下に必要な対応に及び、宮城県等関係機関に届け出るとともに、安全衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。
(毒物以外の使用薬品の管理)

第7条 毒物責任者は、毒物以外の薬品について、毎月末日現在における保管種類及び残数に関する点検、確認を行い、毒物以外の薬品在庫管理簿(様式-4)により翌月十日までに毒物管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、水質管理センターにおいて処理する。

附 則

(実施期日)

この毒物等の管理に関する要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年6月改正)

(実施期日)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成14年9月改正)

(実施期日)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年3月改正)

(実施期日)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年5月改正)

(実施期日)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年5月改正)

(実施期日)

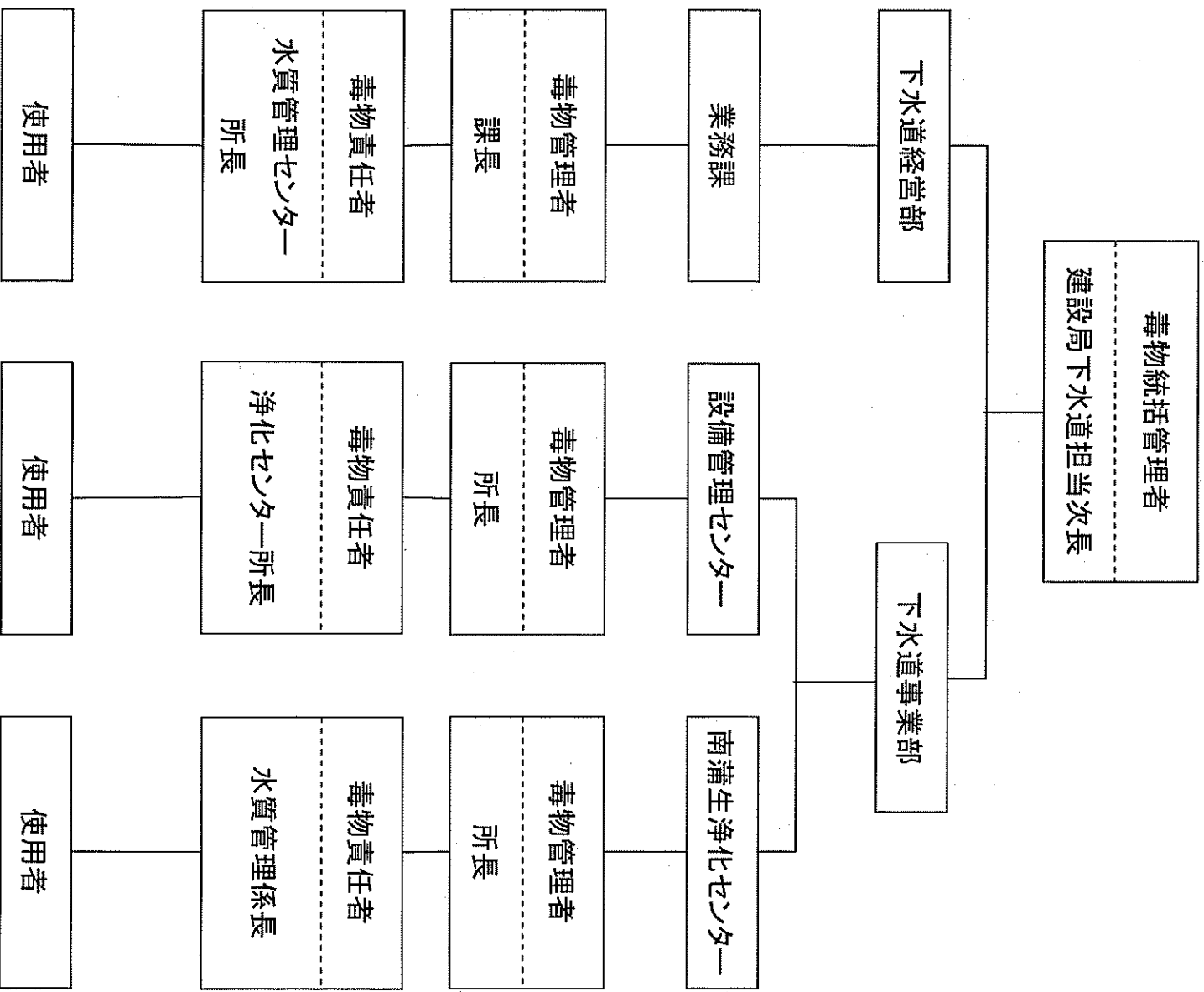
この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月改正)

(実施期日)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

別図 毒物管理体制



様式-2

毒物取扱い管理簿 [平成 年度]

施設名 ()
 毒物名 ()

前年度からの繰越量 (g・ml)

日付	毒物管理者 (印)	毒物責任者 (印)	使用者 (印)	使用量 g・ml	試験+容器 (g)		残量 g・ml	使用目的	備考
					使用前	使用后			
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									

確認

日付	毒物管理者 (印)	毒物責任者 (印)	前年度繰越量 (g・ml)	使用量 (g・ml)	残量 (g・ml)
/ /					

毒物使用年間総括表 [平成 年度]

施設名 _____

毒物名	前年度からの 繰越量	購入量	使用量	残量

毒物総括管理者 確認(印)	毒物管理者 確認(印)
年 月 日	年 月 日
毒物責任者 確認(印)	年 月 日

毒物以外の薬品在庫管理簿 [平成 年 月]

施設名 _____

薬品名	グレード他	内容量	残数

毒物管理者確認(印)	毒物責任者確認(印)	担当者(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

<別紙7>

秋保温泉浄化センター
運 転 管 理 年 報
(H25～H27年度分)

施設運転管理状況報告（水処理フロー図）

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

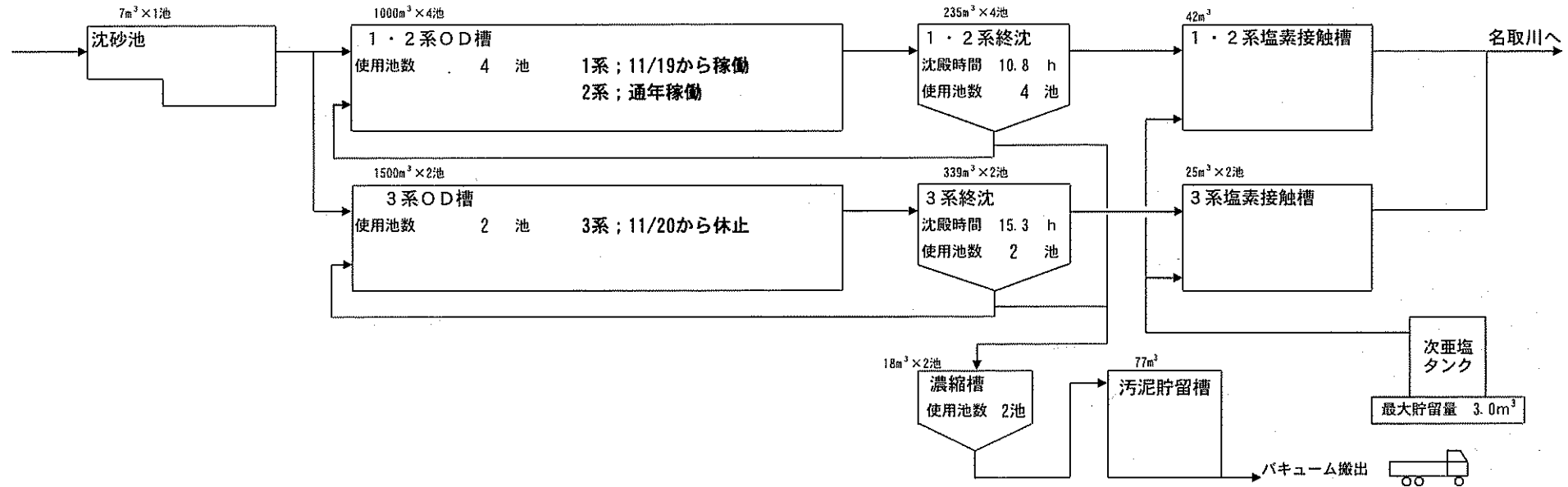
1/1

秋保温泉浄化センター

平均気温 14.1 °C 総降雨量 1,232 mm 流入水平均水温 22.9 °C

総流入水量 839,160 m³

放流水量 806,309 m³



電気・機械・その他		沈砂池		流入水		1, 2系オキシデーションディッチ		最終沈殿池		1, 2系放流水		汚泥	
受電電力量	379134 kwh	しごき搬出量	5066 kg	晴天時最大量	3576 m ³	MLSS AVG	1875 mg/l	総返送汚泥量	1020201 m ³	総放流水量	548651 m ³	濃縮TS AVG	2.45 %
上水使用量	272 m ³	沈砂搬出量	2 m ³	晴天時最大日	12月21日	SRT AVG	49.3 日	返送汚泥量AVG	2795 m ³	SS AVG	1.8 mg/l	貯留TS AVG	2.37 %
LPG使用量	10.7 m ³	流入水		晴天時最小量	1662 m ³	汚泥日令 AVG	18.0 日	総余剰汚泥量	176445 m ³	COD AVG	5.6 mg/l	濃縮強熱 AVG	85.2 %
次亜塩素残量	— m ³	総流入水量	839160 m ³	晴天時最小日	5月8日			余剰汚泥量AVG	483 m ³	透視度 AVG	100< 度	貯留強熱 AVG	84.8 %
気象		平均流入水量	2299 m ³	晴天時平均量	2192 m ³	3系オキシデーションディッチ		1, 2系返送率	125.1 %	3系放流水		汚泥搬出量	3317 m ³
平均気温	14.1 °C	SS MAX	279 mg/l	雨天含む最大量	5177 m ³	MLSS AVG	1209 mg/l	3系返送率	154.2 %	総放流水量	257658 m ³	搬出台数	356 台
総雨量	1232 mm	SS AVG	150 mg/l	雨天含む最大日	7月18日	SRT AVG	82.8 日	放流水		SS AVG	1.5 mg/l		
最大雨量日	12月20日	COD MAX	143.5 mg/l	雨天含む最小量	1662 m ³	汚泥日令 AVG	23.5 日	総放流水量	806309 m ³	COD AVG	5.5 mg/l		
最大雨量	67 mm	COD AGV	94.9 mg/l	雨天含む最小日	5月8日			平均放流水量	2209 m ³	透視度 AVG	100< 度		
晴天日数	247 日							次亜塩使用量	4492.6 l				

特記事項

* 総流入水量は、1Pと2Pの圧送量の合計値

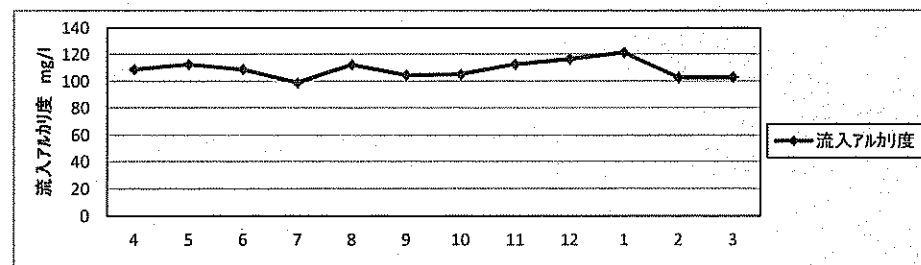
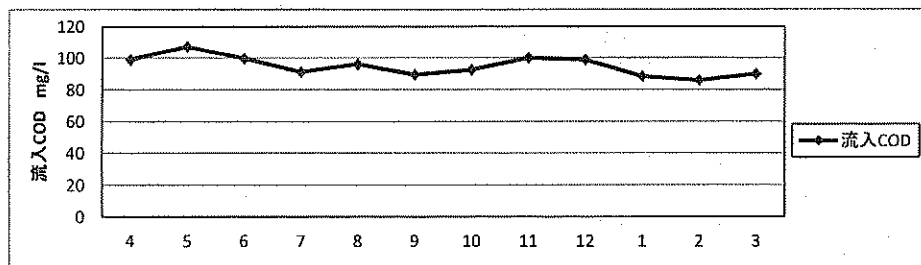
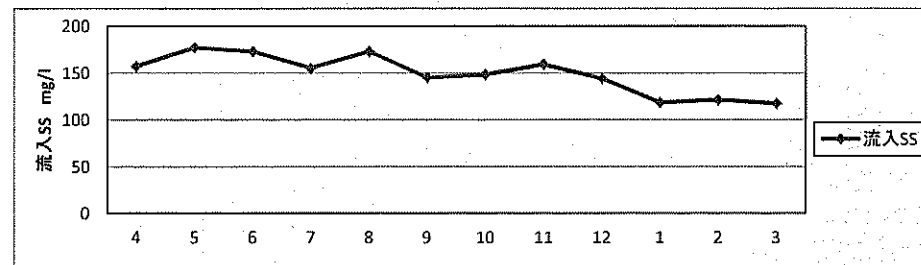
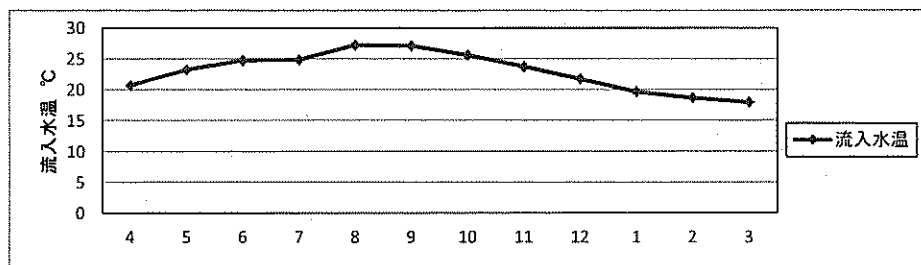
* 汚泥搬出量は、貯留槽液位より算出

運転管理データ(水質分析1/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	流入水											
				水温 ℃	外観	臭気	透視度 度	DO mg/l	pH	SS mg/l	COD mg/l	アルカリ度 mg/l			
4	—	—	106	20.7	—	—	4.2	2.5	7.4	157	98.8	108.6			
5	—	—	26	23.2	—	—	3.9	1.9	7.3	177	107.0	112.5			
6	—	—	78	24.7	—	—	3.8	1.7	7.2	173	99.6	108.6			
7	—	—	272	24.8	—	—	4.6	1.9	7.2	155	91.3	98.8			
8	—	—	104	27.2	—	—	4.4	1.6	7.3	173	96.0	112.3			
9	—	—	146	27.1	—	—	4.3	1.8	7.2	145	89.5	104.4			
10	—	—	168	25.6	—	—	4.2	2.1	7.3	148	92.5	105.0			
11	—	—	14	23.7	—	—	3.8	2.2	7.3	159	99.9	112.5			
12	—	—	85	21.7	—	—	4.1	2.1	7.3	144	98.7	116.2			
1	—	—	13	19.6	—	—	4.5	2.7	7.5	118	88.5	121.0			
2	—	—	93	18.6	—	—	4.8	2.4	7.4	121	85.8	102.6			
3	—	—	127	17.9	—	—	5.1	3.1	7.3	117	89.8	102.7			
合計	—	—	1232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	103	22.9	—	—	4.3	2.2	7.3	149	94.8	108.8	—	—	—
最大	—	—	272	27.2	—	—	5.1	3.1	7.5	177	107.0	121.0	—	—	—
最小	—	—	13	17.9	—	—	3.8	1.6	7.2	117	85.8	98.8	—	—	—



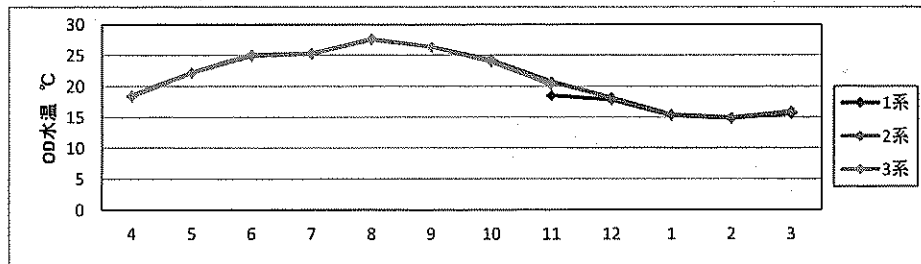
特記事項

運転管理データ(水質分析2/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシレーションディッチ											
				水温			外観			臭気			DO		
				1系 ℃	2系 ℃	3系 ℃	1系	2系	3系	1系	2系	3系	1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l
4	-	-	106		18.5	18.3	-	-	-	-	-	-	0.2	0.3	
5	-	-	26		22.1	22.1	-	-	-	-	-	-	0.0	0.2	
6	-	-	78		24.9	25.1	-	-	-	-	-	-	0.3	0.1	
7	-	-	272		25.2	25.3	-	-	-	-	-	-	0.1	0.2	
8	-	-	104		27.5	27.6	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	
9	-	-	146		26.3	26.3	-	-	-	-	-	-	0.1	0.2	
10	-	-	168		24.2	23.9	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	
11	-	-	14	18.5	20.7	20.2	-	-	-	-	-	-	0.3	0.1	0.2
12	-	-	85	17.8	18.1		-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	
1	-	-	13	15.3	15.4		-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	
2	-	-	93	14.8	14.9		-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	
3	-	-	127	15.6	15.9		-	-	-	-	-	-	0.2	0.1	
合計	-	-	1232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	103	16.4	21.1	23.6	-	-	-	-	-	-	0.3	0.2	0.2
最大	-	-	272	18.5	27.5	27.6	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	0.3
最小	-	-	13	14.8	14.9	18.3	-	-	-	-	-	-	0.1	0.0	0.0



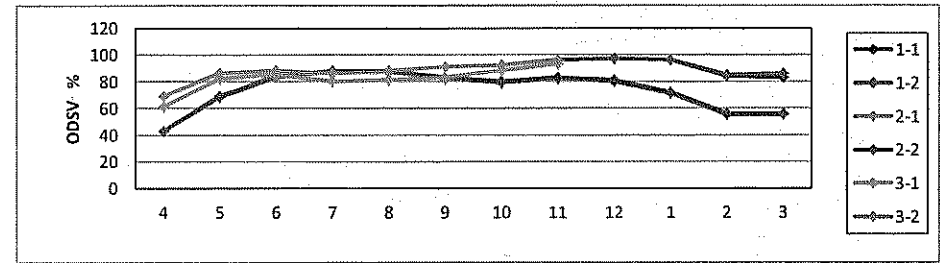
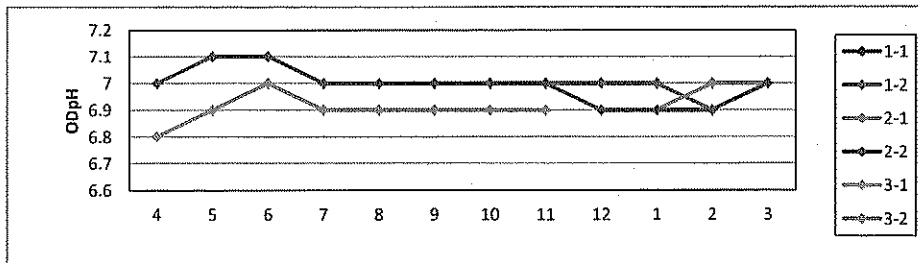
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析3/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシレーションディッチ											
				pH						SV					
				1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	1-1 %	1-2 %	2-1 %	2-2 %	3-1 %	3-2 %
4	-	-	106			7.0	7.0	6.8	6.8			43	43	61	69
5	-	-	26			7.1	7.1	6.9	6.9			68	69	82	86
6	-	-	78			7.1	7.1	7	7			83	84	85	88
7	-	-	272			7.0	7.0	6.9	6.9			87	88	80	86
8	-	-	104			7.0	7.0	6.9	6.9			87	88	81	88
9	-	-	146			7.0	7.0	6.9	6.9			82	83	83	91
10	-	-	168			7.0	7.0	6.9	6.9			79	80	88	92
11	-	-	14	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	96	96	82	83	93	96
12	-	-	85	7.0	7.0	6.9	6.9			97	97	80	81		
1	-	-	13	7.0	7.0	6.9	6.9			96	96	71	72		
2	-	-	93	6.9	6.9	7.0	6.9			84	85	55	56		
3	-	-	127	7.0	7.0	7.0	7.0			83	86	55	56		
合計	-	-	1232												
平均	-	-	103	7.0	7.0	7.0	7.0			91	92	73	74	82	87
最大	-	-	272	7.0	7.0	7.1	7.1			97	97	87	88	93	96
最小	-	-	13	6.9	6.9	6.9	6.9			83	85	43	43	61	69



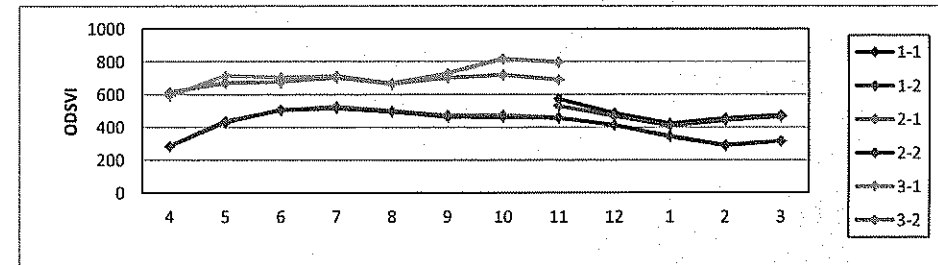
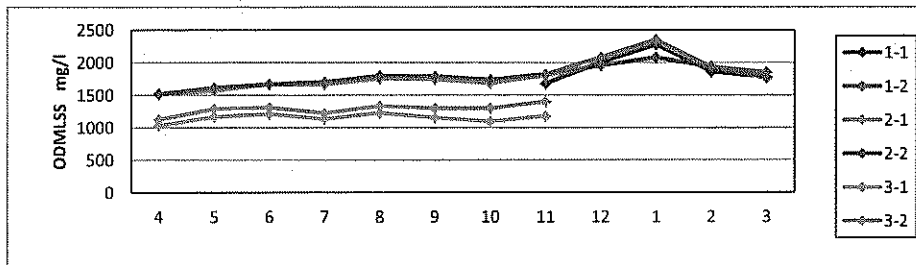
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析4/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシレーションディッチ											
				MLSS						SVI					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
4	-	-	106			1505	1519	1027	1118			283	283	591	614
5	-	-	26			1568	1618	1159	1287			437	429	713	669
6	-	-	78			1664	1669	1205	1309			502	506	705	676
7	-	-	272			1660	1707	1129	1220			525	516	712	702
8	-	-	104			1751	1797	1220	1332			497	494	667	664
9	-	-	146			1737	1791	1146	1295			470	462	728	700
10	-	-	168			1678	1739	1091	1296			473	461	816	718
11	-	-	14	1675	1819	1793	1823	1170	1394	574	531	459	455	796	688
12	-	-	85	1998	2078	1950	1953			486	468	410	414		
1	-	-	13	2272	2349	2071	2081			422	408	343	344		
2	-	-	93	1855	1931	1945	1926			454	441	285	291		
3	-	-	127	1767	1846	1750	1780			472	465	315	315		
合計	-	-	1232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	-	-	103	1913	2005	1756	1784	1143	1281	482	463	417	414	716	679
最大	-	-	272	2272	2349	2071	2081	1220	1394	574	531	525	516	816	718
最小	-	-	13	1675	1819	1505	1519	1027	1118	422	408	283	283	591	614



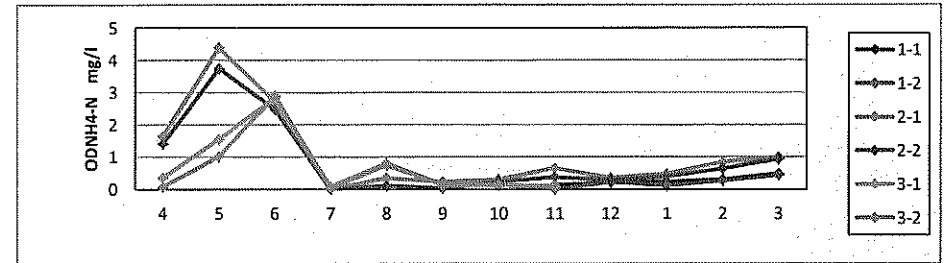
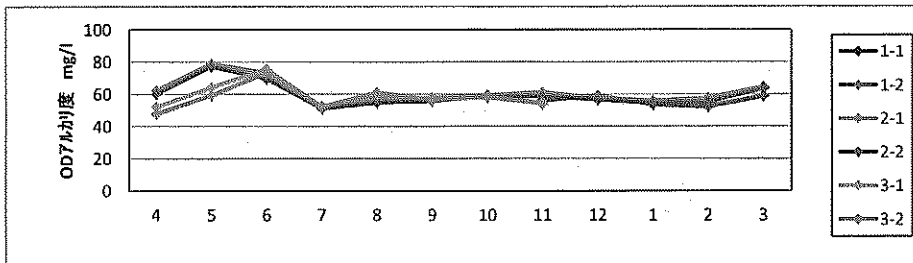
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析5/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				アルカリ度						NH ₄ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	-	-	106			62.2	60.0	51.8	47.6			1.64	1.41	0.34	0.07
5	-	-	26			78.7	76.9	64.1	59.1			4.38	3.74	1.54	1.00
6	-	-	78			72.9	69.5	75.3	73.0			2.72	2.48	2.83	2.90
7	-	-	272			52.4	51.0	52.3	52.2			0.00	0.00	0.07	0.03
8	-	-	104			57.2	54.6	60.9	59.9			0.34	0.11	0.80	0.74
9	-	-	146			57.5	55.5	56.6	57.0			0.22	0.03	0.13	0.14
10	-	-	168			59.3	58.4	57.7	58.4			0.29	0.23	0.13	0.12
11	-	-	14	56.3	55.8	61.2	58.5	53.7	54.6	0.13	0.00	0.65	0.37	0.10	0.05
12	-	-	85	58.2	59.0	57.6	56.4			0.21	0.22	0.35	0.29		
1	-	-	13	54.9	53.3	55.7	54.3			0.23	0.11	0.48	0.39		
2	-	-	93	52.2	52.1	57.5	55.0			0.30	0.26	0.84	0.64		
3	-	-	127	59.0	58.5	64.4	63.2			0.48	0.44	0.98	0.93		
合計	-	-	1232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	103	56.1	55.7	61.4	59.4	59.1	57.7	0.27	0.21	1.07	0.89	0.74	0.63
最大	-	-	272	59.0	59.0	78.7	76.9	75.3	73.0	0.48	0.44	4.38	3.74	2.83	2.90
最小	-	-	13	52.2	52.1	52.4	51.0	51.8	47.6	0.13	0.00	0.00	0.00	0.07	0.03



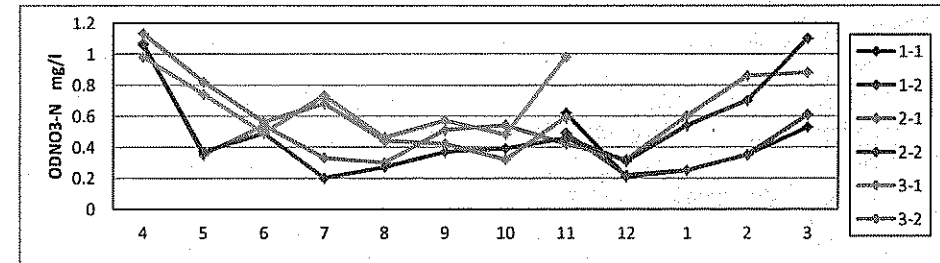
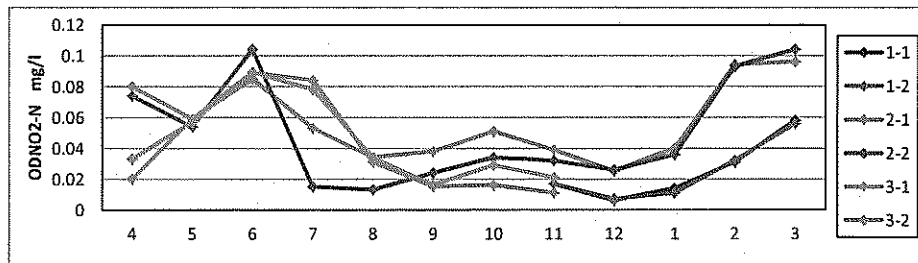
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析6/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				NO ₂ -N						NO ₃ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	--	--	106			0.080	0.074	0.033	0.020			1.07	1.06	0.98	1.13
5	--	--	26			0.059	0.054	0.057	0.059			0.35	0.37	0.74	0.82
6	--	--	78			0.085	0.104	0.089	0.089			0.54	0.49	0.49	0.56
7	--	--	272			0.053	0.015	0.078	0.084			0.33	0.20	0.73	0.68
8	--	--	104			0.034	0.013	0.034	0.031			0.30	0.27	0.46	0.44
9	--	--	146			0.038	0.024	0.016	0.015			0.51	0.37	0.57	0.42
10	--	--	168			0.051	0.034	0.029	0.016			0.54	0.39	0.48	0.32
11	--	--	14	0.017	0.017	0.039	0.032	0.021	0.011	0.62	0.49	0.42	0.46	0.98	0.59
12	--	--	85	0.006	0.007	0.025	0.026			0.21	0.22	0.32	0.31		
1	--	--	13	0.014	0.011	0.040	0.036			0.25	0.25	0.60	0.54		
2	--	--	93	0.031	0.032	0.094	0.093			0.35	0.35	0.86	0.70		
3	--	--	127	0.058	0.056	0.096	0.104			0.53	0.61	0.88	1.10		
合計	--	--	1232	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
平均	--	--	103	0.025	0.025	0.058	0.051	0.045	0.041	0.39	0.38	0.56	0.52	0.68	0.62
最大	--	--	272	0.058	0.056	0.096	0.104	0.089	0.089	0.62	0.61	1.07	1.10	0.98	1.13
最小	--	--	13	0.006	0.007	0.025	0.013	0.016	0.011	0.21	0.22	0.30	0.20	0.46	0.32



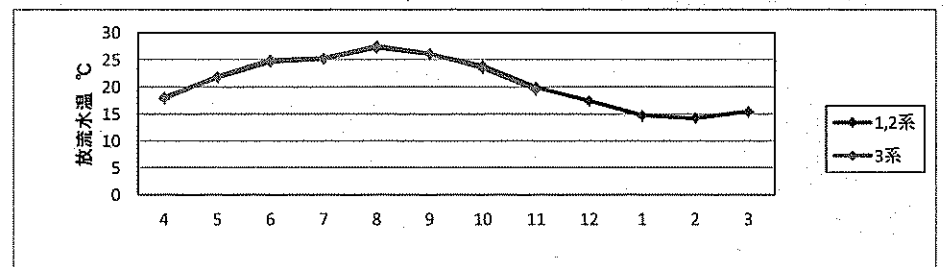
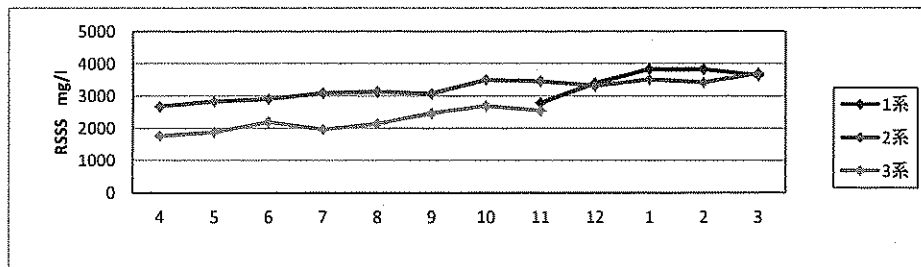
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析7/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	最終沈澱池			放流水							
				RSSS			水温		外観		臭気		透視度	
				1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 ℃	3系 ℃	1・2系	3系	1・2系	3系	1・2系 度	3系 度
4	-	-	106		2668	1746	18.0	17.8	-	-	-	-	100<	100<
5	-	-	26		2820	1868	21.7	21.8	-	-	-	-	100<	100<
6	-	-	78		2895	2190	24.6	24.9	-	-	-	-	100<	100<
7	-	-	272		3086	1954	25.1	25.2	-	-	-	-	100<	100<
8	-	-	104		3123	2133	27.2	27.5	-	-	-	-	100<	100<
9	-	-	146		3064	2452	26.0	26.1	-	-	-	-	100<	100<
10	-	-	168		3490	2680	23.8	23.4	-	-	-	-	100<	100<
11	-	-	14	2780	3448	2537	19.9	19.4	-	-	-	-	100<	100<
12	-	-	85	3388	3305		17.4		-	-	-	-	100<	
1	-	-	13	3820	3505		14.7		-	-	-	-	100<	
2	-	-	93	3818	3413		14.2		-	-	-	-	100<	
3	-	-	127	3630	3694		15.4		-	-	-	-	100<	
合計	-	-	1232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	103	3487	3209	2195	20.7	23.3	-	-	-	-	100<	100<
最大	-	-	272	3820	3694	2680	27.2	27.5	-	-	-	-	100<	100<
最小	-	-	13	2780	2668	1746	14.2	17.8	-	-	-	-	100<	100<



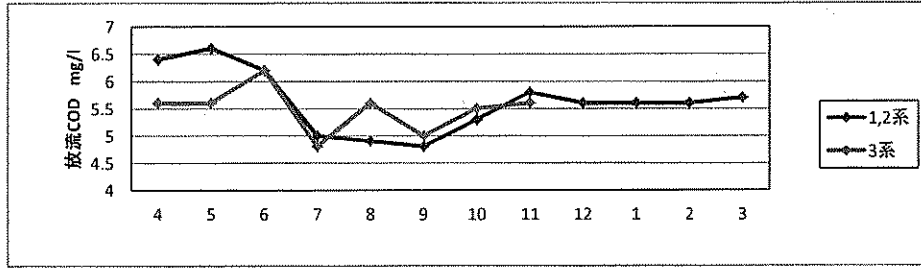
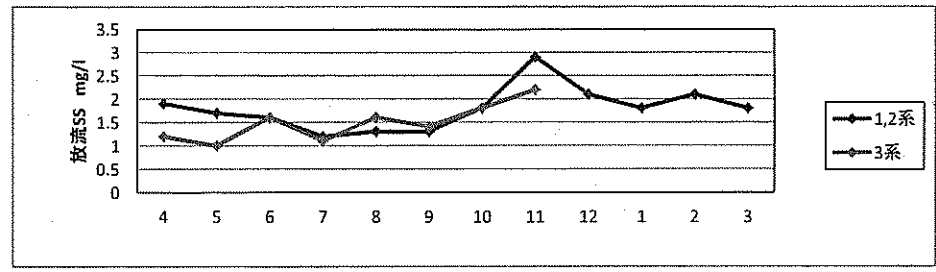
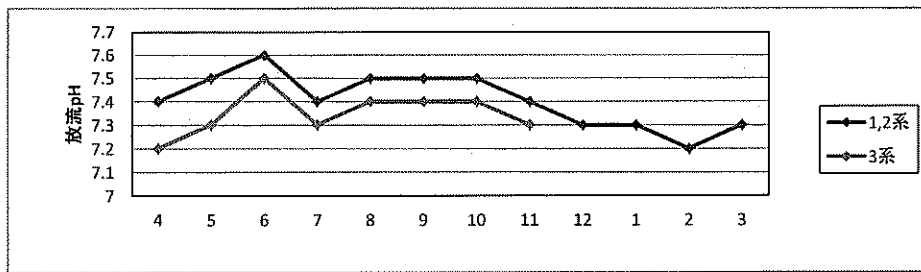
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析8/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	放流水											
				D O		p H		S S		C O D		残留塩素			
				1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系	3系	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l		
4	-	-	106	5.6	4.6	7.4	7.2	1.9	1.2	6.4	5.6	0.1	0.1		
5	-	-	26	5.3	4.2	7.5	7.3	1.7	1.0	6.6	5.6	0.1	0.1		
6	-	-	78	5.0	3.8	7.6	7.5	1.6	1.6	6.2	6.2	0.1	0.1		
7	-	-	272	5.5	4.2	7.4	7.3	1.2	1.1	5.0	4.8	0.2	0.2		
8	-	-	104	4.6	3.8	7.5	7.4	1.3	1.6	4.9	5.6	0.1	0.1		
9	-	-	146	5.2	4.0	7.5	7.4	1.3	1.4	4.8	5.0	0.1	0.1		
10	-	-	168	5.5	4.3	7.5	7.4	1.8	1.8	5.3	5.5	0.1	0.1		
11	-	-	14	5.1	4.9	7.4	7.3	2.9	2.2	5.8	5.6	0.1	0.1		
12	-	-	85	4.5		7.3		2.1		5.6		0.1			
1	-	-	13	4.8		7.3		1.8		5.6		0.1			
2	-	-	93	4.6		7.2		2.1		5.6		0.1			
3	-	-	127	4.4		7.3		1.8		5.7		0.1			
合計	-	-	1232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	103	5.0	4.2	7.4	7.4	1.8	1.5	5.6	5.5	0.1	0.1	-	-
最大	-	-	272	5.6	4.9	7.6	7.5	2.9	2.2	6.6	6.2	0.2	0.2	-	-
最小	-	-	13	4.4	3.8	7.2	7.2	1.2	1.0	4.8	4.8	0.1	0.1	-	-



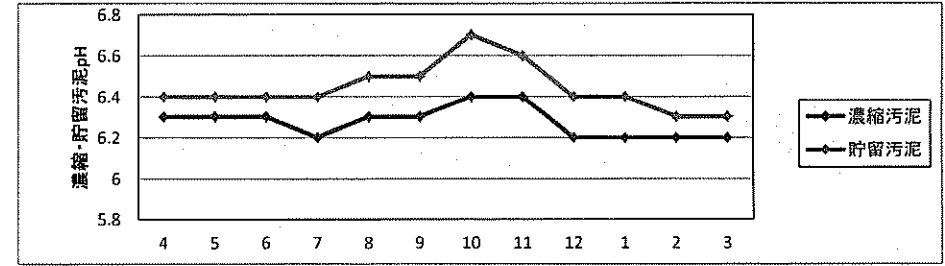
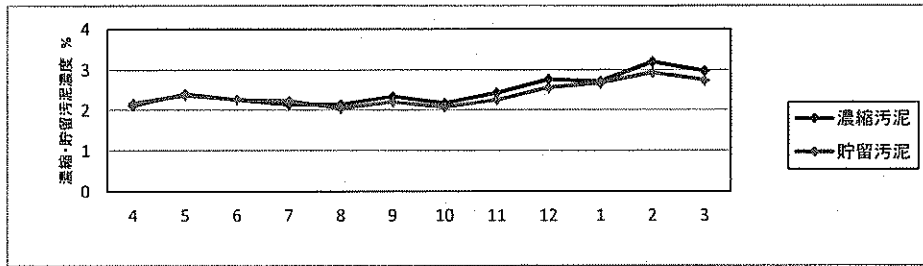
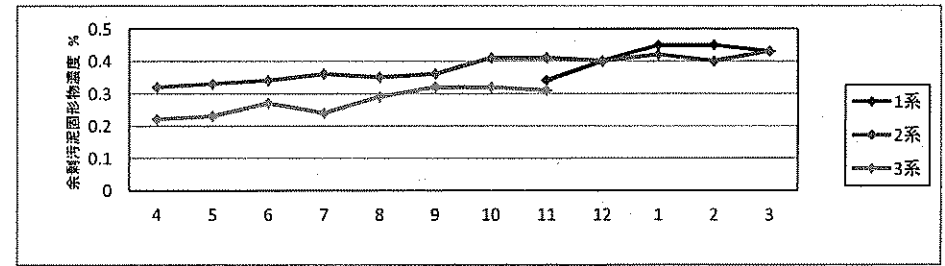
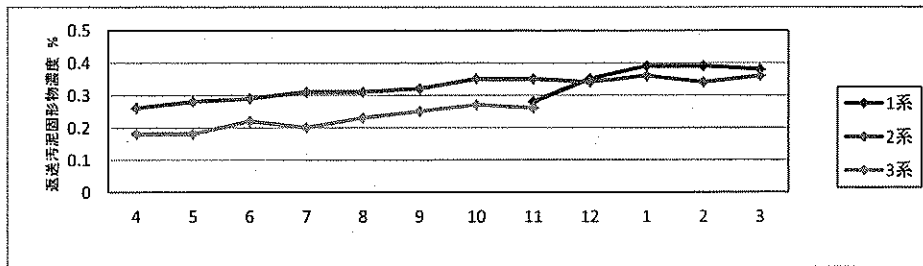
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析9/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	固形物濃度									濃縮汚泥 pH	貯留汚泥 pH
				返送汚泥			余剰汚泥			濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %			
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %					
4	-	-	106		0.26	0.18		0.32	0.22	2.11	2.16	6.30	6.40	
5	-	-	26		0.28	0.18		0.33	0.23	2.40	2.37	6.30	6.40	
6	-	-	78		0.29	0.22		0.34	0.27	2.26	2.26	6.30	6.40	
7	-	-	272		0.31	0.20		0.36	0.24	2.13	2.23	6.20	6.40	
8	-	-	104		0.31	0.23		0.35	0.29	2.14	2.04	6.30	6.50	
9	-	-	146		0.32	0.25		0.36	0.32	2.34	2.20	6.30	6.50	
10	-	-	168		0.35	0.27		0.41	0.32	2.17	2.07	6.40	6.70	
11	-	-	14	0.28	0.35	0.26	0.34	0.41	0.31	2.43	2.25	6.40	6.60	
12	-	-	85	0.35	0.34		0.40	0.40		2.76	2.56	6.20	6.40	
1	-	-	13	0.39	0.36		0.45	0.42		2.71	2.67	6.20	6.40	
2	-	-	93	0.39	0.34		0.45	0.40		3.19	2.93	6.20	6.30	
3	-	-	127	0.38	0.36		0.43	0.43		2.97	2.74	6.20	6.30	
合計	-	-	1232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平均	-	-	103	0.36	0.32	0.22	0.41	0.38	0.28	2.47	2.37	6.28	6.44	
最大	-	-	272	0.39	0.36	0.27	0.45	0.43	0.32	3.19	2.93	6.40	6.70	
最小	-	-	13	0.28	0.26	0.18	0.34	0.32	0.22	2.11	2.04	6.20	6.30	



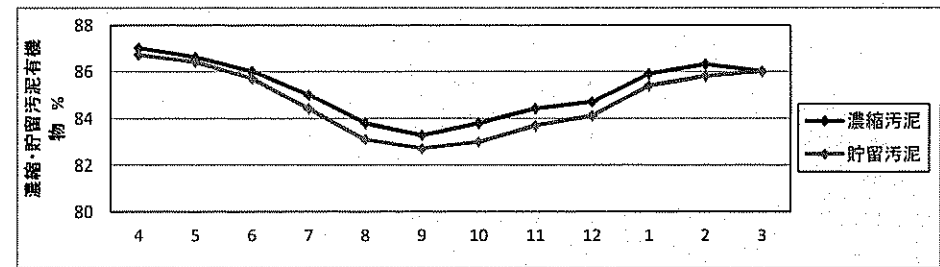
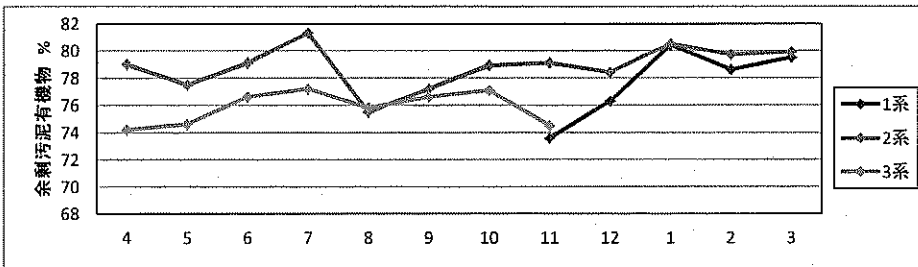
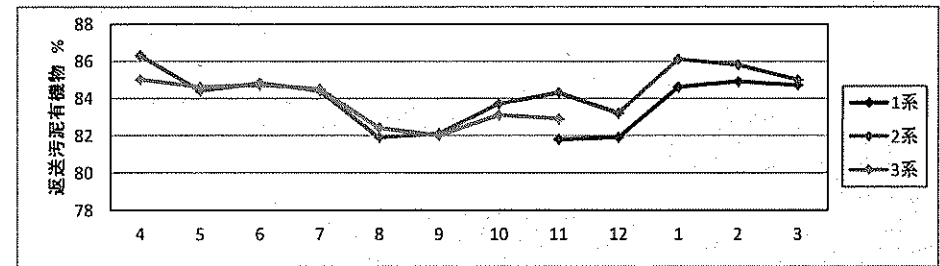
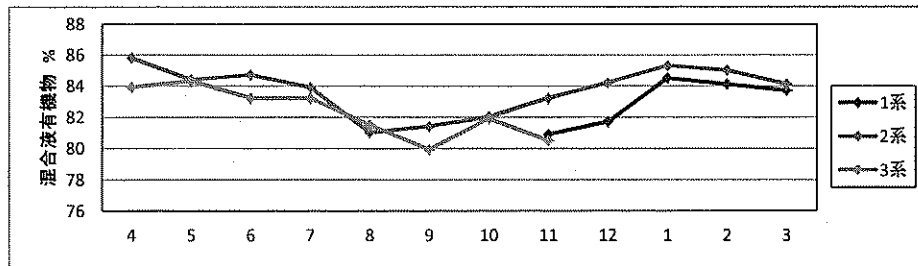
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水質分析10/10)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	有機物										濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %
				混合液			返送汚泥			余剰汚泥					
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %			
4	—	—	106		85.8	83.9		86.3	85.0		79.0	74.2	87.0	86.7	
5	—	—	26		84.4	84.3		84.4	84.6		77.5	74.6	86.6	86.4	
6	—	—	78		84.7	83.2		84.8	84.7		79.1	76.6	86.0	85.7	
7	—	—	272		83.9	83.2		84.4	84.5		81.3	77.2	85.0	84.4	
8	—	—	104		81.0	81.5		81.9	82.4		75.5	75.8	83.8	83.1	
9	—	—	146		81.4	79.9		82.1	82.0		77.2	76.6	83.3	82.7	
10	—	—	168		82.0	81.9		83.7	83.1		78.9	77.1	83.8	83.0	
11	—	—	14	80.9	83.2	80.5	81.8	84.3	82.9	73.6	79.1	74.5	84.4	83.7	
12	—	—	85	81.7	84.2		81.9	83.2		76.3	78.4		84.7	84.1	
1	—	—	13	84.5	85.3		84.6	86.1		80.4	80.5		85.9	85.4	
2	—	—	93	84.1	85.0		84.9	85.8		78.6	79.7		86.3	85.8	
3	—	—	127	83.7	84.1		84.7	85.0		79.5	79.9		86.0	86.0	
合計	—	—	1232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平均	—	—	103	83.0	83.8	82.3	83.6	84.3	83.7	77.7	78.8	75.8	85.2	84.8	
最大	—	—	272	84.5	85.8	84.3	84.9	86.3	85.0	80.4	81.3	77.2	87.0	86.7	
最小	—	—	13	80.9	81.0	79.9	81.8	81.9	82.0	73.6	75.5	74.2	83.3	82.7	



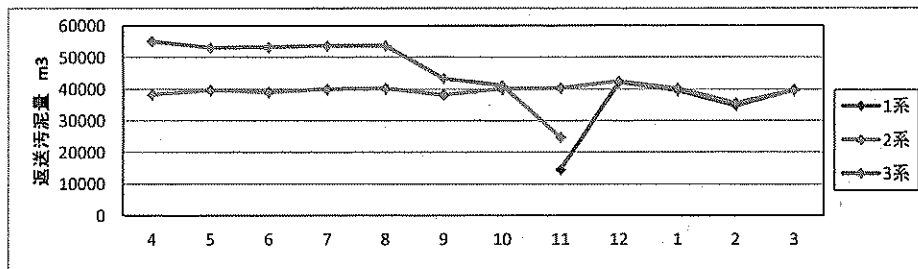
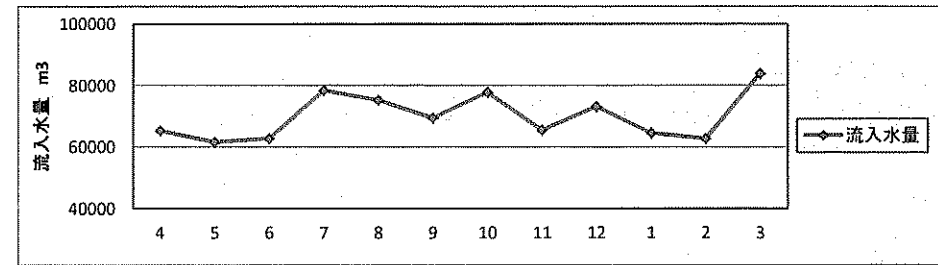
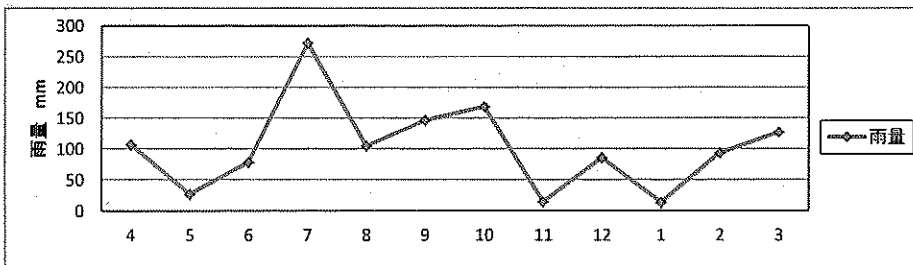
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水処理1/3)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	沈砂池		最終沈殿池								
				流入水量 m ³	1,2系 使用池数 池	3系 使用池数 池	1,2系 沈殿時間 h	3系 沈殿時間 h	1系 返送汚泥量 m ³	2系 返送汚泥量 m ³	3系 返送汚泥量 m ³	合計 返送汚泥量 m ³	1,2系 返送率 %	3系 返送率 %
4	-	-	106	65207	2	2	11.3	14.9		38233	54931	93164	127.8	165.2
5	-	-	26	61437	2	2	13.4	16.8		39571	52935	92506	152.1	176.7
6	-	-	78	62587	2	2	12.4	15.9		38872	53122	91994	142.3	172.8
7	-	-	272	78299	2	2	10.2	14.0		39866	53540	93406	116.0	148.5
8	-	-	104	75148	2	2	9.1	14.3		40141	53543	93684	124.2	156.9
9	-	-	146	69336	2	2	11.7	14.8		38069	43205	81274	131.2	145.0
10	-	-	168	77707	2	2	10.2	15.5		39973	40976	80949	116.9	126.3
11	-	-	14	65437	3	2	10.2	16.8	14483	40212	24724	79419	118.7	136.0
12	-	-	85	73041	4		11.4		42138	42438		84576	138.1	
1	-	-	13	64507	4		11.0		39564	40188		79752	125.2	
2	-	-	93	62640	4		9.9		34723	35516		70239	109.5	
3	-	-	127	83814	4		8.1		39749	39489		79238	91.9	
合計	-	-	1232	839160	-	-	129	123	170657	472568	376976	1020201	-	-
平均	-	-	103	69930	3	2	11	15	34131	39381	47122	85017	124	153
最大	-	-	272	83814	4	2	13	17	42138	42438	54931	93684	152	177
最小	-	-	13	61437	2	2	8	14	14483	35516	24724	70239	92	126



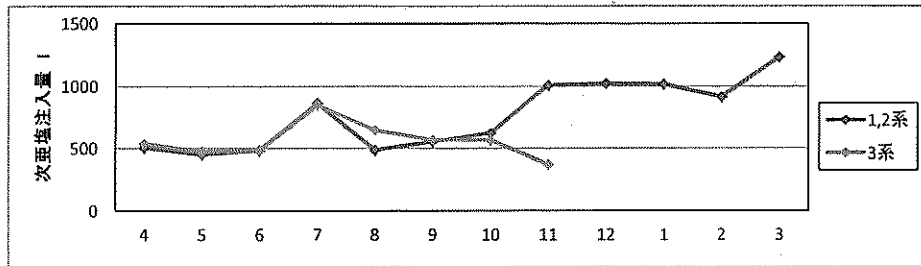
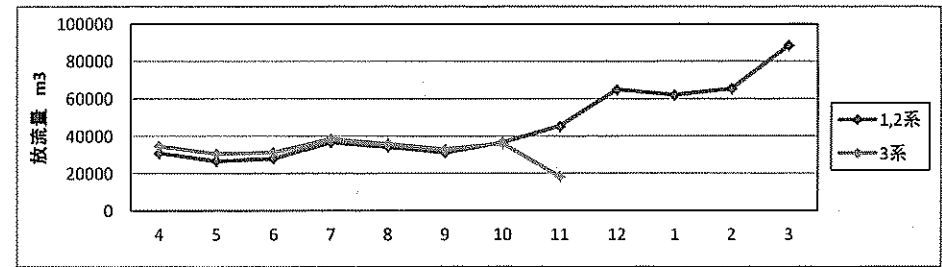
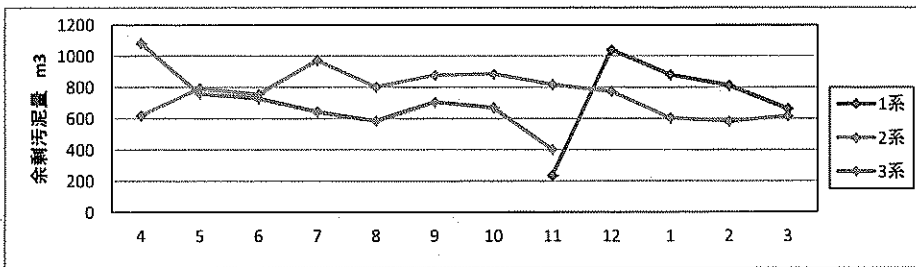
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水処理2/3)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	最終沈殿池				塩素接触槽						晴天時	
				1系 余剰汚泥量 m ³	2系 余剰汚泥量 m ³	3系 余剰汚泥量 m ³	合計 余剰汚泥量 m ³	1,2系 放流量 m ³	3,4系 放流量 m ³	合計 放流量 m ³	1,2系 次亜塩注入量 l	3,4系 次亜塩注入量 l	合計 次亜塩注入量 l	流入水量 m ³	放流量 m ³
4	-	-	106		617	1080.7	1697.7	30848	34583	65431	504.0	536.2	1040.2	45351	45303
5	-	-	26		790	755.2	1545.2	26497	30457	56954	450.9	471.4	922.3	43734	40522
6	-	-	78		754	726.5	1480.5	27814	31182	58996	480.2	483.1	963.3	38513	36138
7	-	-	272		971	642.0	1613.0	36527	38502	75029	864.1	851.1	1715.2	15990	15151
8	-	-	104		801	582.8	1383.8	34160	35776	69936	485.3	648.9	1134.2	53755	49286
9	-	-	146		876	703.8	1579.8	31110	32912	64022	552.2	568.0	1120.2	44952	40703
10	-	-	168		884	667.1	1551.1	36552	35991	72543	625.4	564.2	1189.6	35934	33029
11	-	-	14	234	817	401.7	1452.7	45241	18255	63496	1007.8	369.7	1377.5	54713	53160
12	-	-	85	1038	772		1810.0	64727		64727	1022.4		1022.4	51945	45883
1	-	-	13	879	604		1483.0	61828		61828	1015.6		1015.6	55567	53642
2	-	-	93	810	580		1390.0	65112		65112	913.6		913.6	51641	53529
3	-	-	127	660	615		1275.0	88235		88235	1231.6		1231.6	49237	51882
合計	-	-	1232	3621	9081	5559.8	18261.8	548651	257658	806309	9153.1	4492.6	13645.7	541332	518228
平均	-	-	103	724	757	695.0	1521.8	45721	32207	67192	762.8	561.6	1137.1	45111	43186
最大	-	-	272	1038	971	1080.7	1810.0	88235	38502	88235	1231.6	851.1	1715.2	55567	53642
最小	-	-	13	234	580	401.7	1275.0	26497	18255	56954	450.9	369.7	913.6	15990	15151



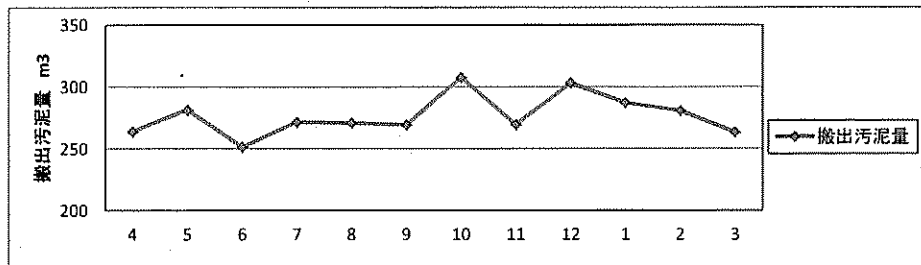
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(水処理3/3)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	濃縮・貯留槽										
				濃縮汚泥量 m ³	搬出汚泥量 m ³	搬出汚泥重量 1台目 m ³	搬出汚泥重量 2台目 m ³	搬出汚泥重量 合計 m ³						
4	-	-	106	259.6	263.6	197.90	65.70	263.60						
5	-	-	26	287.2	281.2	197.10	83.90	281.00						
6	-	-	78	251.3	251.3	178.10	73.20	251.30						
7	-	-	272	273.4	271.3	196.90	74.40	271.30						
8	-	-	104	269.7	270.5	187.00	83.50	270.50						
9	-	-	146	282.7	268.9	176.30	92.60	268.90						
10	-	-	168	291.6	307.5	206.20	101.30	307.50						
11	-	-	14	285.6	269.3	185.80	83.50	269.30						
12	-	-	85	294.6	302.9	176.50	126.40	302.90						
1	-	-	13	282.7	286.9	175.90	111.00	286.90						
2	-	-	93	280.5	280.6	158.90	121.70	280.60						
3	-	-	127	271.4	263.2	188.00	75.20	263.20						
合計	-	-	1232	3330.3	3317.2	2224.60	1092.40	3317.00						
平均	-	-	103	277.5	276.4	185.38	91.03	276.42						
最大	-	-	272	294.6	307.5	206.20	126.40	307.50						
最小	-	-	13	251.3	251.3	158.90	65.70	251.30						



特記事項

* 搬出汚泥量m³は貯留槽液位より算出

運転管理データ(機械・電気設備1/2)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	稼働時間									
				O D 攪拌ローター									
				1-1 h	1-2 h	2-1 h	2-2 h	3-1 h	3-2 h	4-1 h	4-2 h		
4	-	-	106					346.4	598.6	346.5	598.4		
5	-	-	26					726.2	261.5	726.1	261.4		
6	-	-	78					353.1	639.0	353.1	639.0		
7	-	-	272					744.0	270.6	744.0	270.6		
8	-	-	104					672.6	398.6	672.6	398.6		
9	-	-	146					264.4	720.0	265.3	720.0		
10	-	-	168					262.6	727.2	262.6	727.2		
11	-	-	14	207.8	141.8	184.2	138.0	660.0	368.8	660.2	368.7		
12	-	-	85	310.2	647.0	310.0	647.0	381.0	651.0	381.0	651.1		
1	-	-	13	709.4	328.1	709.4	328.1	713.3	309.9	709.1	308.7		
2	-	-	93	274.8	606.8	274.6	606.8	303.4	611.2	303.5	611.2		
3	-	-	127	647.2	362.3	647.2	362.8	663.0	409.7	663.1	409.5		
合計	-	-	1232	2149.4	2086.0	2125.4	2082.7	6090.0	5966.1	6087.1	5964.4		
平均	-	-	103	429.9	417.2	425.1	416.5	507.5	497.2	507.3	497.0		
最大	-	-	272	709.4	647.0	709.4	647.0	744.0	727.2	744.0	727.2		
最小	-	-	13	207.8	141.8	184.2	138.0	262.6	261.5	262.6	261.4		

特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(機械・電気設備2/2)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	稼働時間											
				OD攪拌ローター											
				5-1 h	5-2 h	5-3 h	5-4 h	6-1 h	6-2 h	6-3 h	6-4 h				
4	-	-	106	718.4	0.0	0.0	147.7	141.7	0.0	0.0	718.4				
5	-	-	26	610.0	0.0	0.0	308.8	308.8	0.0	0.0	610.0				
6	-	-	78	158.5	150.9	50.3	669.6	669.6	50.3	151.0	158.5				
7	-	-	272	209.4	0.0	0.0	744.0	744.0	0.0	0.0	251.8				
8	-	-	104	206.6	132.9	138.4	602.3	602.3	138.4	132.9	206.6				
9	-	-	146	165.9	0.0	0.0	720.0	720.0	0.0	0.0	165.9				
10	-	-	168	170.8	0.0	0.6	737.8	737.8	0.7	0.0	170.8				
11	-	-	14	107.1	0.0	0.1	429.5	452.3	0.1	0.0	111.3				
12	-	-	85												
1	-	-	13												
2	-	-	93												
3	-	-	127												
合計	-	-	1232	2346.7	283.8	189.4	4359.7	4376.5	189.5	283.9	2393.3				
平均	-	-	103	293.3	35.5	23.7	545.0	547.1	23.7	35.5	299.2				
最大	-	-	272	718.4	150.9	138.4	744.0	744.0	138.4	151.0	718.4				
最小	-	-	13	107.1	0.0	0.0	147.7	141.7	0.0	0.0	111.3				

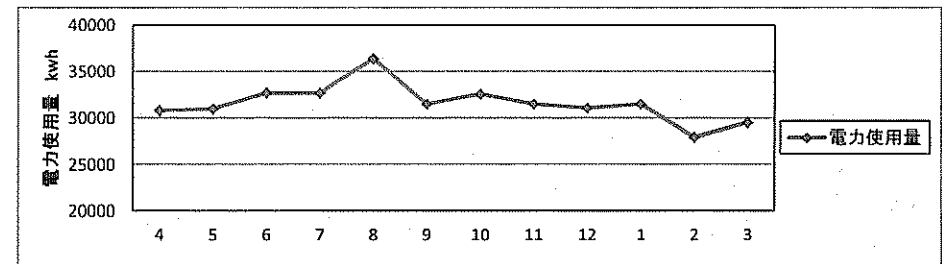
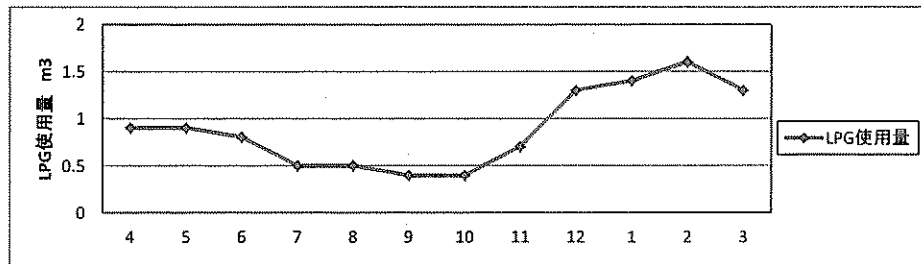
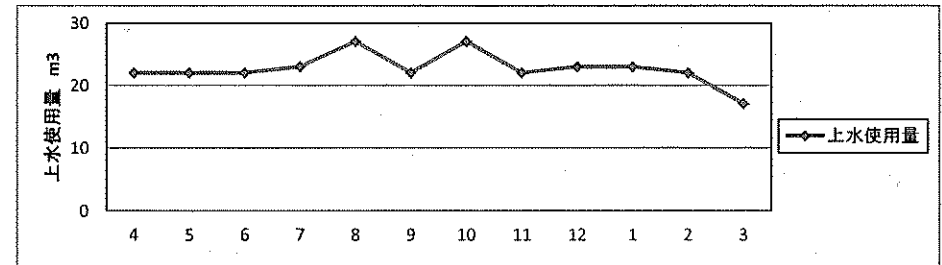
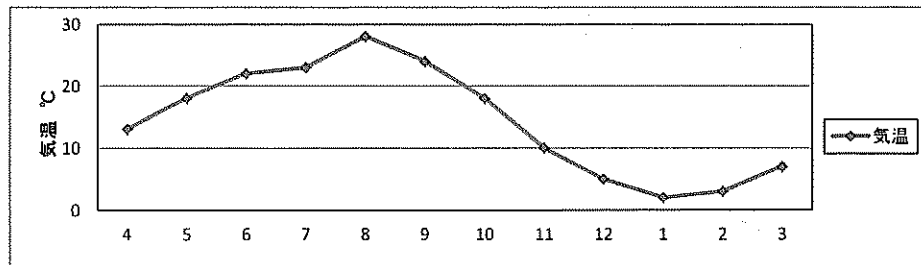
特記事項 H25.11 OD設備3系から1系へ水替え実施。

運転管理データ(その他)

平成25年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	気温 ℃	上水使用量 m ³	LPG使用量 m ³	次亜塩素酸タンク 残量 m ³	電力量			晴天日数 日				
								1・2系 電力使用量 kwh	3系 電力使用量 kwh	合計 電力使用量 kwh					
4	—	—	106	13	22	0.9	—	15467	15310	30777	22				
5	—	—	26	18	22	0.9	—	15030	15920	30950	22				
6	—	—	78	22	22	0.8	—	15614	17120	32734	19				
7	—	—	272	23	23	0.5	—	16467	16240	32707	7				
8	—	—	104	28	27	0.5	—	18020	18335	36355	23				
9	—	—	146	24	22	0.4	—	16259	15225	31484	21				
10	—	—	168	18	27	0.4	—	16634	15970	32604	16				
11	—	—	14	10	22	0.7	—	20820	10670	31490	25				
12	—	—	85	5	23	1.3	—	28806	2240	31046	23				
1	—	—	13	2	23	1.4	—	29214	2290	31504	27				
2	—	—	93	3	22	1.6	—	25882	2080	27962	23				
3	—	—	127	7	17	1.3	—	27281	2240	29521	19				
合計	—	—	1232	—	272	10.7	0	245494	133640	379134	247				
平均	—	—	103	14	23	0.9	#DIV/0!	20458	11137	31595	21				
最大	—	—	272	28	27	1.6	0	29214	18335	36355	27				
最小	—	—	13	2	17	0.4	0	15030	2080	27962	7				



特記事項

施設運転管理状況報告（水処理フロー図）

平成26年度

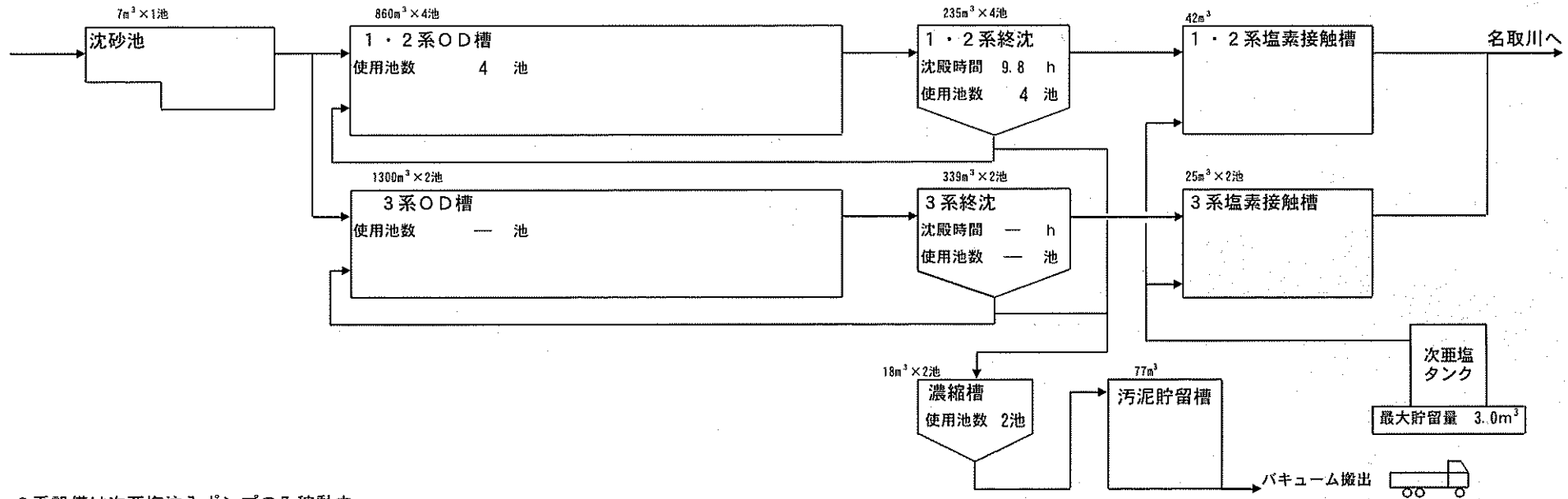
《秋保温泉浄化センター》

秋保温泉浄化センター

平均気温 14.7 °C 総降雨量 1406 mm 流入水平均水温 23.1 °C

総流入水量 875736 m³

放流水量 910508 m³



* 3系設備は次亜塩注入ポンプのみ稼動中

電気・機械・その他		気象		流入水		流入水		オキシデーションディッチ		放流水		汚泥	
受電電力量	334347 kwh	平均気温	14.7 °C	総流入水量	875736 m ³	晴天時最大量	3191 m ³	MLSS AVG	1854 mg/l	総放水量	910508 m ³	濃縮TS AVG	2.45 %
上水使用量	251 m ³	総降雨量	1406 mm	平均流入水量	2399 m ³	晴天時最大日	10月7日	SRT AVG	28.5 日	平均放水量	2495 m ³	貯留TS AVG	2.39 %
LPG使用量	18.3 m ³	最大雨量日	6月29日	SS MAX	204 mg/l	晴天時最小量	1707 m ³	汚泥日令 AVG	51.5 日	SS MAX	9.2 mg/l	濃縮強熱 AVG	84.8 %
		最大雨量	95 mm	SS AVG	121 mg/l	晴天時最小日	5月8日	最終沈殿池		SS AVG	1.6 mg/l	貯留強熱 AVG	84.3 %
次亜塩素残量	- m ³	晴天日数	262 日	COD MAX	133 mg/l	晴天時平均量	2248 m ³	総返送汚泥量	949406 m ³	COD MAX	10 mg/l	汚泥搬出量	3349.5 m ³
		沈砂池		COD AVG	85.9 mg/l	雨天含む最大量	6571 m ³	返送汚泥量AVG	2601 m ³	COD AVG	5.1 mg/l	搬出台数	357 台
		しき搬出量	4988 kg			雨天含む最大日	6月29日	総余剰汚泥量	15069 m ³	透視度 AVG	100< 度		
		沈砂搬出量	2 m ³			雨天含む最小量	1701 m ³	余剰汚泥量AVG	41 m ³	次亜塩使用量	12460.4 l		
						雨天含む最小日	5月8日	返送率	112.3 %				

特記事項

* 総流入水量は、1Pと2Pの圧送量の合計値

* 平均気温は年間集計より算出。

* 水質項目は年間集計よりMAX、AVGを算出。

* 汚泥搬出量は、貯留槽液位より算出

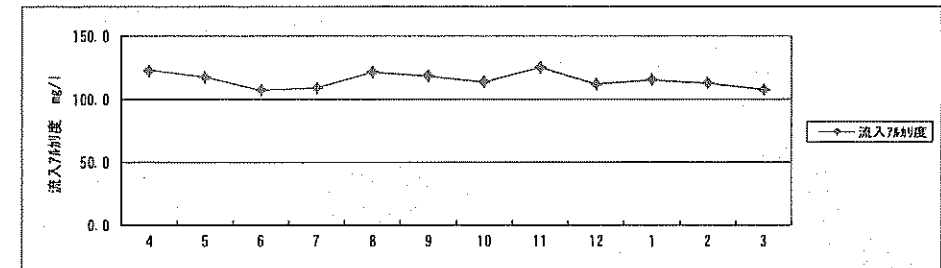
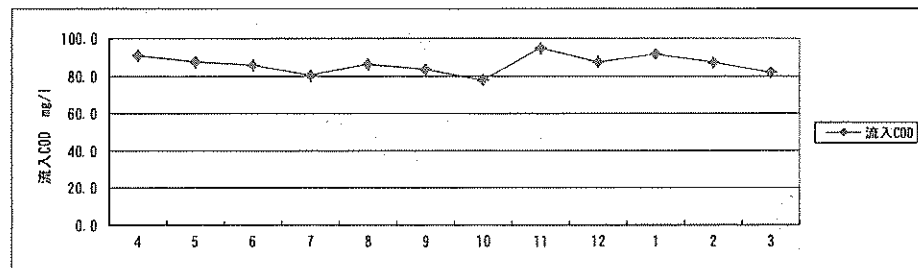
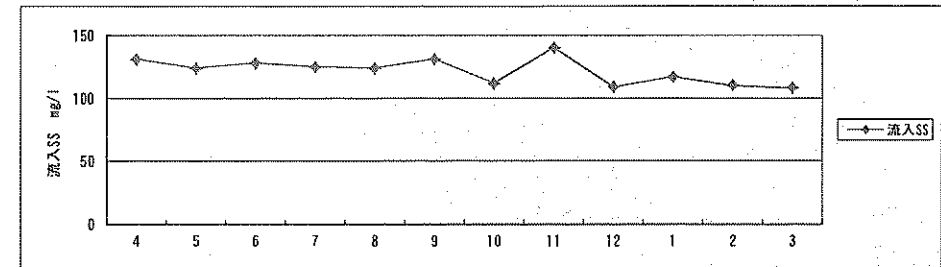
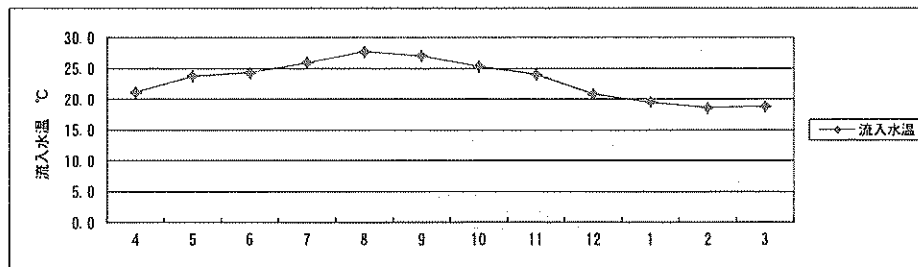
* 終沈沈殿時間、返送率は年間集計より算出。

運転管理データ(水質分析1/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	流入水											
				水温	外觀	臭気	透視度	DO	PH	SS	COD				アルカリ度
				℃			度	mg/l		mg/l	mg/l				mg/l
4	-	-	47	21.1	-	-	4.4	2.5	7.5	131	90.7	122.7			
5	-	-	74	23.7	-	-	4.5	2.1	7.4	124	87.5	117.9			
6	-	-	356	24.3	-	-	5.1	2.3	7.3	128	85.8	107.4			
7	-	-	134	25.9	-	-	5.0	2.0	7.3	125	80.4	109.1			
8	-	-	197	27.7	-	-	3.8	1.5	7.4	124	86.1	121.6			
9	-	-	111	27.0	-	-	3.4	1.8	7.4	131	83.4	118.5			
10	-	-	207	25.3	-	-	3.5	2.1	7.4	112	77.8	114.0			
11	-	-	42	24.0	-	-	2.6	1.9	7.5	140	94.6	125.2			
12	-	-	55	20.8	-	-	3.0	2.8	7.4	109	87.3	112.3			
1	-	-	41	19.5	-	-	3.2	3.1	7.4	117	91.5	115.4			
2	-	-	17	18.6	-	-	2.8	3.1	7.4	110	87.1	113.0			
3	-	-	125	18.8	-	-	3.7	3.6	7.4	108	81.9	107.5			
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	23.1	-	-	3.8	2.4	7.4	122	86.2	115.4	-	-	-
最大	-	-	356	27.7	-	-	5.1	3.6	7.5	140	94.6	125.2	-	-	-
最小	-	-	17	18.6	-	-	2.6	1.5	7.3	108	77.8	107.4	-	-	-



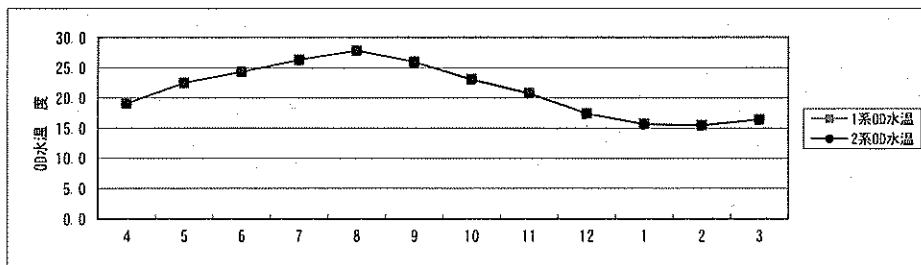
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析2/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシレーションディッチ											
				水温			外観			臭気			DO		
				1系 ℃	2系 ℃	3系 ℃	1系	2系	3系	1系	2系	3系	1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l
4	-	-	47	19.1	19.0	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	
5	-	-	74	22.5	22.5	-	-	-	-	-	-	0.1	0.0	-	
6	-	-	356	24.3	24.3	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	
7	-	-	134	26.3	26.3	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	
8	-	-	197	27.8	27.8	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	
9	-	-	111	26.0	26.0	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	
10	-	-	207	23.1	23.0	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	
11	-	-	42	20.8	20.7	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	
12	-	-	55	17.4	17.4	-	-	-	-	-	-	0.5	0.3	-	
1	-	-	41	15.7	15.6	-	-	-	-	-	-	0.3	0.2	-	
2	-	-	17	15.5	15.4	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	
3	-	-	125	16.4	16.4	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	-	
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平均	-	-	117	21.2	21.2	-	-	-	-	-	-	0.3	0.2	-	
最大	-	-	356	27.8	27.8	-	-	-	-	-	-	0.5	0.3	-	
最小	-	-	17	15.5	15.4	-	-	-	-	-	-	0.1	0.0	-	



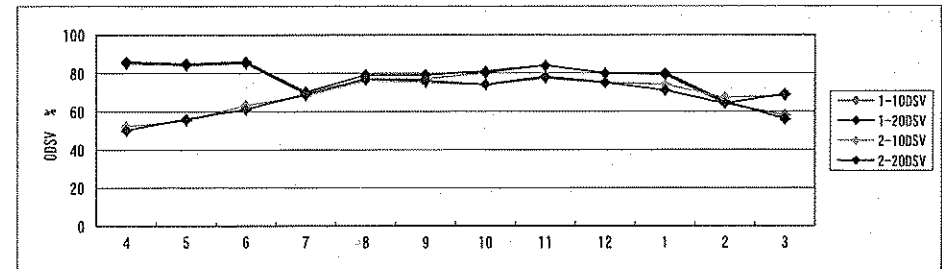
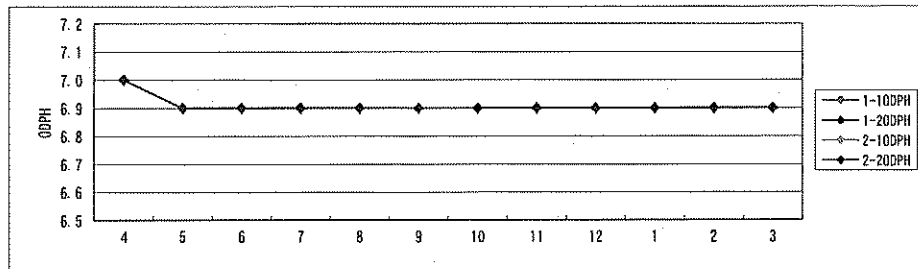
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析3/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				PH						SV					
				1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	1-1 %	1-2 %	2-1 %	2-2 %	3-1 %	3-2 %
4	-	-	47	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	85	86	52	50	-	-
5	-	-	74	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	84	85	55	56	-	-
6	-	-	356	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	85	86	63	61	-	-
7	-	-	134	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	69	70	68	69	-	-
8	-	-	197	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	77	79	76	77	-	-
9	-	-	111	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	77	79	75	76	-	-
10	-	-	207	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	80	81	74	74	-	-
11	-	-	42	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	84	84	77	78	-	-
12	-	-	55	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	80	80	75	75	-	-
1	-	-	41	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	79	80	74	71	-	-
2	-	-	17	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	64	65	67	64	-	-
3	-	-	125	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	58	56	68	69	-	-
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	77	78	69	68	-	-
最大	-	-	356	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	85	86	77	78	-	-
最小	-	-	17	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	58	56	52	50	-	-



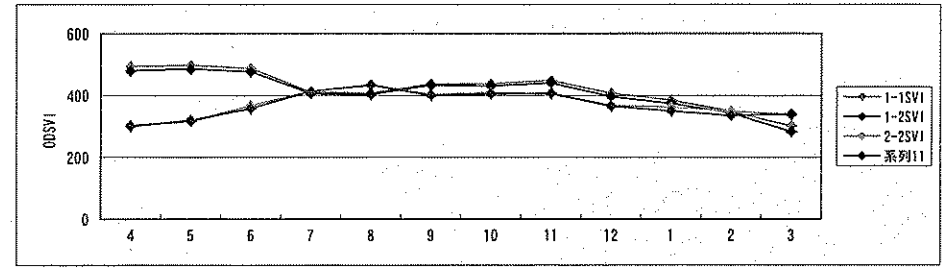
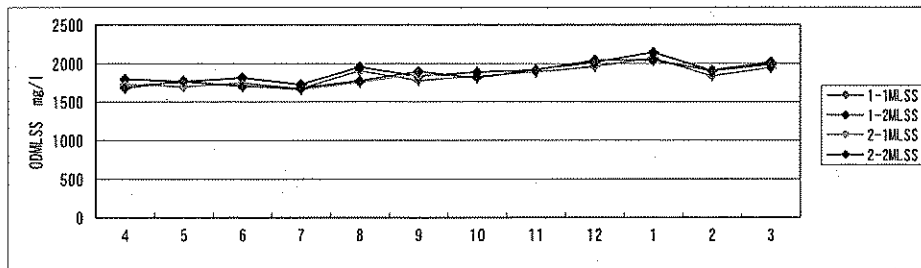
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析4/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				MLSS						SVI					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
4	-	-	47	1727	1794	1707	1677	-	-	494	480	303	299	-	-
5	-	-	74	1694	1759	1754	1768	-	-	498	486	315	319	-	-
6	-	-	356	1745	1810	1715	1700	-	-	488	477	366	357	-	-
7	-	-	134	1668	1725	1655	1678	-	-	411	406	413	413	-	-
8	-	-	197	1904	1955	1747	1771	-	-	407	403	435	433	-	-
9	-	-	111	1772	1835	1858	1896	-	-	437	433	403	400	-	-
10	-	-	207	1830	1888	1815	1815	-	-	438	431	410	405	-	-
11	-	-	42	1885	1916	1902	1920	-	-	448	440	404	407	-	-
12	-	-	55	1961	2019	2049	2043	-	-	407	397	368	365	-	-
1	-	-	41	2070	2146	2038	2048	-	-	385	374	362	350	-	-
2	-	-	17	1836	1906	1915	1902	-	-	349	343	349	335	-	-
3	-	-	125	1945	1990	2019	2018	-	-	301	283	337	340	-	-
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	1836	1895	1848	1853	-	-	422	413	372	369	-	-
最大	-	-	356	2070	2146	2049	2048	-	-	498	486	435	433	-	-
最小	-	-	17	1668	1725	1655	1677	-	-	301	283	303	299	-	-



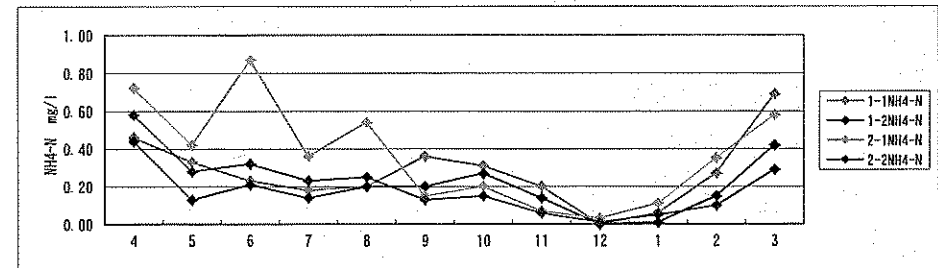
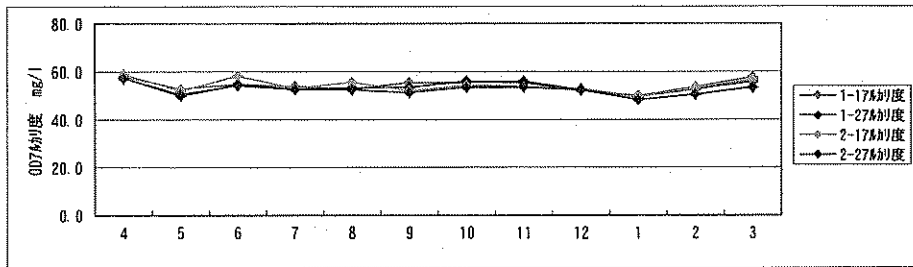
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析5/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				アルカリ度						NH ₄ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	-	-	47	58.0	57.4	59.1	57.2	-	-	0.46	0.44	0.72	0.58	-	-
5	-	-	74	52.7	50.0	51.8	50.5	-	-	0.33	0.13	0.42	0.28	-	-
6	-	-	356	54.8	54.5	58.1	54.2	-	-	0.23	0.21	0.87	0.32	-	-
7	-	-	134	53.8	52.8	53.0	52.6	-	-	0.18	0.14	0.36	0.23	-	-
8	-	-	197	52.8	53.3	55.4	52.5	-	-	0.20	0.20	0.54	0.25	-	-
9	-	-	111	55.3	53.5	52.1	51.3	-	-	0.36	0.20	0.15	0.13	-	-
10	-	-	207	55.4	56.0	54.3	53.5	-	-	0.31	0.27	0.20	0.15	-	-
11	-	-	42	56.1	55.4	53.8	53.6	-	-	0.20	0.14	0.07	0.06	-	-
12	-	-	55	52.2	52.5	52.9	52.4	-	-	0.00	0.00	0.03	0.01	-	-
1	-	-	41	50.0	49.4	49.6	48.3	-	-	0.06	0.01	0.11	0.05	-	-
2	-	-	17	53.7	52.7	53.2	50.5	-	-	0.27	0.15	0.35	0.10	-	-
3	-	-	125	57.6	55.8	56.6	53.5	-	-	0.69	0.42	0.58	0.29	-	-
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	54.4	53.6	54.2	52.5	-	-	0.27	0.19	0.37	0.20	-	-
最大	-	-	356	58.0	57.4	59.1	57.2	-	-	0.69	0.44	0.87	0.58	-	-
最小	-	-	17	50.0	49.4	49.6	48.3	-	-	0.00	0.00	0.03	0.01	-	-



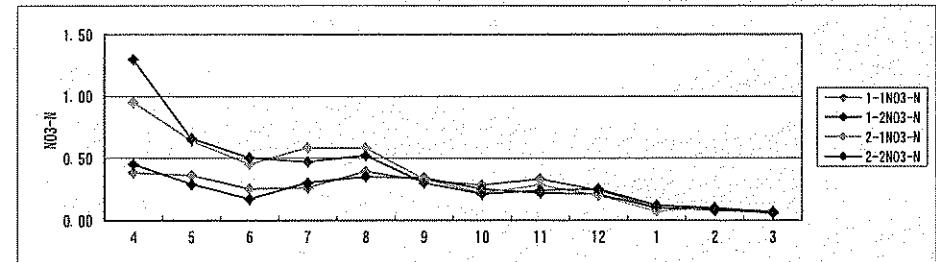
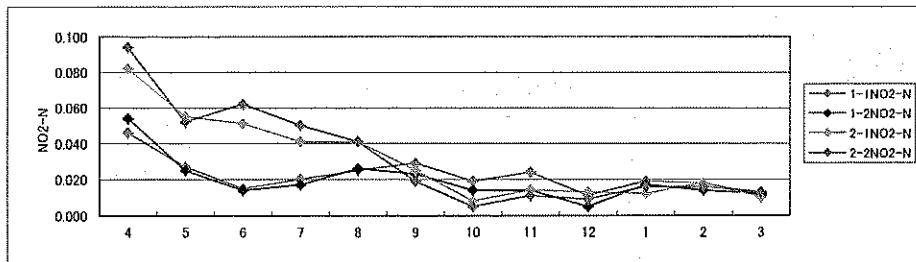
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析6/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				NO ₂ -N						NO ₃ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	-	-	47	0.046	0.054	0.082	0.094	—	—	0.38	0.45	0.95	1.30	—	—
5	-	-	74	0.027	0.025	0.055	0.052	—	—	0.36	0.29	0.64	0.66	—	—
6	-	-	356	0.015	0.014	0.051	0.062	—	—	0.25	0.17	0.45	0.50	—	—
7	-	-	134	0.020	0.017	0.041	0.050	—	—	0.26	0.30	0.58	0.47	—	—
8	-	-	197	0.025	0.026	0.041	0.041	—	—	0.39	0.35	0.58	0.52	—	—
9	-	-	111	0.029	0.023	0.025	0.019	—	—	0.32	0.34	0.33	0.30	—	—
10	-	-	207	0.019	0.014	0.008	0.005	—	—	0.28	0.25	0.22	0.21	—	—
11	-	-	42	0.024	0.014	0.014	0.011	—	—	0.33	0.22	0.28	0.24	—	—
12	-	-	55	0.011	0.005	0.013	0.009	—	—	0.24	0.21	0.20	0.25	—	—
1	-	-	41	0.019	0.017	0.012	0.016	—	—	0.10	0.10	0.07	0.12	—	—
2	-	-	17	0.018	0.014	0.018	0.016	—	—	0.09	0.08	0.10	0.10	—	—
3	-	-	125	0.011	0.012	0.010	0.013	—	—	0.07	0.06	0.05	0.06	—	—
合計	-	-	1406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	-	-	117	0.022	0.020	0.031	0.032	—	—	0.26	0.24	0.37	0.39	—	—
最大	-	-	356	0.046	0.054	0.082	0.094	—	—	0.39	0.45	0.95	1.30	—	—
最小	-	-	17	0.011	0.005	0.008	0.005	—	—	0.07	0.06	0.05	0.06	—	—



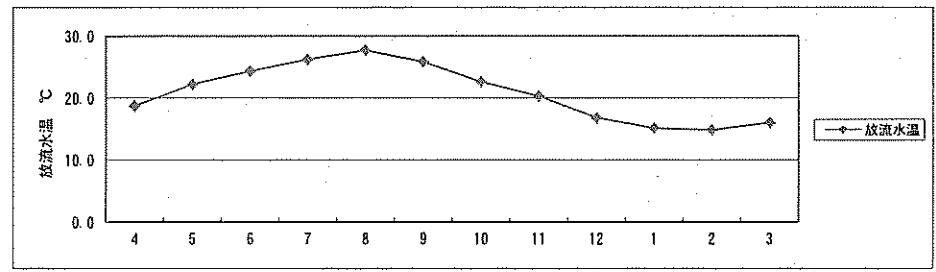
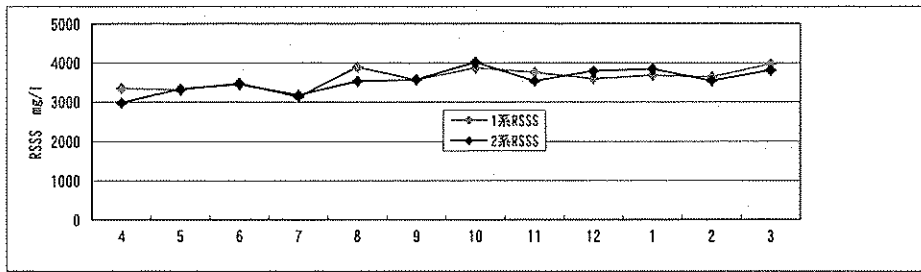
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析7/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	最終沈澱池			放流水							
				RSSS			水温		外観		臭気		透視度	
				1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 ℃	3系 ℃	1・2系	3系	1・2系	3系	1・2系 度	3系 度
4	-	-	47	3340	2973	-	18.7	-	-	-	-	-	100<	-
5	-	-	74	3305	3325	-	22.2	-	-	-	-	-	100<	-
6	-	-	356	3474	3446	-	24.3	-	-	-	-	-	100<	-
7	-	-	134	3118	3170	-	26.2	-	-	-	-	-	100<	-
8	-	-	197	3883	3525	-	27.7	-	-	-	-	-	100<	-
9	-	-	111	3556	3566	-	25.8	-	-	-	-	-	100<	-
10	-	-	207	3868	4015	-	22.6	-	-	-	-	-	100<	-
11	-	-	42	3750	3530	-	20.3	-	-	-	-	-	100<	-
12	-	-	55	3593	3790	-	16.8	-	-	-	-	-	100<	-
1	-	-	41	3678	3843	-	15.1	-	-	-	-	-	100<	-
2	-	-	17	3638	3538	-	14.8	-	-	-	-	-	100<	-
3	-	-	125	3966	3810	-	16.0	-	-	-	-	-	100<	-
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	3597	3544	-	20.9	-	-	-	-	-	100<	-
最大	-	-	356	3966	4015	-	27.7	-	-	-	-	-	100<	-
最小	-	-	17	3118	2973	-	14.8	-	-	-	-	-	100<	-



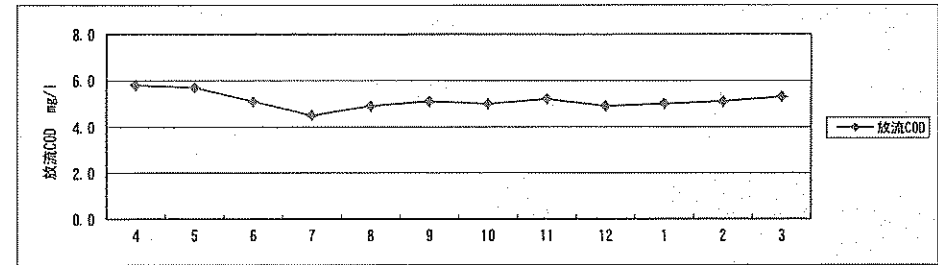
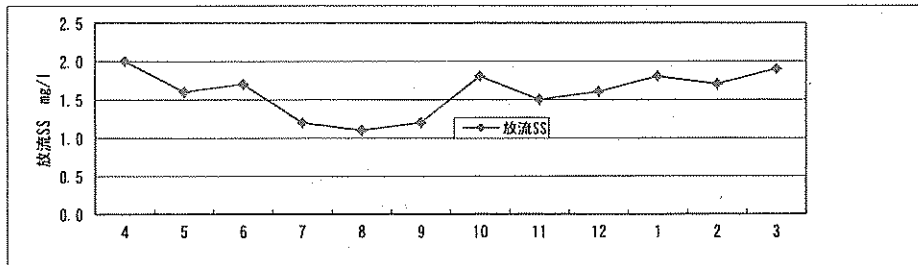
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析8/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	放流水											
				D O		P H		S S		C O D		残留塩素			
				1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系	3系	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l		
4	-	-	47	4.3	-	7.4	-	2.0	-	5.8	-	0.1	-		
5	-	-	74	4.1	-	7.3	-	1.6	-	5.7	-	0.1	-		
6	-	-	356	3.9	-	7.4	-	1.7	-	5.1	-	0.1	-		
7	-	-	134	4.2	-	7.4	-	1.2	-	4.5	-	0.1	-		
8	-	-	197	4.1	-	7.5	-	1.1	-	4.9	-	0.1	-		
9	-	-	111	4.4	-	7.4	-	1.2	-	5.1	-	0.1	-		
10	-	-	207	4.9	-	7.5	-	1.8	-	5.0	-	0.1	-		
11	-	-	42	5.1	-	7.5	-	1.5	-	5.2	-	0.1	-		
12	-	-	55	5.4	-	7.4	-	1.6	-	4.9	-	0.1	-		
1	-	-	41	5.5	-	7.4	-	1.8	-	5.0	-	0.1	-		
2	-	-	17	5.7	-	7.3	-	1.7	-	5.1	-	0.1	-		
3	-	-	125	5.1	-	7.3	-	1.9	-	5.3	-	0.1	-		
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	117	4.7	-	7.4	-	1.6	-	5.1	-	0.1	-	-	-
最大	-	-	356	5.7	-	7.5	-	2.0	-	5.8	-	0.1	-	-	-
最小	-	-	17	3.9	-	7.3	-	1.1	-	4.5	-	0.1	-	-	-



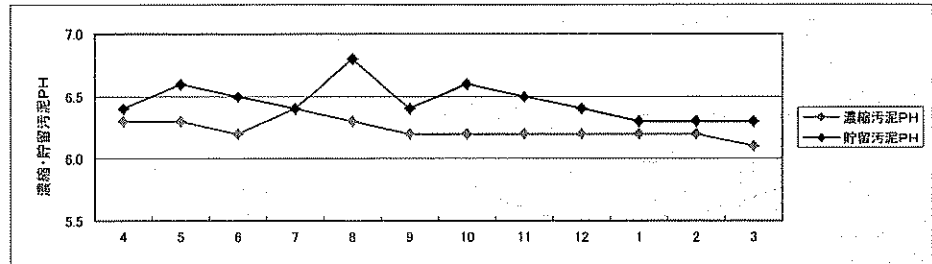
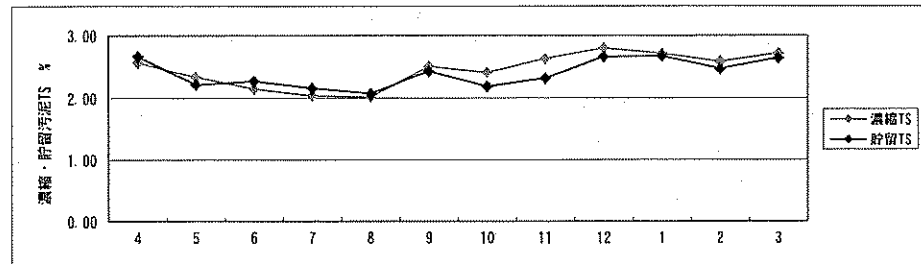
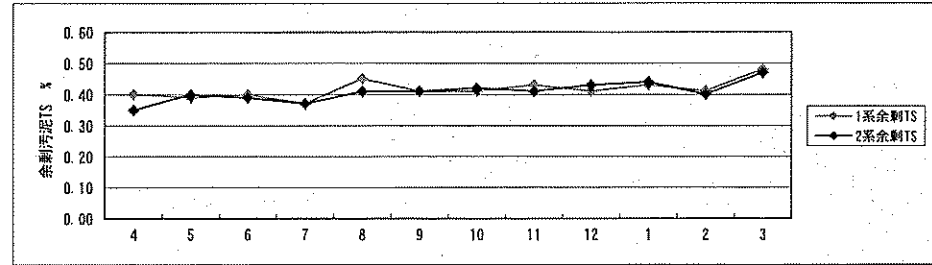
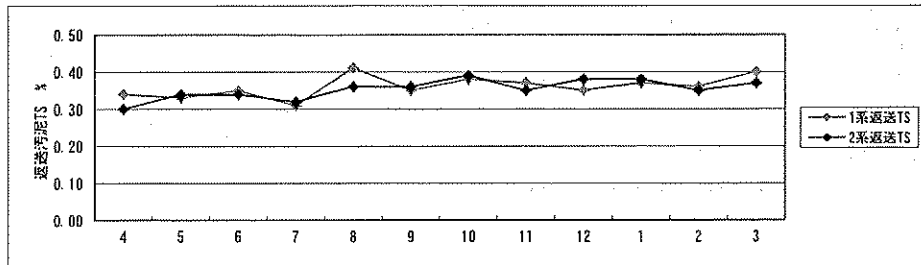
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析9/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	固形物濃度											
				返送汚泥			余剰汚泥			濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %	濃縮汚泥 PH	貯留汚泥 PH		
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %						
4	-	-	47	0.34	0.30	—	0.40	0.35	—	2.57	2.67	6.3	6.4		
5	-	-	74	0.33	0.34	—	0.39	0.40	—	2.34	2.22	6.3	6.6		
6	-	-	356	0.35	0.34	—	0.40	0.39	—	2.15	2.27	6.2	6.5		
7	-	-	134	0.31	0.32	—	0.37	0.37	—	2.04	2.16	6.4	6.4		
8	-	-	197	0.41	0.36	—	0.45	0.41	—	2.02	2.08	6.3	6.8		
9	-	-	111	0.35	0.36	—	0.41	0.41	—	2.51	2.43	6.2	6.4		
10	-	-	207	0.38	0.39	—	0.41	0.42	—	2.41	2.19	6.2	6.6		
11	-	-	42	0.37	0.35	—	0.43	0.41	—	2.63	2.32	6.2	6.5		
12	-	-	55	0.35	0.38	—	0.41	0.43	—	2.80	2.66	6.2	6.4		
1	-	-	41	0.37	0.38	—	0.43	0.44	—	2.71	2.67	6.2	6.3		
2	-	-	17	0.36	0.35	—	0.41	0.40	—	2.58	2.47	6.2	6.3		
3	-	-	125	0.40	0.37	—	0.48	0.47	—	2.71	2.64	6.1	6.3		
合計	-	-	1406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	-	-	117	0.36	0.35	—	0.42	0.41	—	2.46	2.40	6.23	6.46	—	—
最大	-	-	356	0.41	0.39	—	0.48	0.47	—	2.80	2.67	6.40	6.80	—	—
最小	-	-	17	0.31	0.30	—	0.37	0.35	—	2.02	2.08	6.10	6.30	—	—



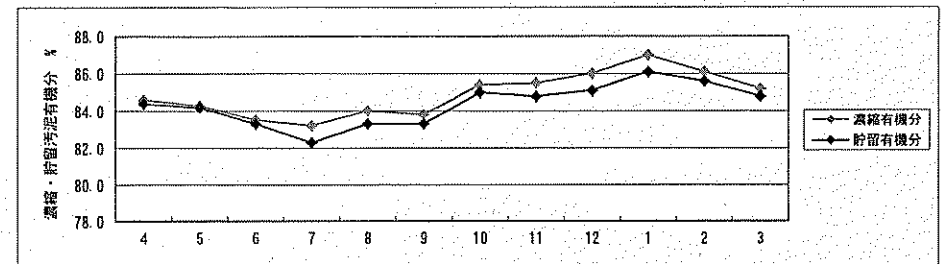
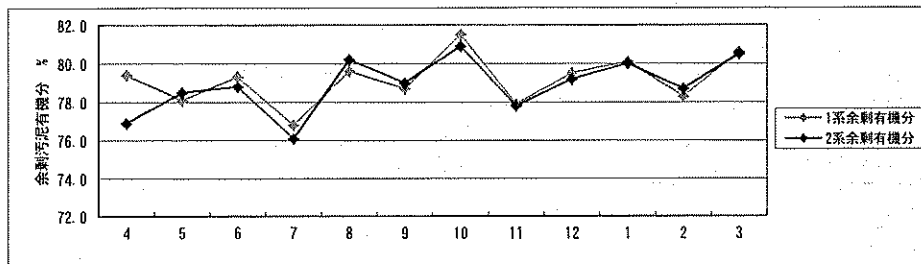
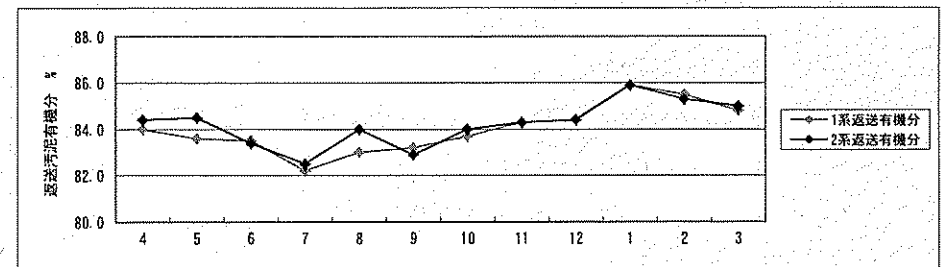
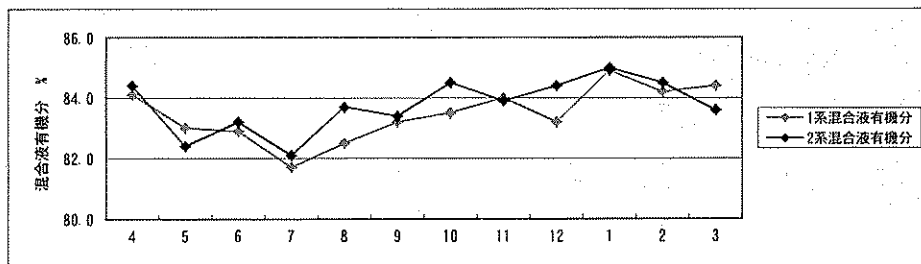
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析10/10)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	有機物										濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %
				混合液			返送汚泥			余剰汚泥					
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %			
4	-	-	47	84.1	84.4	-	84.0	84.4	-	79.4	76.9	-	84.6	84.4	
5	-	-	74	83.0	82.4	-	83.6	84.5	-	78.1	78.5	-	84.3	84.2	
6	-	-	356	82.9	83.2	-	83.5	83.4	-	79.3	78.8	-	83.5	83.3	
7	-	-	134	81.7	82.1	-	82.2	82.5	-	76.8	76.1	-	83.2	82.3	
8	-	-	197	82.5	83.7	-	83.0	84.0	-	79.6	80.2	-	84.0	83.3	
9	-	-	111	83.2	83.4	-	83.2	82.9	-	78.7	79.0	-	83.8	83.3	
10	-	-	207	83.5	84.5	-	83.7	84.0	-	81.5	80.9	-	85.4	85.0	
11	-	-	42	84.0	83.9	-	84.3	84.3	-	77.9	77.8	-	85.5	84.8	
12	-	-	55	83.2	84.4	-	84.4	84.4	-	79.5	79.2	-	86.0	85.1	
1	-	-	41	84.9	85.0	-	85.9	85.9	-	80.1	80.0	-	87.0	86.1	
2	-	-	17	84.2	84.5	-	85.5	85.3	-	78.3	78.7	-	86.1	85.6	
3	-	-	125	84.4	83.6	-	84.8	85.0	-	80.6	80.5	-	85.2	84.8	
合計	-	-	1406	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平均	-	-	117	83.5	83.8	-	84.0	84.2	-	79.2	78.9	-	84.9	84.4	
最大	-	-	356	84.9	85.0	-	85.9	85.9	-	81.5	80.9	-	87.0	86.1	
最小	-	-	17	81.7	82.1	-	82.2	82.5	-	76.8	76.1	-	83.2	82.3	



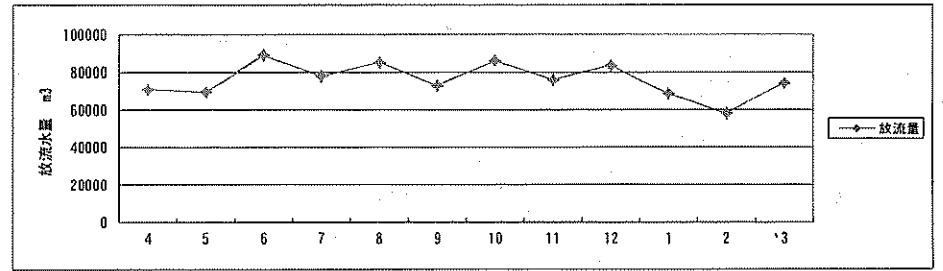
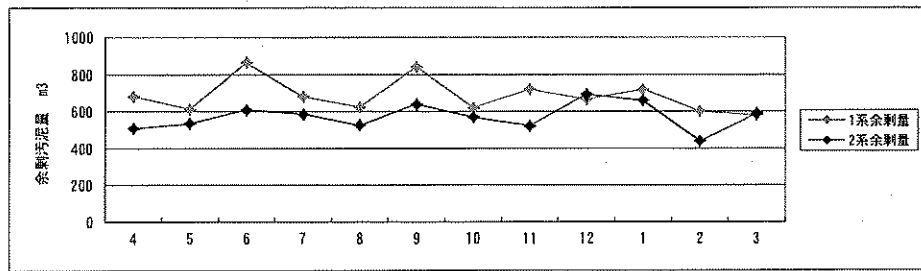
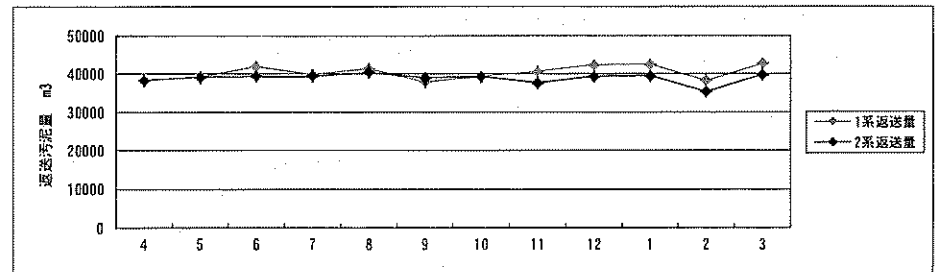
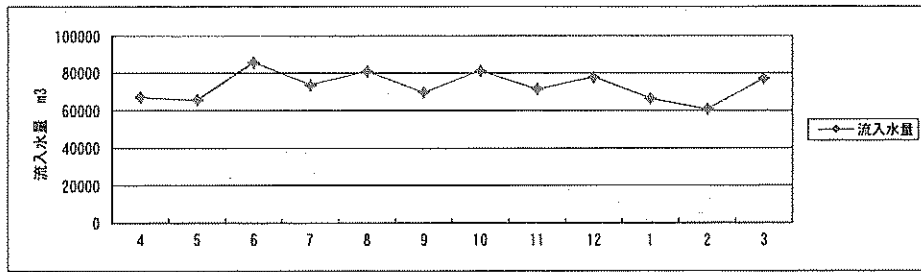
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水処理1/2)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	天候	雨量 (秋保) mm	沈砂池				最終沈殿池						塩素接触槽		
			流入水量 m ³	使用池数 池	沈殿時間 h	1系 返送汚泥量 m ³	2系 返送汚泥量 m ³	3系 返送汚泥量 m ³	返送率 %	1系 余剰汚泥量 m ³	2系 余剰汚泥量 m ³	3系 余剰汚泥量 m ³	放流水量	次亜塩素酸投入量 l	
4	-	-	47	66827	4	10.4	38318	38309	—	117.4	681	508	—	70816	988.0
5	-	-	74	65520	4	10.8	39119	39063	—	121.0	612	535	—	69410	982.4
6	-	-	356	85568	4	9.0	41753	39344	—	105.4	863	608	—	88904	1135.5
7	-	-	134	73574	4	9.7	39761	39348	—	109.6	679	584	—	77732	1085.1
8	-	-	197	80736	4	8.9	41244	40327	—	104.0	622	525	—	84955	1128.0
9	-	-	111	69566	4	10.0	37835	38969	—	113.1	842	639	—	72948	1026.8
10	-	-	207	80975	4	9.3	39250	39318	—	103.6	618	569	—	85878	1125.3
11	-	-	42	71280	4	9.6	40559	37571	—	110.8	720	523	—	75968	1063.8
12	-	-	55	77605	4	9.2	42223	39249	—	106.6	665	692	—	83350	1128.8
1	-	-	41	66397	4	10.7	42412	39462	—	125.3	718	658	—	68379	952.6
2	-	-	17	60734	4	10.5	38193	35351	—	121.9	600	439	—	57933	808.7
3	-	-	125	76954	4	9.3	42704	39724	—	109.8	579	590	—	74235	1035.4
合計	-	-	1406	875736	—	—	483371	466035	—	—	8199	6870	—	910508	12460.4
平均	-	-	117	72978	4	9.8	40281	38836	—	112.4	683	573	—	75876	1038.4
最大	-	-	356	85568	4	10.8	42704	40327	—	125.3	863	692	—	88904	1135.5
最小	-	-	17	60734	4	8.9	37835	35351	—	103.6	579	439	—	57933	808.7



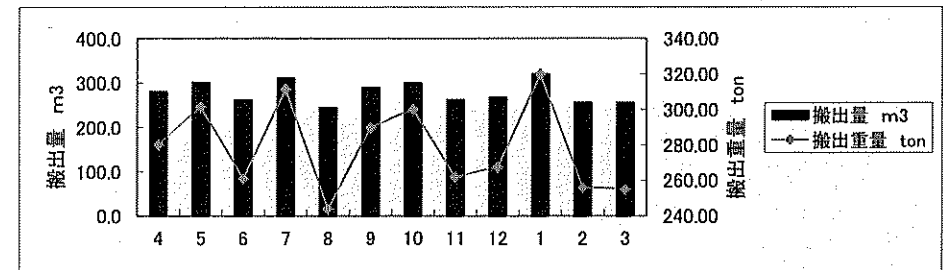
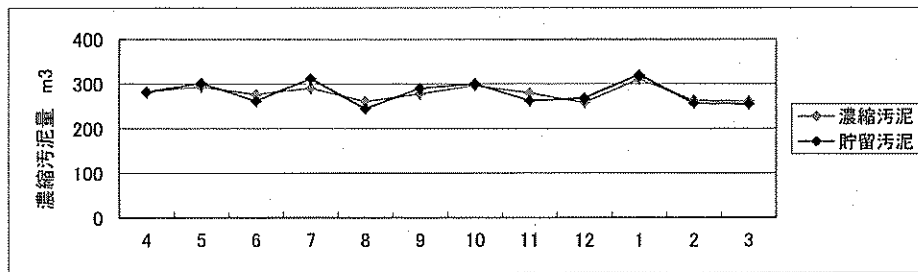
特記事項 *沈砂池流入水量は、1Pと2Pの圧送量の合計値 *2系返送汚泥量配管破損の為8/29~9/12 1295m3で積算 (H25度実績)。
*返送率は月平均値

運転管理データ(水処理データ2/2)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	晴天時		濃縮・貯留槽							
				流入水量 m ³	放流水量 m ³	濃縮汚泥量 m ³	搬出汚泥量 m ³	搬出汚泥重量 1台目 ton					
4	-	-	47	53971	57225	281.7	280.4	196.90	83.50	280.40			
5	-	-	74	49810	52691	293.0	301.6	189.40	112.20	301.60			
6	-	-	356	39167	41362	275.3	261.3	187.20	74.10	261.30			
7	-	-	134	41130	43589	290.2	311.5	198.50	113.00	311.50			
8	-	-	197	40804	43159	260.0	244.0	179.30	64.70	244.00			
9	-	-	111	46682	48872	277.0	289.9	187.00	102.90	289.90			
10	-	-	207	56663	60631	295.8	300.2	207.00	93.20	300.20			
11	-	-	42	52281	55558	278.9	262.0	159.70	102.30	262.00			
12	-	-	55	51056	54878	257.9	267.6	177.90	89.70	267.60			
1	-	-	41	56140	58317	309.7	319.8	178.30	141.50	319.80			
2	-	-	17	49913	47601	262.2	256.1	170.80	85.30	256.10			
3	-	-	125	51276	49314	260.4	255.1	207.60	47.50	255.10			
合計	-	-	1406	588893	613197	3342.1	3349.5	2239.60	1109.90	3349.50	-	-	-
平均	-	-	117	49074	51100	278.5	279.1	186.63	92.49	279.13	-	-	-
最大	-	-	356	56663	60631	309.7	319.8	207.60	141.50	319.80	-	-	-
最小	-	-	17	39167	41362	257.9	244.0	159.70	47.50	244.00	-	-	-



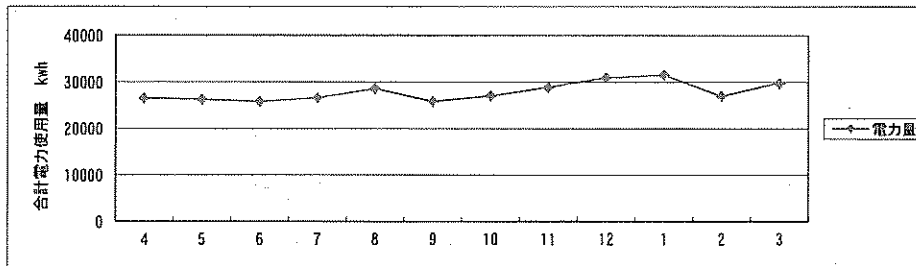
特記事項

運転管理データ(機械・電気設備)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	稼働時間								1・2系 電力使用量 kwh	3系 電力使用量 kwh	合計 電力使用量 kwh
				OD攪拌ローター										
				1-1 h	1-2 h	2-1 h	2-2 h	3-1 h	3-2 h	4-1 h	4-2 h			
4	-	-	47	387.9	637.4	388.0	637.5	400.7	642.7	400.6	642.7	24474	2010	26484
5	-	-	74	690.5	408.2	690.5	408.1	687.9	418.5	687.9	418.6	24354	1900	26254
6	-	-	356	329.1	630.5	329.1	630.5	328.8	637.3	328.8	637.3	23970	1820	25790
7	-	-	134	627.8	416.6	627.8	416.6	622.5	380.2	622.5	380.2	24643	1970	26613
8	-	-	197	323.9	677.9	323.9	677.9	374.1	685.2	374.0	685.2	26442	2090	28532
9	-	-	111	685.9	272.8	685.9	272.8	689.0	328.6	689.0	328.6	23961	1800	25761
10	-	-	207	298.5	684.4	298.5	684.4	337.0	684.4	337.0	684.4	25140	1870	27010
11	-	-	42	669.0	398.2	669.2	398.3	662.2	350.4	661.8	349.7	26872	1960	28832
12	-	-	55	454.3	610.9	454.1	611.0	413.1	591.3	413.1	591.3	28657	2210	30867
1	-	-	41	670.0	387.8	670.0	387.7	670.0	364.0	670.0	364.2	29259	2240	31499
2	-	-	17	302.0	598.1	302.1	598.1	302.0	598.1	302.1	598.1	24923	2020	26943
3	-	-	125	640.2	415.2	644.8	415.3	628.9	399.4	628.9	399.5	27642	2120	29762
合計	-	-	1406	6079.1	6138.0	6083.9	6138.2	6116.2	6080.1	6115.7	6079.8	310337	24010	334347
平均	-	-	117	506.6	511.5	507.0	511.5	509.7	506.7	509.6	506.7	25861	2001	27862
最大	-	-	356	690.5	684.4	690.5	684.4	689.0	685.2	689.0	685.2	29259	2240	31499
最小	-	-	17	298.5	272.8	298.5	272.8	302.0	328.6	302.1	328.6	23961	1800	25761



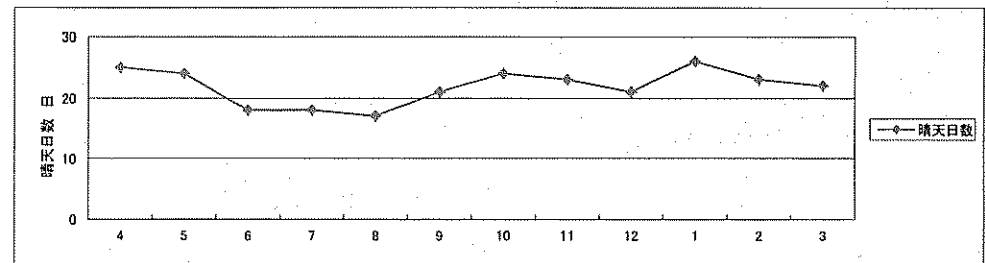
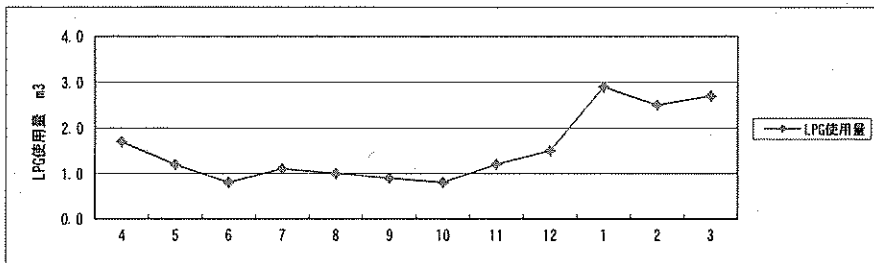
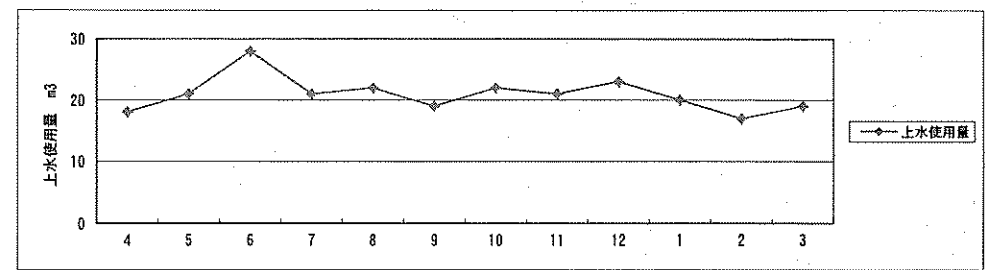
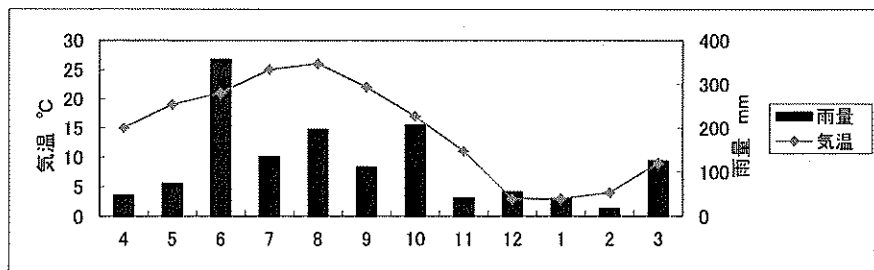
特記事項

運転管理データ(その他)

平成26年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量	気温	上水使用量	LPG使用量	次亜塩タンク残量	晴天日数						
			(秋保) mm	°C	m ³	m ³	m ³	日						
4	—	—	47	15	18	1.7	—	25						
5	—	—	74	19	21	1.2	—	24						
6	—	—	356	21	28	0.8	—	18						
7	—	—	134	25	21	1.1	—	18						
8	—	—	197	26	22	1.0	—	17						
9	—	—	111	22	19	0.9	—	21						
10	—	—	207	17	22	0.8	—	24						
11	—	—	42	11	21	1.2	—	23						
12	—	—	55	3	23	1.5	—	21						
1	—	—	41	3	20	2.9	—	26						
2	—	—	17	4	17	2.5	—	23						
3	—	—	125	9	19	2.7	—	22						
合計	—	—	1406	—	251	18.3	—	262.0	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	117	15	21	1.5	—	21.8	—	—	—	—	—	—
最大	—	—	356	26	28	2.9	—	26.0	—	—	—	—	—	—
最小	—	—	17	3	17	0.8	—	17.0	—	—	—	—	—	—



特記事項 *気温は平均値

施設運転管理状況報告（水処理フロー図）

平成27年度

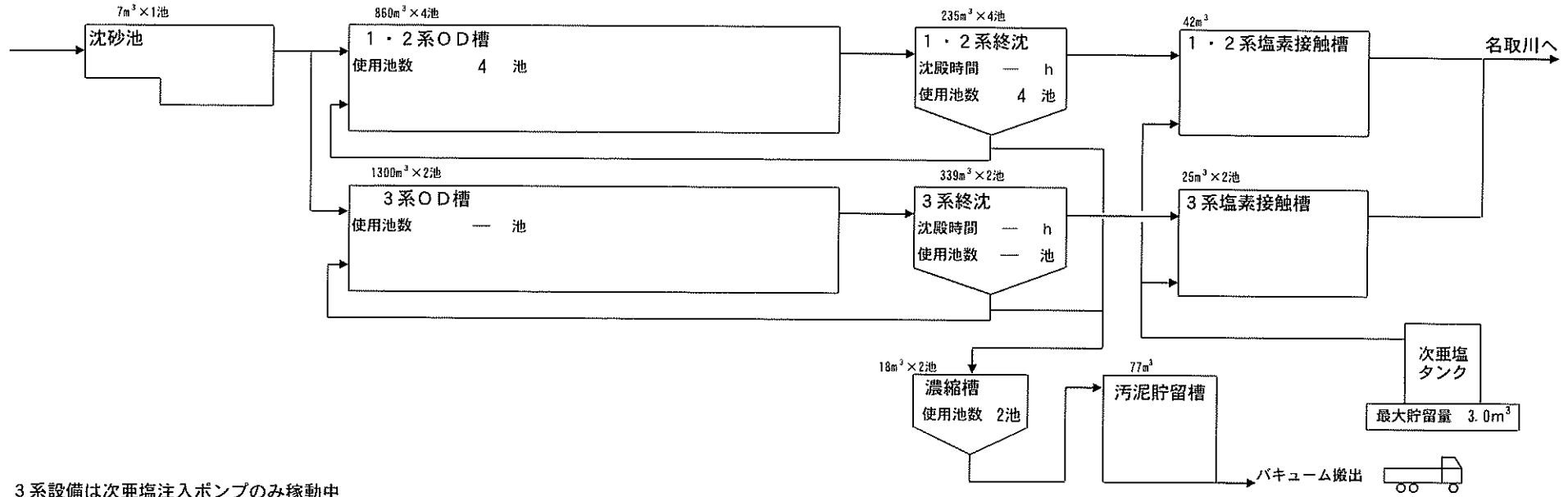
《秋保温泉浄化センター》

秋保温泉浄化センター

平均気温 15.4 °C 総降雨量 1320 mm 流入水平均水温 23.2 °C

総流入水量 843726 m³

放流水量 802457 m³



* 3系設備は次亜塩注入ポンプのみ稼動中

電気・機械・その他		気象		流入水		流入水		オキシデーションディッチ		放流水		汚泥	
受電電力量	338424 kwh	平均気温	15.4 °C	総流入水量	843726 m ³	晴天時最大量	3895 m ³	M L S S AVG	1839 mg/l	総放流水量	802457 m ³	濃縮 T S AVG	2.46 %
上水使用量	262 m ³	総雨量	1320 mm	平均流入水量	2305 m ³	晴天時最大日	8月18日	S R T AVG	38.7 日	平均放流水量	2193 m ³	貯留 T S AVG	2.39 %
L P G使用量	31.4 m ³	最大雨量日	9月10日	S S MAX	480 mg/l	晴天時最小量	1742 m ³	汚泥日令 AVG	23.0 日	S S MAX	5.5 mg/l	濃縮強熱 AVG	84.4 %
		最大雨量	213 mm	S S AVG	139 mg/l	晴天時最小日	1月14日	最終沈殿池		S S AVG	1.6 mg/l	貯留強熱 AVG	84.0 %
		晴天日数	258 日	C O D MAX	154 mg/l	晴天時平均量	2164 m ³	総返送汚泥量	966748 m ³	C O D MAX	8.1 mg/l	汚泥搬出量	3406.9 m ³
		沈砂池		C O D AVG	91.3 mg/l	雨天含む最大量	9181 m ³	返送汚泥量AVG	2641 m ³	C O D AVG	5.0 mg/l	搬出台数	365 台
		しき搬出量	4356 kg			雨天含む最大日	9月11日	総余剰汚泥量	18045 m ³	透視度 AVG	100< 度		
		沈砂搬出量	2 m ³			雨天含む最小量	1699 m ³	余剰汚泥量AVG	49 m ³	次亜塩使用量	11202.2 l		
						雨天含む最小日	3月1日	返送率	119.5 %				

特記事項

* 総流入水量は、1Pと2Pの圧送量の合計値

* 平均気温は年間集計より算出。

* 水質項目は年間集計よりMAX、AVGを算出。

* 汚泥搬出量は、貯留槽液位より算出

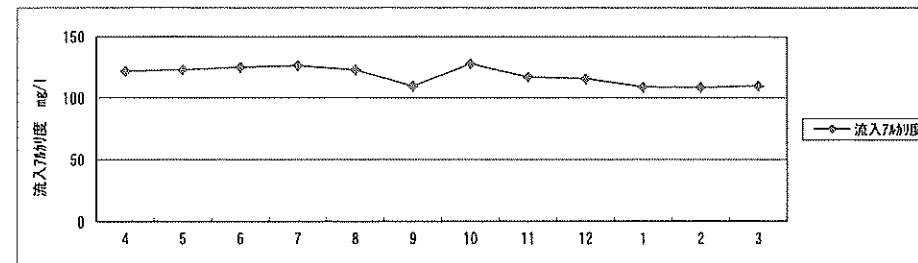
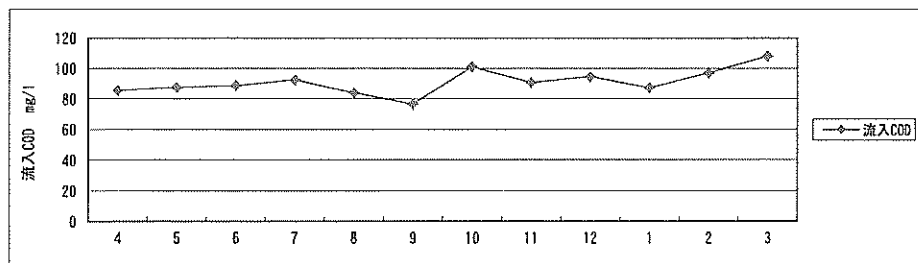
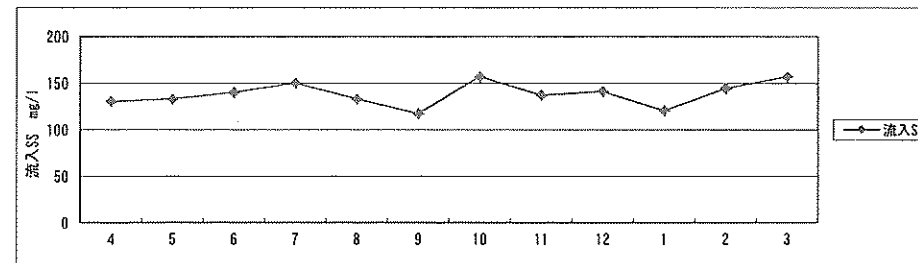
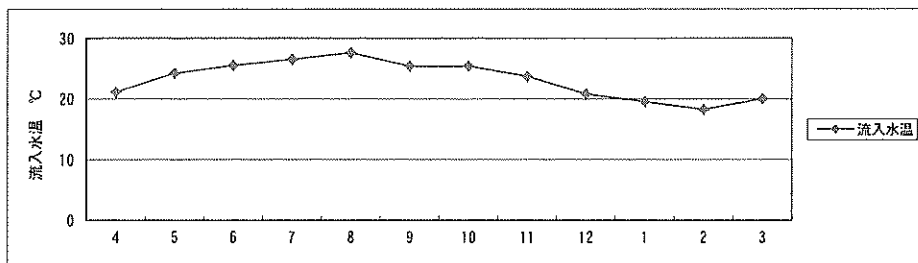
* 終沈沈殿時間、返送率は年間集計より算出。

運転管理データ(水質分析1/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	流入水											
				水温 ℃	外観	臭気	透視度 度	DO mg/l	PH	SS mg/l	COD mg/l	アルカリ度 mg/l			
4	-	-	92	21.1	-	-	3.6	2.2	7.5	130	85.6	121.7			
5	-	-	34	24.2	-	-	3.5	1.8	7.4	133	87.5	122.9			
6	-	-	140	25.5	-	-	3.3	1.7	7.5	140	88.7	124.9			
7	-	-	53	26.5	-	-	3.0	1.6	7.5	150	92.4	126.3			
8	-	-	235	27.6	-	-	3.5	1.7	7.4	133	83.9	122.9			
9	-	-	468	25.4	-	-	3.8	2.0	7.3	117	76.5	109.5			
10	-	-	10	25.4	-	-	2.9	1.8	7.3	157	100.9	127.8			
11	-	-	148	23.7	-	-	3.4	2.0	7.4	137	90.5	117.0			
12	-	-	46	20.8	-	-	3.4	2.1	7.4	141	94.4	115.5			
1	-	-	74	19.5	-	-	4.1	2.4	7.3	120	87.2	108.8			
2	-	-	14	18.2	-	-	4.0	2.8	7.4	144	96.8	108.5			
3	-	-	6	20.0	-	-	3.3	2.3	7.3	157	108.0	109.6			
合計	-	-	1320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	110	23.2	-	-	3.5	2.0	7.4	138	91.0	118.0	-	-	-
最大	-	-	468	27.6	-	-	4.1	2.8	7.5	157	108.0	127.8	-	-	-
最小	-	-	6	18.2	-	-	2.9	1.6	7.3	117	76.5	108.5	-	-	-



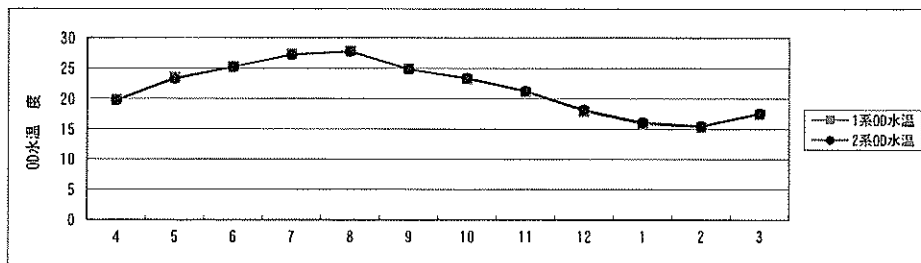
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析2/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				水温			外観			臭気			DO		
				1系 ℃	2系 ℃	3系 ℃	1系	2系	3系	1系	2系	3系	1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l
4	—	—	92	19.8	19.7	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.3	—
5	—	—	34	23.4	23.2	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	—
6	—	—	140	25.2	25.2	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	—
7	—	—	53	27.3	27.2	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	—
8	—	—	235	27.8	27.7	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	—
9	—	—	468	24.9	24.8	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	—
10	—	—	10	23.2	23.4	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	—
11	—	—	148	21.1	21.3	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—
12	—	—	46	17.9	18.2	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.3	—
1	—	—	74	15.8	16.1	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	—
2	—	—	14	15.3	15.5	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.3	—
3	—	—	6	17.4	17.6	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	—
合計	—	—	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	110	21.6	21.7	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.2	—
最大	—	—	468	27.8	27.7	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.3	—
最小	—	—	6	15.3	15.5	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—



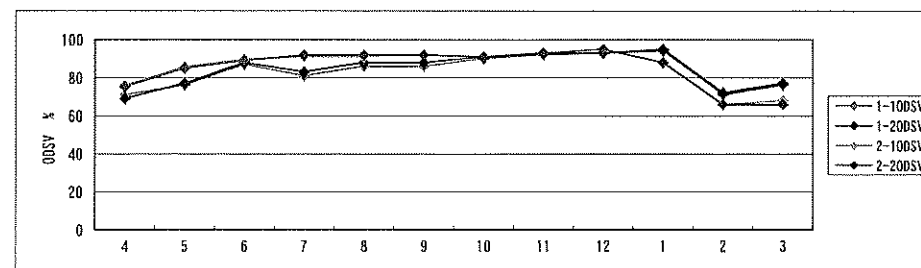
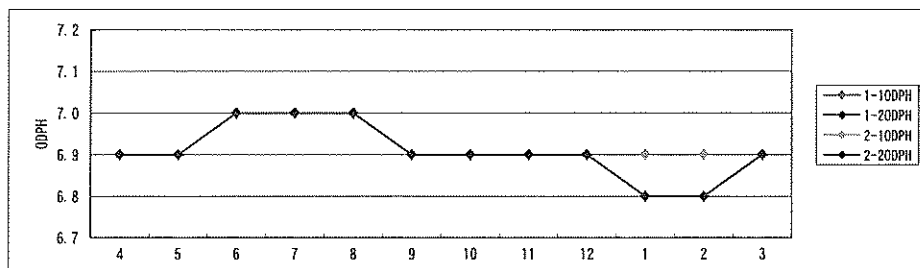
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析3/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				PH						SV					
				1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	1-1 %	1-2 %	2-1 %	2-2 %	3-1 %	3-2 %
4	-	-	92	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	71	69	76	75	-	-
5	-	-	34	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	76	77	86	85	-	-
6	-	-	140	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	87	88	90	89	-	-
7	-	-	53	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	81	83	91	92	-	-
8	-	-	235	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	86	88	91	92	-	-
9	-	-	468	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	86	88	92	92	-	-
10	-	-	10	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	90	91	91	91	-	-
11	-	-	148	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	92	93	93	93	-	-
12	-	-	46	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	93	93	95	95	-	-
1	-	-	74	6.9	6.9	6.9	6.8	-	-	94	95	88	88	-	-
2	-	-	14	6.9	6.9	6.9	6.8	-	-	71	72	66	66	-	-
3	-	-	6	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	76	77	68	66	-	-
合計	-	-	1320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	110	6.9	6.9	6.9	6.9	-	-	84	85	86	85	-	-
最大	-	-	468	7.0	7.0	7.0	7.0	-	-	94	95	95	95	-	-
最小	-	-	6	6.9	6.9	6.9	6.8	-	-	71	69	66	66	-	-



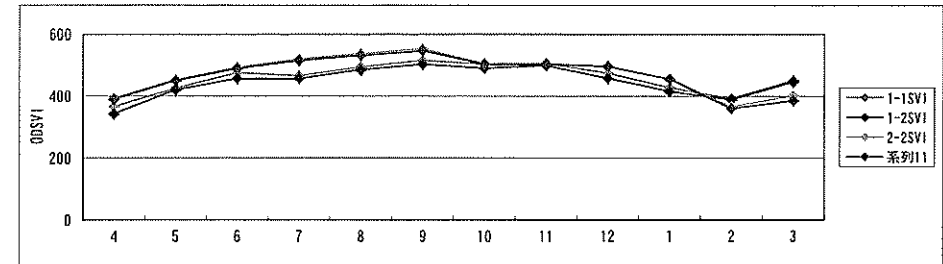
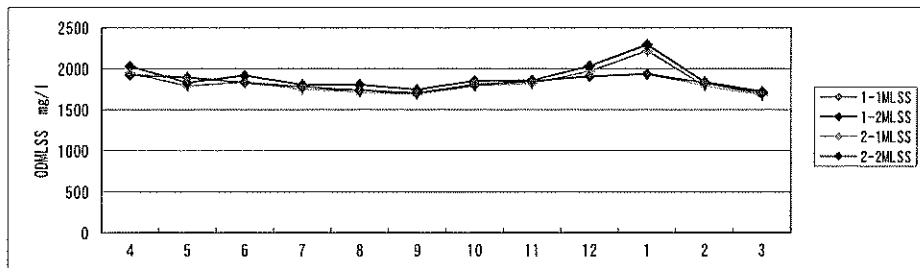
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析4/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				MLSS						SVI					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
4	—	—	92	1946	2029	1932	1920	—	—	365	342	393	389	—	—
5	—	—	34	1788	1831	1900	1887	—	—	425	420	452	449	—	—
6	—	—	140	1836	1914	1828	1831	—	—	475	457	493	489	—	—
7	—	—	53	1745	1805	1752	1781	—	—	466	457	519	514	—	—
8	—	—	235	1740	1805	1705	1739	—	—	494	485	537	531	—	—
9	—	—	468	1683	1743	1681	1707	—	—	515	503	553	546	—	—
10	—	—	10	1793	1849	1816	1808	—	—	503	491	504	503	—	—
11	—	—	148	1820	1859	1838	1848	—	—	506	499	506	503	—	—
12	—	—	46	1965	2034	1913	1906	—	—	474	458	494	497	—	—
1	—	—	74	2218	2293	1930	1937	—	—	427	415	456	455	—	—
2	—	—	14	1793	1837	1792	1826	—	—	393	389	366	360	—	—
3	—	—	6	1675	1724	1691	1700	—	—	452	446	401	386	—	—
合計	—	—	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	110	1834	1894	1815	1824	—	—	458	447	473	469	—	—
最大	—	—	468	2218	2293	1932	1937	—	—	515	503	553	546	—	—
最小	—	—	6	1675	1724	1681	1700	—	—	365	342	366	360	—	—



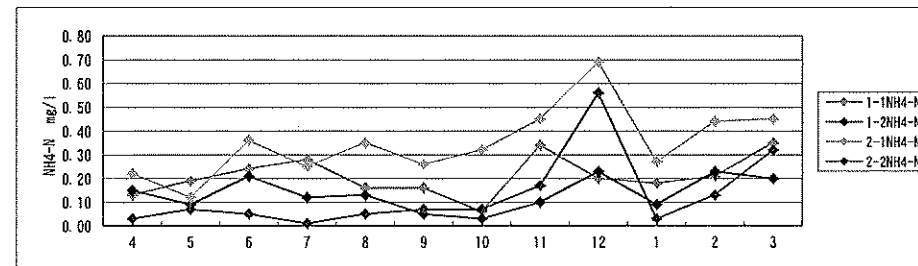
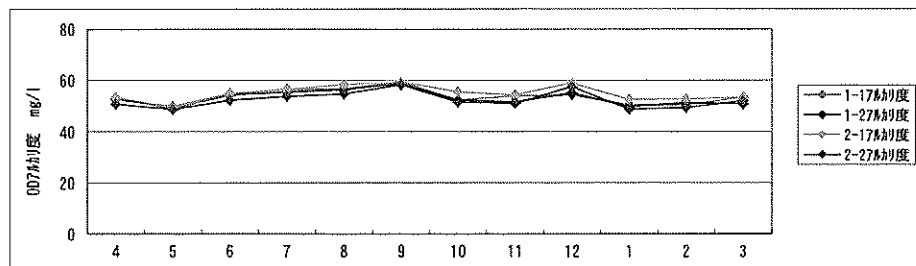
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析5/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				アルカリ度						NH ₄ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	-	-	92	52.5	53.1	53.2	50.8	-	-	0.13	0.15	0.22	0.03	-	-
5	-	-	34	49.8	49.0	49.2	48.6	-	-	0.19	0.09	0.12	0.07	-	-
6	-	-	140	54.9	54.3	54.8	52.2	-	-	0.24	0.21	0.36	0.05	-	-
7	-	-	53	56.6	55.5	56.4	53.7	-	-	0.28	0.12	0.25	0.01	-	-
8	-	-	235	56.6	56.3	58.2	54.7	-	-	0.16	0.13	0.35	0.05	-	-
9	-	-	468	59.5	58.7	59.4	58.2	-	-	0.16	0.05	0.26	0.07	-	-
10	-	-	10	52.2	52.3	55.3	51.5	-	-	0.06	0.03	0.32	0.07	-	-
11	-	-	148	53.8	51.5	54.2	51.0	-	-	0.34	0.10	0.45	0.17	-	-
12	-	-	46	54.2	55.1	58.8	57.4	-	-	0.20	0.23	0.69	0.56	-	-
1	-	-	74	50.5	49.7	52.5	48.8	-	-	0.18	0.09	0.27	0.03	-	-
2	-	-	14	50.4	51.2	52.6	49.4	-	-	0.21	0.23	0.44	0.13	-	-
3	-	-	6	53.3	50.9	53.6	52.0	-	-	0.35	0.20	0.45	0.32	-	-
合計	-	-	1320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	110	53.7	53.1	54.9	52.4	-	-	0.21	0.14	0.35	0.13	-	-
最大	-	-	468	59.5	58.7	59.4	58.2	-	-	0.35	0.23	0.69	0.56	-	-
最小	-	-	6	49.8	49.0	49.2	48.6	-	-	0.06	0.03	0.12	0.01	-	-



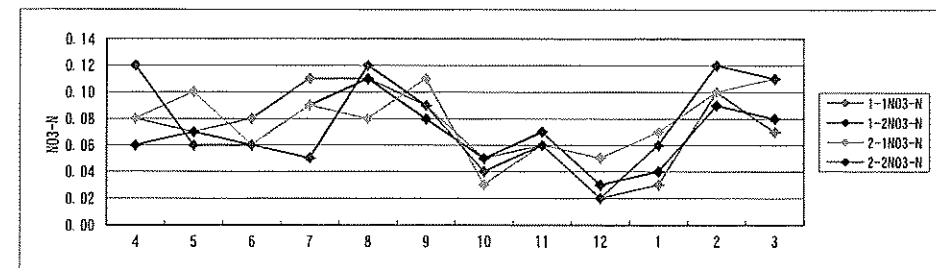
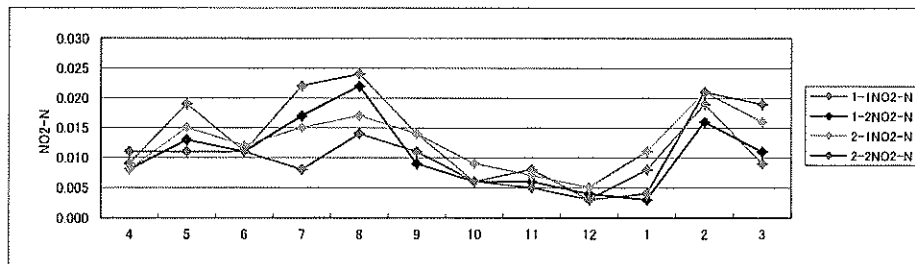
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析6/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	オキシデーションディッチ											
				NO ₂ -N						NO ₃ -N					
				1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l	1-1 mg/l	1-2 mg/l	2-1 mg/l	2-2 mg/l	3-1 mg/l	3-2 mg/l
4	—	—	92	0.009	0.008	0.008	0.011	—	—	0.08	0.06	0.08	0.12	—	—
5	—	—	34	0.019	0.013	0.015	0.011	—	—	0.07	0.07	0.10	0.06	—	—
6	—	—	140	0.011	0.011	0.012	0.011	—	—	0.08	0.06	0.06	0.06	—	—
7	—	—	53	0.022	0.017	0.015	0.008	—	—	0.11	0.09	0.09	0.05	—	—
8	—	—	235	0.024	0.022	0.017	0.014	—	—	0.11	0.11	0.08	0.12	—	—
9	—	—	468	0.014	0.009	0.014	0.011	—	—	0.09	0.08	0.11	0.09	—	—
10	—	—	10	0.006	0.006	0.009	0.006	—	—	0.05	0.05	0.03	0.04	—	—
11	—	—	148	0.008	0.006	0.007	0.005	—	—	0.06	0.07	0.06	0.06	—	—
12	—	—	46	0.003	0.004	0.005	0.003	—	—	0.02	0.03	0.05	0.02	—	—
1	—	—	74	0.008	0.003	0.011	0.004	—	—	0.03	0.04	0.07	0.06	—	—
2	—	—	14	0.019	0.016	0.021	0.021	—	—	0.10	0.09	0.10	0.12	—	—
3	—	—	6	0.009	0.011	0.016	0.019	—	—	0.07	0.08	0.11	0.11	—	—
合計	—	—	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	110	0.013	0.011	0.013	0.010	—	—	0.07	0.07	0.08	0.08	—	—
最大	—	—	468	0.024	0.022	0.021	0.021	—	—	0.11	0.11	0.11	0.12	—	—
最小	—	—	6	0.003	0.003	0.005	0.003	—	—	0.02	0.03	0.03	0.02	—	—



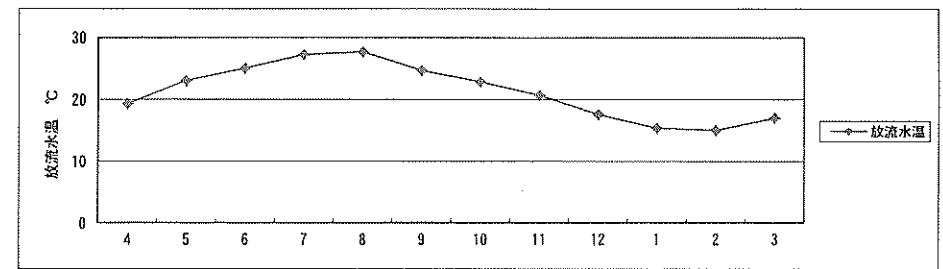
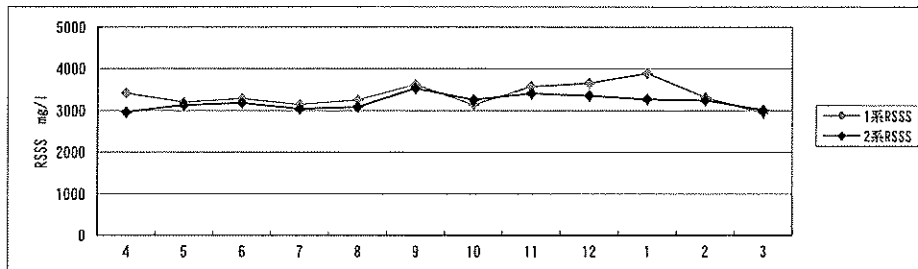
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析7/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	最終沈澱池			放流水							
				RSSS			水温		外観		臭気		透視度	
				1系 mg/l	2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 ℃	3系 ℃	1・2系	3系	1・2系	3系	1・2系 度	3系 度
4	-	-	92	3410	2963	—	19.3	—	—	—	—	—	100<	—
5	-	-	34	3195	3128	—	23.0	—	—	—	—	—	100<	—
6	-	-	140	3280	3180	—	25.0	—	—	—	—	—	100<	—
7	-	-	53	3140	3035	—	27.2	—	—	—	—	—	100<	—
8	-	-	235	3248	3084	—	27.7	—	—	—	—	—	100<	—
9	-	-	468	3615	3528	—	24.7	—	—	—	—	—	100<	—
10	-	-	10	3133	3260	—	22.8	—	—	—	—	—	100<	—
11	-	-	148	3562	3404	—	20.7	—	—	—	—	—	100<	—
12	-	-	46	3640	3350	—	17.6	—	—	—	—	—	98	—
1	-	-	74	3875	3268	—	15.4	—	—	—	—	—	100<	—
2	-	-	14	3310	3244	—	15.0	—	—	—	—	—	100<	—
3	-	-	6	2935	3008	—	17.0	—	—	—	—	—	100<	—
合計	-	-	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	-	-	110	3362	3204	—	21.3	—	—	—	—	—	100<	—
最大	-	-	468	3875	3528	—	27.7	—	—	—	—	—	100<	—
最小	-	-	6	2935	2963	—	15.0	—	—	—	—	—	100<	—



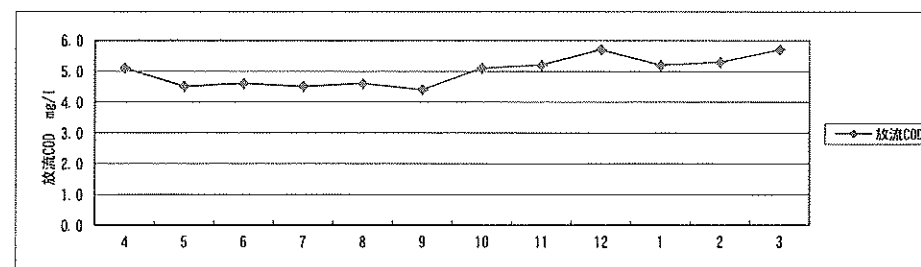
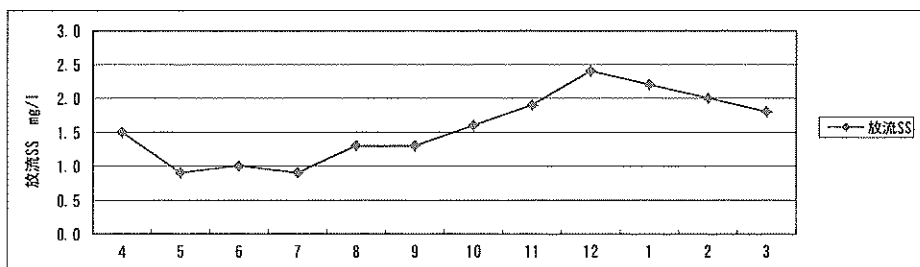
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析8/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	放流水											
				D O		P H		S S		C O D		残留塩素			
				1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系	3系	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l	1・2系 mg/l	3系 mg/l		
4	-	-	92	4.8	-	7.4	-	1.5	-	5.1	-	0.1	-	-	-
5	-	-	34	4.7	-	7.5	-	0.9	-	4.5	-	0.1	-	-	-
6	-	-	140	4.6	-	7.6	-	1.0	-	4.6	-	0.1	-	-	-
7	-	-	53	4.5	-	7.7	-	0.9	-	4.5	-	0.1	-	-	-
8	-	-	235	4.4	-	7.6	-	1.3	-	4.6	-	0.1	-	-	-
9	-	-	468	4.5	-	7.5	-	1.3	-	4.4	-	0.1	-	-	-
10	-	-	10	4.7	-	7.5	-	1.6	-	5.1	-	0.1	-	-	-
11	-	-	148	4.6	-	7.4	-	1.9	-	5.2	-	0.1	-	-	-
12	-	-	46	4.7	-	7.4	-	2.4	-	5.7	-	0.1	-	-	-
1	-	-	74	4.9	-	7.3	-	2.2	-	5.2	-	0.1	-	-	-
2	-	-	14	5.0	-	7.3	-	2.0	-	5.3	-	0.1	-	-	-
3	-	-	6	4.9	-	7.4	-	1.8	-	5.7	-	0.1	-	-	-
合計	-	-	1320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	110	4.7	-	7.5	-	1.6	-	5.0	-	0.1	-	-	-
最大	-	-	468	5.0	-	7.7	-	2.4	-	5.7	-	0.1	-	-	-
最小	-	-	6	4.4	-	7.3	-	0.9	-	4.4	-	0.1	-	-	-



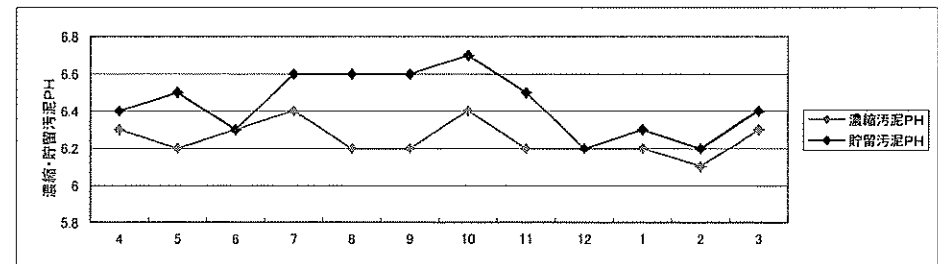
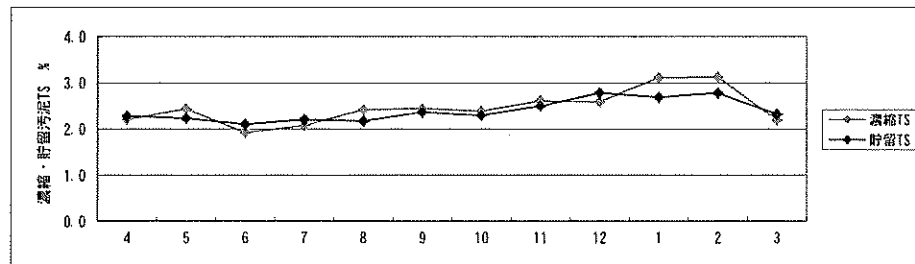
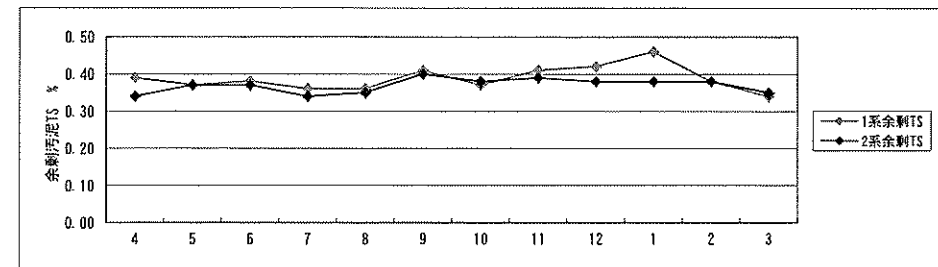
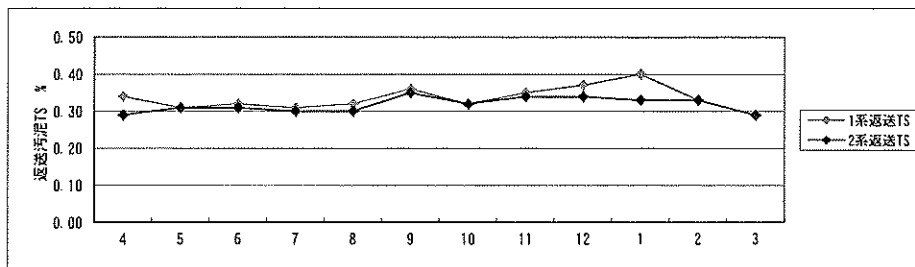
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析9/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	固形物濃度						濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %	濃縮汚泥 PH	貯留汚泥 PH		
				返送汚泥			余剰汚泥								
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %						
4	—	—	92	0.34	0.29	—	0.39	0.34	—	2.20	2.28	6.3	6.4		
5	—	—	34	0.31	0.31	—	0.37	0.37	—	2.43	2.23	6.2	6.5		
6	—	—	140	0.32	0.31	—	0.38	0.37	—	1.92	2.10	6.3	6.3		
7	—	—	53	0.31	0.30	—	0.36	0.34	—	2.07	2.20	6.4	6.6		
8	—	—	235	0.32	0.30	—	0.36	0.35	—	2.41	2.17	6.2	6.6		
9	—	—	468	0.36	0.35	—	0.41	0.40	—	2.44	2.36	6.2	6.6		
10	—	—	10	0.32	0.32	—	0.37	0.38	—	2.38	2.29	6.4	6.7		
11	—	—	148	0.35	0.34	—	0.41	0.39	—	2.61	2.50	6.2	6.5		
12	—	—	46	0.37	0.34	—	0.42	0.38	—	2.59	2.78	6.2	6.2		
1	—	—	74	0.40	0.33	—	0.46	0.38	—	3.11	2.69	6.2	6.3		
2	—	—	14	0.33	0.33	—	0.38	0.38	—	3.12	2.78	6.1	6.2		
3	—	—	6	0.29	0.29	—	0.34	0.35	—	2.19	2.32	6.3	6.4		
合計	—	—	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	110	0.34	0.32	—	0.39	0.37	—	2.46	2.39	6.25	6.44	—	—
最大	—	—	468	0.40	0.35	—	0.46	0.40	—	3.12	2.78	6.40	6.70	—	—
最小	—	—	6	0.29	0.29	—	0.34	0.34	—	1.92	2.10	6.10	6.20	—	—



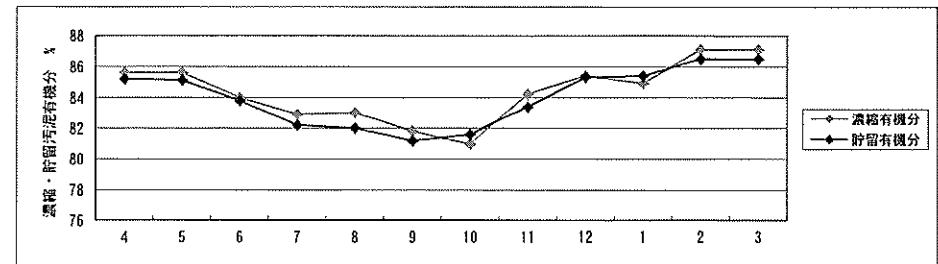
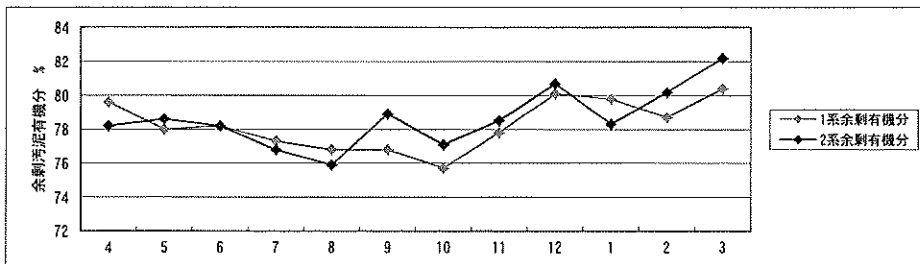
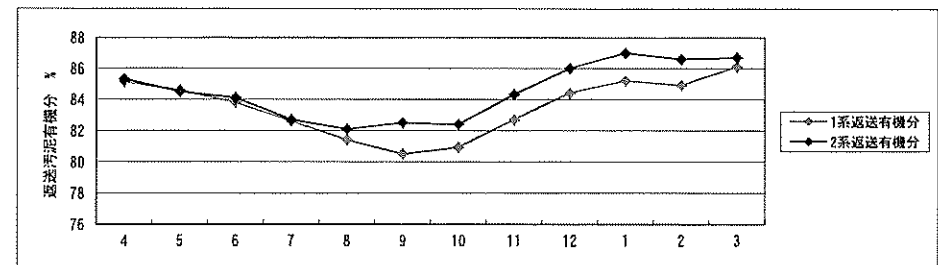
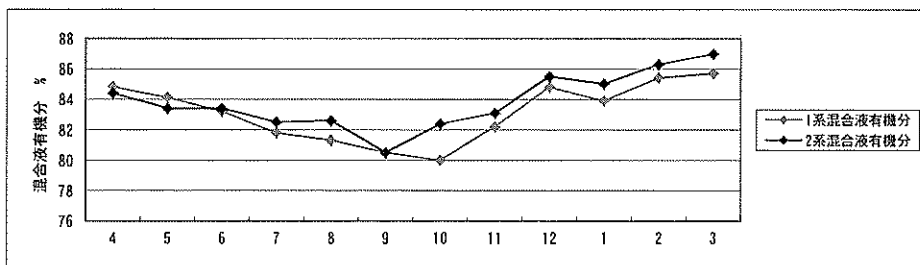
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水質分析10/10)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	有機物										濃縮汚泥 %	貯留汚泥 %
				混合液			返送汚泥			余剰汚泥					
				1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %	1系 %	2系 %	3系 %			
4	-	-	92	84.8	84.4	—	85.1	85.3	—	79.6	78.2	—	85.6	85.2	
5	-	-	34	84.1	83.4	—	84.6	84.5	—	78.0	78.6	—	85.6	85.1	
6	-	-	140	83.2	83.4	—	83.8	84.1	—	78.2	78.2	—	84.0	83.8	
7	-	-	53	81.8	82.5	—	82.6	82.7	—	77.3	76.8	—	82.9	82.2	
8	-	-	235	81.3	82.6	—	81.4	82.1	—	76.8	75.9	—	83.0	82.0	
9	-	-	468	80.5	80.5	—	80.5	82.5	—	76.8	78.9	—	81.8	81.2	
10	-	-	10	80.0	82.4	—	80.9	82.4	—	75.7	77.1	—	81.0	81.6	
11	-	-	148	82.2	83.1	—	82.7	84.3	—	77.8	78.5	—	84.2	83.4	
12	-	-	46	84.8	85.5	—	84.4	86.0	—	80.1	80.7	—	85.4	85.3	
1	-	-	74	83.9	85.0	—	85.2	87.0	—	79.8	78.3	—	84.9	85.4	
2	-	-	14	85.4	86.3	—	84.9	86.6	—	78.7	80.2	—	87.1	86.5	
3	-	-	6	85.7	87.0	—	86.1	86.7	—	80.4	82.2	—	87.1	86.5	
合計	-	-	1320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平均	-	-	110	83.1	83.8	—	83.5	84.5	—	78.3	78.6	—	84.4	84.0	
最大	-	-	468	85.7	87.0	—	86.1	87.0	—	80.4	82.2	—	87.1	86.5	
最小	-	-	6	80.0	80.5	—	80.5	82.1	—	75.7	75.9	—	81.0	81.2	



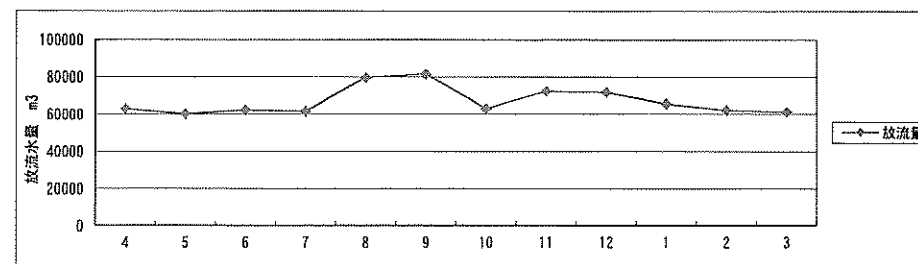
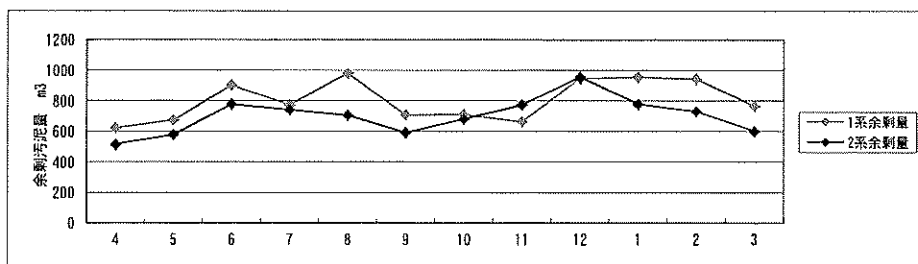
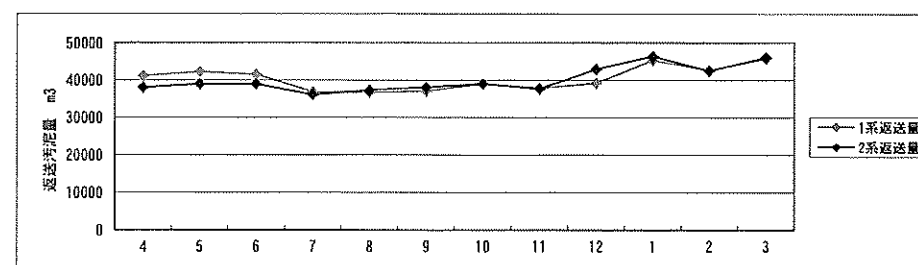
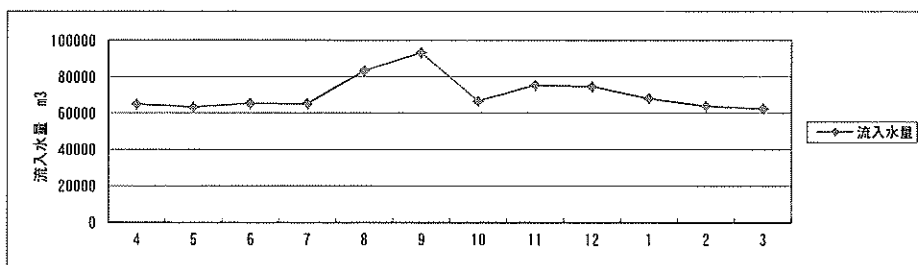
特記事項 *各項目は月平均値を記載

運転管理データ(水処理1/2)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	天候	雨量 (秋保) mm	沈砂池		最終沈殿池								塩素接触槽	
			流入水量 m ³	使用池数 池	沈殿時間 h	1系 返送汚泥量 m ³	2系 返送汚泥量 m ³	3系 返送汚泥量 m ³	返送率 %	1系 余剰汚泥量 m ³	2系 余剰汚泥量 m ³	3系 余剰汚泥量 m ³	放流量 m ³	次亜塩注入量 l
4	—	92	64699	4	10.6	41121	37954	—	124.0	621	513	—	62755	798.9
5	—	34	63058	4	11.2	42252	38887	—	129.9	671	577	—	59958	851.6
6	—	140	65041	4	10.8	41520	38898	—	128.3	901	778	—	62151	886.3
7	—	53	64943	4	10.8	36784	36113	—	113.2	772	742	—	61428	874.0
8	—	235	83222	4	8.7	36686	37412	—	92.2	979	704	—	79521	1105.6
9	—	468	93106	4	8.4	37029	38066	—	92.5	706	589	—	81412	1117.1
10	—	10	66378	4	10.6	38936	39029	—	118.1	709	679	—	62909	885.8
11	—	148	75158	4	9.2	37764	37643	—	103.0	660	774	—	72201	1012.3
12	—	46	74363	4	9.6	39165	42898	—	112.5	944	955	—	71500	1057.6
1	—	74	67828	4	10.4	45251	46401	—	136.6	954	779	—	65432	896.8
2	—	14	63650	4	10.4	42669	42443	—	135.0	941	732	—	62109	864.4
3	—	6	62280	4	11.3	45714	46113	—	148.9	766	599	—	61081	851.8
合計	—	1320	843726	—	—	484891	481857	—	—	9624	8421	—	802457	11202.2
平均	—	110	70311	4	10.2	40408	40155	—	119.5	802	702	—	66871	933.5
最大	—	468	93106	4	11.3	45714	46401	—	148.9	979	955	—	81412	1117.1
最小	—	6	62280	4	8.4	36686	36113	—	92.2	621	513	—	59958	798.9



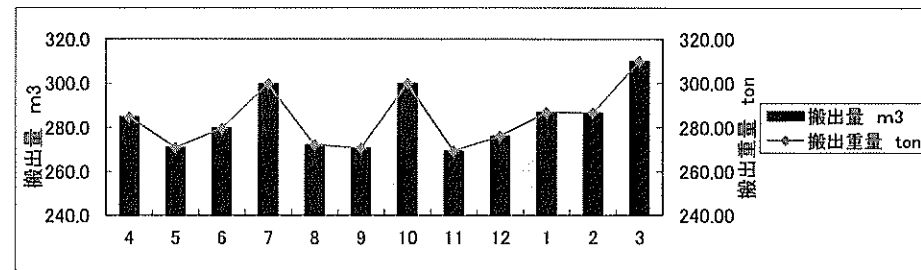
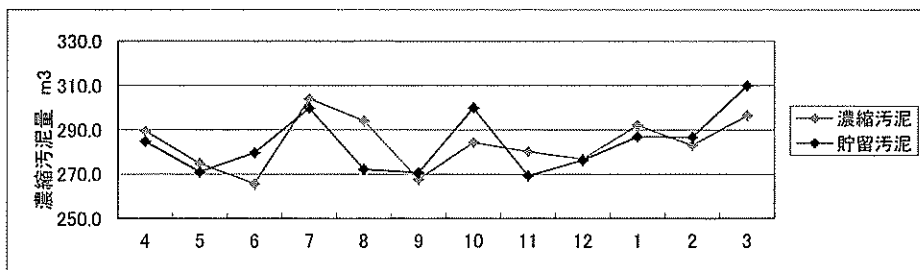
特記事項 *沈砂池流入水量は、1Pと2Pの圧送量の合計値
*返送率は月平均値

運転管理データ(水処理データ2/2)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	晴天時		濃縮・貯留槽									
				流入水量 m ³	放流水量 m ³	濃縮汚泥量 m ³	搬出汚泥量 m ³	搬出汚泥重量 1台目 ton	搬出汚泥重量 2台目 ton	搬出汚泥重量 合計 ton					
4	-	-	92	39703	38328	289.4	284.8	199.50	85.30	284.80					
5	-	-	34	50898	48335	274.7	270.9	168.40	102.50	270.90					
6	-	-	140	33986	32187	265.6	279.6	196.50	83.10	279.60					
7	-	-	53	39981	37966	303.9	299.8	197.10	102.70	299.80					
8	-	-	235	38696	36944	294.1	272.1	178.10	94.00	272.10					
9	-	-	468	32357	28968	267.5	270.7	168.00	102.70	270.70					
10	-	-	10	53480	50732	284.3	300.0	197.70	102.30	300.00					
11	-	-	148	39291	37438	280.2	269.3	167.20	102.10	269.30					
12	-	-	46	62821	60215	276.8	276.2	167.20	109.00	276.20					
1	-	-	74	54009	51992	292.1	286.9	175.50	111.40	286.90					
2	-	-	14	58406	56936	283.0	286.7	176.30	110.40	286.70					
3	-	-	6	54747	53739	296.5	309.9	197.30	112.60	309.90					
合計	-	-	1320	558375	533780	3408.1	3406.9	2188.80	1218.10	3406.90	-	-	-	-	-
平均	-	-	110	46531	44482	284.0	283.9	182.40	101.51	283.91	-	-	-	-	-
最大	-	-	468	62821	60215	303.9	309.9	199.50	112.60	309.90	-	-	-	-	-
最小	-	-	6	32357	28968	265.6	269.3	167.20	83.10	269.30	-	-	-	-	-



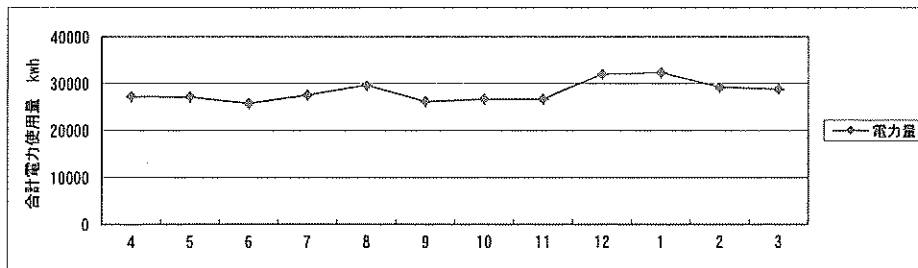
特記事項

運転管理データ(機械・電気設備)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	稼働時間								1・2系 電力使用量 kwh	3系 電力使用量 kwh	合計 電力使用量 kwh	
				OD攪拌ローター											
				1-1 h	1-2 h	2-1 h	2-2 h	3-1 h	3-2 h	4-1 h	4-2 h				
4	—	—	92	419.2	627.0	419.1	626.8	407.0	629.6	407.0	629.2	25366	1780	27146	
5	—	—	34	566.3	521.9	566.2	521.9	536.9	517.8	537.0	517.3	25256	1820	27076	
6	—	—	140	383.4	620.0	383.5	620.0	377.2	620.0	377.2	620.0	23936	1780	25716	
7	—	—	53	617.2	471.9	617.2	471.9	617.2	471.3	617.2	471.8	25441	2040	27481	
8	—	—	235	444.0	640.9	444.0	640.9	444.0	640.8	444.0	640.8	27501	2060	29561	
9	—	—	468	672.9	311.7	672.9	311.7	672.6	311.7	672.9	311.7	24348	1760	26108	
10	—	—	10	338.5	681.1	338.4	681.1	338.4	681.0	338.4	681.0	24768	1820	26588	
11	—	—	148	706.4	274.6	706.4	274.7	707.8	274.4	707.7	274.1	24702	1890	26592	
12	—	—	46	409.6	560.0	409.6	560.1	405.6	575.9	406.2	575.9	29763	2220	31983	
1	—	—	74	671.2	385.7	671.2	385.5	661.8	339.7	661.9	339.7	30061	2250	32311	
2	—	—	14	340.0	590.8	340.0	590.8	329.9	592.5	329.7	583.0	27052	2090	29142	
3	—	—	6	719.4	288.0	719.4	288.0	719.6	313.6	719.6	293.9	26530	2190	28720	
合計	—	—	1320	6288.1	5973.6	6287.9	5973.4	6218.0	5968.3	6218.8	5938.4	314724	23700	338424	—
平均	—	—	110	524.0	497.8	524.0	497.8	518.2	497.4	518.2	494.9	26227	1975	28202	—
最大	—	—	468	719.4	681.1	719.4	681.1	719.6	681.0	719.6	681.0	30061	2250	32311	—
最小	—	—	6	338.5	274.6	338.4	274.7	329.9	274.4	329.7	274.1	23936	1760	25716	—



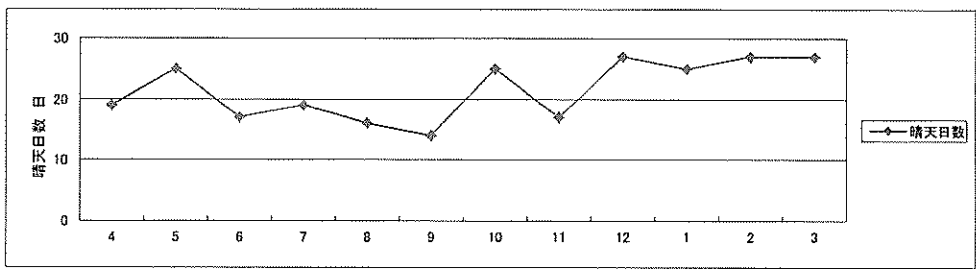
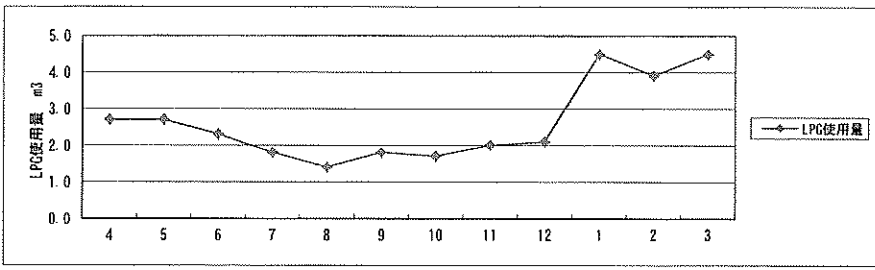
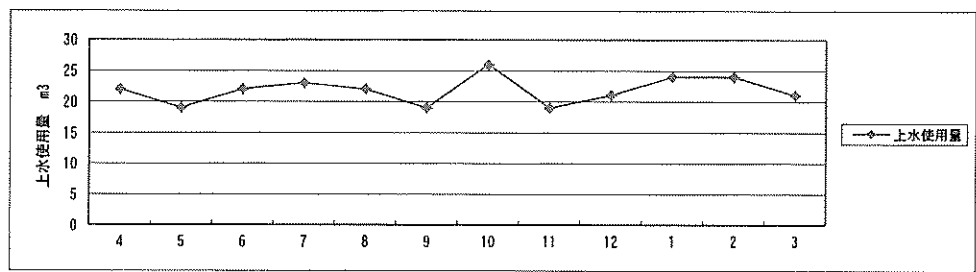
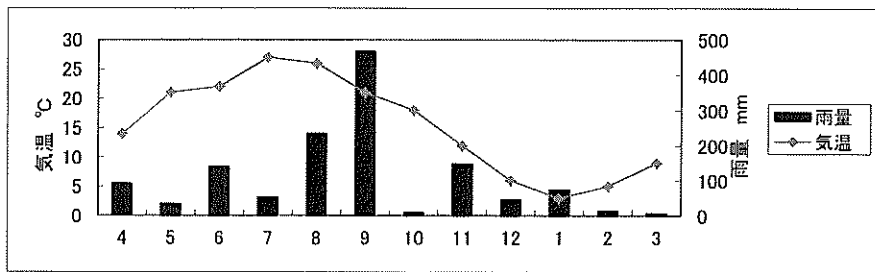
特記事項

運転管理データ(その他)

平成27年度

《秋保温泉浄化センター》

	曜日	天候	雨量 (秋保)	気温	上水使用量	LPG使用量	次亜塩タンク 残量	晴天日数							
			mm	℃	m ³	m ³	m ³	日							
4	—	—	92	14	22	2.7	—	19							
5	—	—	34	21	19	2.7	—	25							
6	—	—	140	22	22	2.3	—	17							
7	—	—	53	27	23	1.8	—	19							
8	—	—	235	26	22	1.4	—	16							
9	—	—	468	21	19	1.8	—	14							
10	—	—	10	18	26	1.7	—	25							
11	—	—	148	12	19	2.0	—	17							
12	—	—	46	6	21	2.1	—	27							
1	—	—	74	3	24	4.5	—	25							
2	—	—	14	5	24	3.9	—	27							
3	—	—	6	9	21	4.5	—	27							
合計	—	—	1320	—	262	31.4	—	258	—	—	—	—	—	—	—
平均	—	—	110	15	22	2.6	—	22	—	—	—	—	—	—	—
最大	—	—	468	27	26	4.5	—	27	—	—	—	—	—	—	—
最小	—	—	6	3	19	1.4	—	14	—	—	—	—	—	—	—



特記事項 *気温は平均値

<別紙8>

秋保温泉浄化センター
水質法定試験結果
(H25～H27年度分)

※参考

(様式2)

平成25年度 秋保温泉浄化センター (流入水)

分析項目	単位	定量下限値	測定日																								最大値	最小値	平均値
			4/10	4/17	5/15	5/22	6/5	6/12	7/3	7/11	8/7	8/21	9/4	9/12	10/2	10/10	11/6	11/13	12/4	12/11	1/9	1/15	2/5	2/13	3/5	3/12			
天候(前々日・前日・当日)	-	-	晴時々曇り																								-	-	-
採水時刻	-	-	12:52	12:31	12:52	12:19	12:52	12:22	12:45	12:20	12:50	12:13	12:45	12:17	12:58	12:17	12:50	12:15	12:58	12:12	12:38	12:15	12:56	12:17	12:44	12:22	-	-	-
気温	℃	0.1	13.6	25.2	14.6	23.2	26.2	20.6	20.0	25.2	28.9	28.9	29.2	25.7	22.8	24.9	17.0	6.1	9.8	9.5	2.0	3.6	-3.0	3.5	7.0	2.2	29.2	-3.0	16.1
水温	℃	0.1	18.4	22.7	20.8	23.5	24.2	26.5	23.2	26.1	22.9	27.0	26.8	25.7	27.6	26.8	23.7	22.9	20.1	23.8	21.3	19.1	18.1	17.1	16.2	19.4	27.6	16.2	22.7
外観(色等)	-	-	透明																								-	-	-
水素イオン濃度(pH)	-	0.1	7.0	-	6.8	-	6.8	-	6.6	-	6.9	-	6.6	-	6.8	-	6.7	-	6.8	-	6.8	-	7.0	-	7.0	-	7.0	6.6	6.8
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	140	-	170	-	140	-	190	-	79	-	160	-	120	-	200	-	240	-	140	-	180	-	130	-	240	79	160
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.2	69	-	76	-	69	-	72	-	47	-	69	-	54	-	77	-	100	-	79	-	88	-	76	-	100	47	73
浮遊物質	mg/L	0.5	74	-	90	-	82	-	82	-	65	-	110	-	74	-	96	-	160	-	88	-	120	-	100	-	160	65	95
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5	10	-	20	-	17	-	19	-	8.7	-	18	-	10	-	16	-	17	-	14	-	15	-	12	-	20	8.7	15
フェノール類含有量	mg/L	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅含有量	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛含有量	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロム含有量	mg/L	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大腸菌群数	個/cm3	30	480000	-	420000	-	###	-	780000	-	1600000	-	1400000	-	1200000	-	2100000	-	1900000	-	1400000	-	660000	-	410000	-	2500000	410000	1200000
窒素含有量	mg/L	0.5	18	-	22	-	19	-	20	-	17	-	20	-	17	-	19	-	24	-	15	-	20	-	18	-	24	15	19
燐含有量	mg/L	0.05	2.3	-	2.6	-	2.7	-	2.7	-	1.7	-	2.5	-	2.3	-	2.5	-	3.7	-	2.3	-	3.1	-	2.6	-	3.7	1.7	2.6
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	mg/L	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	mg/L	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸及びその化合物	mg/L	0.005	0.18	0.33	0.15	0.28	0.24	0.51	0.15	0.38	0.13	0.24	0.25	0.20	0.58	0.19	0.23	0.68	0.11	0.38	0.64	0.65	0.40	0.41	0.16	0.63	0.68	0.11	0.34
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テウラム	mg/L	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	mg/L	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	2.5	5.2	2.3	3.4	3.2	5.2	2.1	3.2	1.5	3.7	3.9	2.4	17	4.0	3.4	14	1.4	9.4	9.1	8.5	5.2	5.6	5.2	11	17	1.4	5.5
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	0.5	-	n.d.	-	n.d.	-	0.5	n.d.	n.d.
アンモニア性窒素	mg/L	0.05	9.3	-	8.2	-	11	-	10	-	5.7	-	10	-	7.9	-	11	-	12	-	7.8	-	11	-	7.6	-	12	5.7	9.3
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
硝酸性窒素	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
溶存酸素量	mg/L	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酸素消費量	mg/L	1	12	-	12	-	12	-	15	-	9	-	14	-	11	-	24	-	13	-	24	-	21	-	14	-	24	9	15
透視度	度	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg/L	1	170	-	140	-	260	-	110	-	89	-	230	-	800	-	130	-	89	-	450	-	190	-	210	-	800	89	240
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.1	3.5	-	3.4	-	3.5	-	4.2	-	2.0	-	3.0	-	2.1	-	3.4	-	4.4	-	2.9	-	3.2	-	2.0	-	4.4	2.0	3.1
残留塩素	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)平均値:定量下限値未満の数値は、「定量下限値×1/2」として算出。透視度の「>50」は「75」として算出。

(様式2)

平成25年度 秋保温泉浄化センター(放流水)

分析項目	単位	定量下限値	4/10	4/17	5/15	5/22	6/5	6/12	7/3	7/11	8/7	8/21	9/4	9/12	10/2	10/10	11/6	11/13	12/4	12/11	1/9	1/15	2/5	2/13	3/5	3/12	最大値	最小値	平均値						
天候(前々日・前日・当日)	-	-																																	
保水時刻	-	-	12:35	12:23	12:38	12:08	12:36	12:12	12:55	12:09	12:35	12:05	12:29	12:10	12:33	12:07	12:33	12:02	12:36	12:01	12:22	12:05	12:40	12:03	12:27	12:03	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気温	℃	0.1	13.0	25.5	13.6	22.8	26.0	20.3	20.5	26.4	30.8	28.8	30.0	25.6	21.8	25.2	16.1	5.8	9.9	10.2	4.0	4.8	-2.0	4.5	7.0	2.2	30.8	-2.0	16.4						
水温	℃	0.1	16.1	19.7	19.9	23.9	23.2	24.3	23.1	25.7	24.5	27.2	26.3	25.1	25.4	26.1	21.1	18.0	17.2	17.8	15.2	13.9	14.0	13.9	14.2	14.3	27.2	13.9	20.4						
外觀(色等)	-	-																																	
水素イオン濃度(pH)	-	0.1	7.2	7.2	7.5	7.4	7.4	7.4	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	7.3	7.3	7.3	7.4	7.2	7.2	7.1	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	7.5	7.1	7.3						
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	1.3	3.9	4.8	6.7	1.8	1.4	1.4	2.8	2.0	2.2	1.4	1.3	2.0	1.1	2.2	2.1	2.2	3.1	2.6	3.6	2.1	1.2	2.2	3.4	14	1.1	3.0						
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.2	4.9	5.8	7.1	5.6	6.0	6.1	5.2	4.9	5.1	5.2	4.9	4.6	5.1	5.8	5.9	5.6	6.0	5.8	6.1	5.7	5.6	5.8	5.6	6.5	7.1	4.6	5.6						
浮遊物質	mg/L	0.5	0.8	0.9	2.1	0.8	1.2	1.4	1.0	0.6	1.8	1.4	0.9	1.0	1.1	0.8	2.1	1.9	2.0	2.7	1.6	1.5	1.1	1.9	1.8	n.d.	2.7	n.d.	1.4						
ノルマルヘキサン抽出物含有量	mg/L	0.5	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.
フェノール類含有量	mg/L	0.5	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
銅含有量	mg/L	0.02	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
亜鉛含有量	mg/L	0.02	0.04	-	-	-	0.04	-	-	-	n.d.	-	-	-	0.04	-	-	-	0.03	-	-	-	-	-	-	-	0.04	n.d.	0.03						
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
クロム含有量	mg/L	0.05	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
大腸菌数	個/cm3	30	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	
窒素含有量	mg/L	0.5	1.9	3.4	12	6.1	10	12	1.0	1.5	3.6	2.4	1.2	0.9	1.0	1.5	2.0	1.7	1.8	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	3.2	4.5	12	0.9	3.4						
炭素含有量	mg/L	0.05	1.1	0.94	1.3	0.51	0.46	0.26	1.7	0.78	1.1	0.43	1.2	0.66	0.70	0.50	0.38	0.50	0.38	0.32	0.61	0.24	0.34	0.30	0.51	0.49	1.7	0.24	0.65						
方ドミウム及びその化合物	mg/L	0.01	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
シアン化合物	mg/L	0.1	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
有機炭化合物	mg/L	0.1	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
鉛及びその化合物	mg/L	0.01	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
六価クロム化合物	mg/L	0.05	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
珪素及びその化合物	mg/L	0.005	0.22	0.24	0.27	0.26	0.23	0.24	0.27	0.21	0.15	0.18	0.15	0.16	0.25	0.24	0.19	0.24	0.23	0.24	0.24	0.21	0.25	0.23	0.17	0.20	0.27	0.15	0.22						
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
ジクロロメタン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
四塩化炭素	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
チオラム	mg/L	0.006	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
シマジン	mg/L	0.003	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
チオベンカルブ	mg/L	0.02	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
ベンゼン	mg/L	0.002	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	3.6	3.9	4.9	4.2	3.2	3.0	4.6	3.7	2.2	3.2	3.0	3.1	4.7	4.6	4.6	5.1	4.2	4.1	3.2	4.2	4.3	4.5	5.6	4.7	5.6	2.2	4.0						
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	n.d.	-	-	-	-	-	-	-	n.d.	n.d.	n.d.						
アンモニア性窒素	mg/L	0.05	0.38	2.6	11	5.3	9.1	11	0.11	0.51	3.0	1.8	0.31	0.28	0.15	0.43	0.50	0.37	0.63	0.89	1.1	0.83	0.82	0.18	1.9	3.8	11	0.11	2.4						
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	n.d.	n.d.	0.13	0.10	0.19	0.14	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	0.07	0.06	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	0.07	n.d.	n.d.	0.09	0.10	0.19	n.d.	n.d.	0.06					
硝酸性窒素	mg/L	0.05	0.97	0.16	n.d.	0.06	0.06	n.d.	0.24	0.14	n.d.	0.06	0.32	0.12	0.17	0.10	0.70	0.64	0.09	0.18	0.09	0.19	0.17	0.19	0.15	0.10	0.97	n.d.	0.21						
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	
溶存酸素量	mg/L	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
沃素消費量	mg/L	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度	度	0.5	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
塩化物イオン	mg/L	1	180	190	210	200	180	170	190	170	110	160	170	170	190	200	200	210	210	200	200	210	200	220	200	210	220	110	190						

(様式2)

平成27年度 秋保温泉浄化センター(流入水)

分析項目	単位	定量下限値	4/8	4/15	5/13	5/20	6/3	6/10	7/2	7/8	8/5	8/19	9/2	9/9	10/8	10/14	11/5	11/11	12/2	12/9	1/7	1/13	2/3	2/17	3/2	3/9	最大値	最小値	平均値
天候(前々日・前日・当日)	-	-																									-	-	-
採水時刻	-	-	12:54	12:11	12:43	12:16	12:56	12:10	12:40	12:07	12:52	12:14	12:43	12:20	12:53	12:09	12:46	12:28	12:53	12:12	12:41	12:10	12:57	12:25	12:40	12:20	-	-	-
気温	℃	0.1	9.1	18.2	20.8	21.4	21.7	25.2	27.2	22.6	34.7	28.2	29.2	18.6	19.8	18.2	14.2	13.7	11.7	8.7	4.2	4.9	4.0	4.6	5.7	7.5	34.7	4.0	16.4
水温	℃	0.1	19.2	18.5	23.7	24.4	25.9	24.7	26.1	24.3	29.3	26.5	26.7	23.2	25.1	25.6	24.1	24.9	21.7	20.7	20.0	19.8	18.0	18.6	18.0	19.1	29.3	18.0	22.8
外観(色等)	-	-																									-	-	-
水素イオン濃度(pH)	-	0.1	6.9	-	6.9	-	6.9	-	6.8	-	6.8	-	6.7	-	6.8	-	6.7	-	6.8	-	6.7	-	7.0	-	6.9	-	7.0	6.7	6.8
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	180	-	130	-	150	-	120	-	120	-	130	-	140	-	170	-	140	-	210	-	110	-	210	-	210	110	150
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.2	70	-	60	-	74	-	63	-	66	-	59	-	66	-	77	-	71	-	91	-	66	-	85	-	91	59	71
浮遊物質	mg/L	0.5	120	-	84	-	98	-	98	-	78	-	84	-	92	-	92	-	74	-	98	-	78	-	110	-	120	74	92
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5	15	-	13	-	16	-	12	-	15	-	12	-	18	-	12	-	21	-	25	-	12	-	26	-	26	12	16
フェノール類含有量	mg/L	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅含有量	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛含有量	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロム含有量	mg/L	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大腸菌群数	個/cm ²	30	2000000	-	3800000	-	2000000	-	1200000	-	3500000	-	3500000	-	1400000	-	650000	-	1300000	-	280000	-	110000	-	150000	-	380000	110000	1700000
窒素含有量	mg/L	0.5	19	-	16	-	20	-	16	-	16	-	13	-	20	-	19	-	18	-	21	-	17	-	20	-	21	13	18
磷含有量	mg/L	0.05	3.9	-	1.5	-	2.7	-	4.3	-	2.1	-	2.0	-	2.3	-	2.6	-	2.4	-	2.5	-	2.2	-	3.5	-	4.3	1.5	2.7
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛及びその化合物	mg/L	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	mg/L	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素及びその化合物	mg/L	0.005	0.40	0.15	0.52	0.55	0.28	0.33	0.66	0.17	0.37	0.25	0.25	0.12	0.37	0.71	0.52	0.92	0.40	0.70	0.45	0.79	0.41	0.84	0.57	0.68	0.92	0.12	0.48
水銀及びその他の水銀化合物	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	mg/L	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	mg/L	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テオベンカルブ	mg/L	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	mg/L	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン及びその化合物	mg/L	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	9.7	2.1	6.5	8.7	4.0	7.2	8.2	2.9	5.8	2.7	5.4	2.3	6.2	9.5	7.1	15	6.0	9.6	7.3	11	8.5	13	5.7	3.2	15	2.1	7.0
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5	n.d.	-	0.8	-	n.d.	-	0.6	-	0.6	-	0.5	-	0.5	-	0.6	-	0.5	-	n.d.	-	0.8	-	1.2	-	0.8	n.d.	0.6
アンモニア性窒素	mg/L	0.05	11	-	8.4	-	12	-	10	-	7.7	-	6.3	-	10	-	11	-	8.1	-	9.3	-	9.0	-	9.3	-	12	6.3	9.3
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
硝酸性窒素	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	-	n.d.	n.d.	n.d.
溶存酸素量	mg/L	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚濁消費量	mg/L	1	15	-	17	-	33	-	21	-	20	-	4	-	32	-	18	-	16	-	15	-	18	-	17	-	33	4	19
透明度	度	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg/L	1	490	-	230	-	190	-	290	-	250	-	200	-	240	-	270	-	230	-	260	-	400	-	340	-	490	190	280
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.1	3.7	-	3.1	-	3.4	-	2.9	-	2.3	-	2.9	-	2.2	-	1.8	-	2.6	-	3.6	-	2.2	-	3.7	-	3.7	1.8	2.9
残留塩素	mg/L	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)平均値:定量下限値未満の数値は、「定量下限値×1/2」として算出。透明度の「75」は「75」として算出。

<別紙9>

ポ ン プ 場
管 理 対 象 設 備 概 要

秋保中継第一ポンプ場 主要設備一覧表

	施設・機器	数量	単位	形式・規格等
秋保中継第一ポンプ場	スクリーン 手掻式バースクリーン	1	基	600W×2,000H
	汚水ポンプ 着脱式水中ポンプ	3	台	φ150×2.5m ³ /分×16m 15KW
	非常用発電機 三相交流発電機	1	台	3φ200V50KVA
	同上エンジン ディーゼルエンジン	1	台	水冷6気筒68.5PS
	燃料小出槽 鋼板製	1	基	200 ^{リットル}
	動力制御盤 屋内自立防塵形	1	面	
	分岐盤 屋内自立防塵形	1	面	
	引込開閉器盤 屋内壁掛形	1	面	
	攪拌機操作盤 屋内壁掛形	1	面	
	ポンプ井水位計 投込式水位計	2	組	
	送水流量計 電磁流量計	1	台	φ150 350m ³ /h
	脱臭装置 乾式吸着方式	1	台	1,000W×400D×760H 処理風量2.0m ³ /分 0.4KW
	水中攪拌機 水中ミキサー	1	台	φ220 0.9KW
	圧送管切替用仕切弁 電動丸形外ネジ式鑄鉄製	1	基	φ150 0.4KW
	テレメータ	1	式	対秋保温泉浄化センター NTT専用回線
	無停電電源装置 連続定格、自然冷却形	1	台	出力100V 500W 蓄電池7Ah
汚水ポンプ吐出弁 電動式	3	台	φ150	
ミストセパレータ 慣性衝突式	1	台	340W×410D×330H 処理風量2m ³ /分	

秋保中継第二ポンプ場 主要設備一覧表

	施設・機器	数量	単位	形式・規格等
秋保中継第二ポンプ場	スクリーン 手掻式バースクリーン	1	基	800W×1,350H
	汚水ポンプ 着脱式水中ポンプ	2	台	φ150×2.2m ³ /分×22m 15KW
	非常用発電機 三相交流発電機	1	台	3φ200V62.5KVA
	同上エンジン ディーゼルエンジン	1	台	水冷6気筒82PS
	燃料小出槽 鋼板製	1	基	300 ^{リットル}
	動力制御盤 屋内自立防塵形	1	面	
	分岐盤 屋内自立防塵形	1	面	
	引込開閉器盤 屋内壁掛形	1	面	
	攪拌機操作盤 屋内壁掛形	1	面	
	ポンプ井水位計 投込式水位計	2	組	
	送水流量計 電磁流量計	1	台	φ200 400m ³ /時
	脱臭装置 乾式吸着方式	1	台	1,000W×400D×760H 処理風量2m ³ /分 0.4KW
	水中攪拌機 水中ミキサー	1	台	φ220 0.9KW
	圧送管切替用仕切弁 電動丸形外ネジ式鑄鉄製	1	基	φ200
	テレメータ	1	式	対秋保温泉浄化センター NTT専用回線
	無停電電源装置 連続定格、自然冷却形	1	台	出力100V 500W 蓄電池7Ah

茂庭中谷地ポンプ場 主要設備一覧表

	施設・機器	数量	単位	形式・規格等
茂庭中谷地ポンプ場	配電盤 屋外自立形	1	面	900W × 600D × 2000H
	汚水ポンプ 着脱式水中ポンプ	2	台	φ100 × 0.45m ³ /分 × 22m 7.5KW
	ポンプ井水位計 投込式水位計	1	組	

秋保町湯元橋本ポンプ場 主要設備一覧表

	施設・機器	数量	単位	形式・規格等
秋保町湯元橋本ポンプ場	汚水ポンプ制御盤 装柱型	1	面	800W × 300D × 1400H
	汚水ポンプ 着脱式水中ポンプ	2	台	φ32 × 0.072m ³ /分 × 10m 1.0KW
	ポンプ井水位計 投込式水位計	1	組	

<別紙10>

ポ ン プ 場
点 検 作 業 内 容

保守点検基準表(中継ポンプ場)

(1)機械設備

設備名	機器名	分類	日常または巡回時点検	点検作業内容		
				定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
① 沈砂池設備	除塵機械	手がきバースクリーン				
② 主ポンプ設備	ポンプ	水中汚水ポンプ	1. 異音、圧力計、弁開度、水漏れ、振動等の確認			1年 1. 点検清掃
	ポンプ駆動装置	電動式 固定速 カゴ型	1. 電流値、異音の確認			6ヶ月 1. 絶縁抵抗測定
	バルブ	仕切弁 手動弁 電動弁 逆止弁 スイング弁	1. グランドパッキン状況の確認 2. 開度指示状況の確認 3. 漏れ確認		1. 動作確認(開閉時間の測定含む)	1年 1. グリス補給 2. 分解清掃(逆止弁)
③ 脱臭設備	脱臭ファン		1. 異音、温度、振動、電流値等の確認 2. ケーシングのドレン抜き			6ヶ月 1. 絶縁抵抗測定
						1年 1. 羽根の損傷の有無の確認
④ 換気設備	送風機	換気扇	1. 異音、振動の確認			
	風道	吹出口及び吸込口		1. ダンパーの開閉確認		6ヶ月 1. 取付部のゆるみ及び本体の損傷の確認 2. 接続部分の漏れの確認
⑤ その他の設備	配管		1. 漏れ確認 2. ジョイント接合部状況の確認			

(2)電気設備

設備名	機器名	分類	日常または巡回時点検	点検作業内容		
				定期点検		
				1週間	1ヶ月	その他
①受変電設備	受変電盤		1. 外観の確認	1. 計器及び表示灯の確認	1. 計器及び表示灯の確認	
	配電盤				1. 計器及び表示灯の確認	1年 1. 絶縁抵抗測定
②自家発電設備	エンジン	第一ポンプ場 ディーゼル(68.5PS) 第二ポンプ場 ディーゼル(82PS)	1. 外観の確認		1. 外観の確認、保守点検(無負荷運転) 2. 始動時測定	3ヶ月 1. 外観の確認、保守点検(負荷運転) 2. 排気色、冷却水温度確認(負荷運転時)
	発電機	第一ポンプ場 (50kVA) 第二ポンプ場 (62.5kVA)			1. 外観の確認 2. 保守点検(無負荷運転)	3ヶ月 1. 外観の確認 2. 保守点検(負荷運転)
	燃料小出槽		1. 外観の確認(量チェック)		1. 残量の確認 2. 無負荷運転の場合の始動時の確認	3ヶ月 1. ドレンの排出 2. 指示値と残量の確認
	ラジエータ					
	始動用バッテリー				1. 直流電源装置に準じる	1. 直流電源装置に準じる
	発電機盤		1. 外観の確認		1. 計器及び表示灯の確認	3ヶ月 1. 計器及び表示灯の確認 2. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線、開閉器の異常確認
	CT	(変流器)				
③動力設備	現場操作盤				1. 計器及び表示灯の確認	1. 同上
	データ伝送装置					
④計装設備	指示計					
	積算計					
	警報設定器					
	汚水揚水量	電磁式				
	ポンプ井水位	投込み式			1. 清掃(投込み式)	
	吐出圧	ブルトン式	1. 外観(圧力運転時)の確認			
⑤付帯設備	照明設備	分電盤		1. 外観の確認		1年 1. 照明効果、汚れ、損傷確認 2. 絶縁抵抗の測定
		照明器具				
		コンセント				
		その他				
動力設備	動力制御盤		1. 外観の確認		6ヶ月 1. 絶縁抵抗の測定	

<別紙 1 1>

ポ ン プ 場
運 転 管 理 年 報
(H 2 5 ~ H 2 7 年 度 分)

施設運転管理状況報告(場外施設フロー図)

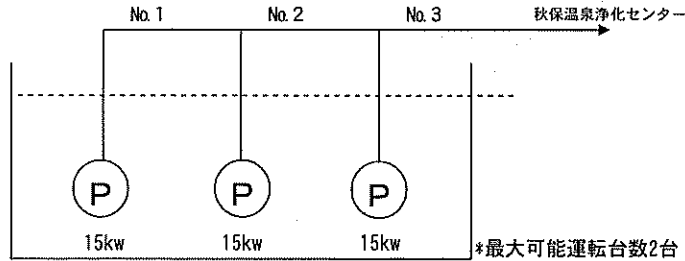
平成25年度

《中継・マンホールポンプ場》

1/1

秋保第一ポンプ場

電力使用量(月間) 44488 kwh 上水使用量 7 m³ 圧送水量(月間) 457092 m³



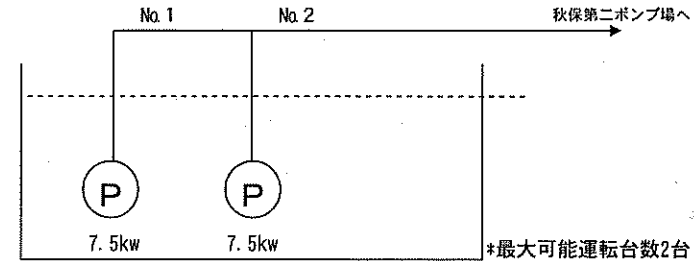
自家発運転時間 2.1 h
燃料使用量 11 l
燃料残量 141 l

	No. 1	No. 2	No. 3
運転時間(月間) h	892.0	911.4	958.1
電流値(月点検時) A			

自家発
50KVA
68.5PS
燃料最大貯留量 200 l

茂庭中谷地ポンプ場

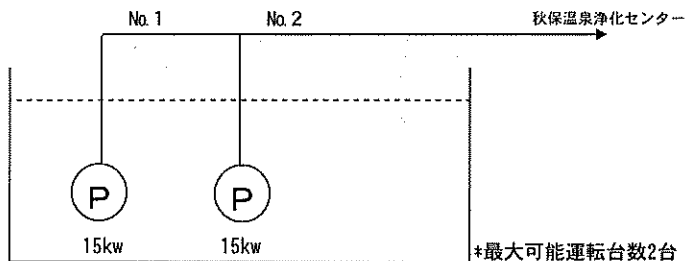
電力使用量(月間) 1025 kwh 圧送水量(月間) 3952 m³



	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	72.4	73.9
電流値(月点検時) A		

秋保第二ポンプ場

電力使用量(月間) 44210 kwh 上水使用量 7 m³ 圧送水量(月間) 382068 m³



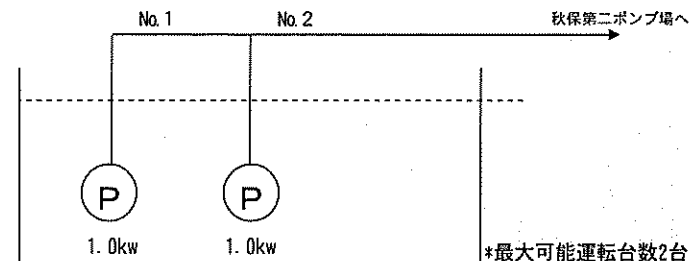
自家発運転時間 2.1 h
燃料使用量 5 l
燃料残量 298 l

	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	1340.7	1316.2
電流値(月点検時) A		

自家発
62.5KVA
82PS
燃料最大貯留量 300 l

湯元橋本ポンプ場

電力使用量(月間) 507 kwh 圧送水量(月間) 1119 m³



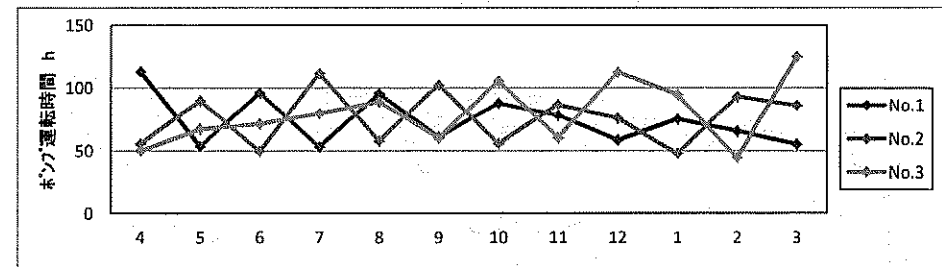
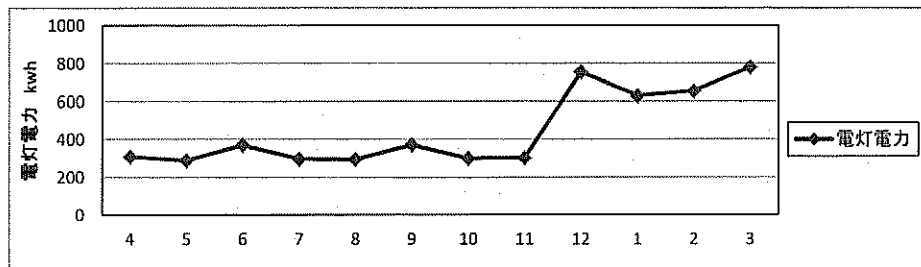
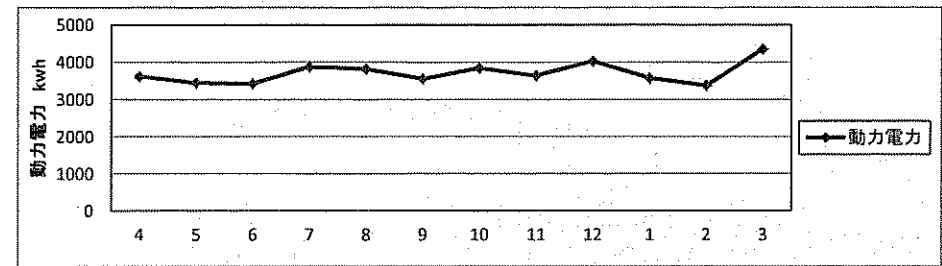
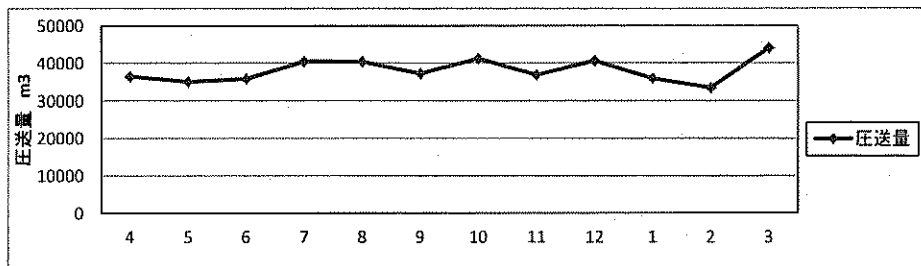
	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	145.0	114.0
電流値(月点検時) A		

運転管理データ(中継ポンプ場1/2)

平成25年度

《秋保中継第一ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間					自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	No. 3 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h			
4	—	—	106	36396	3613	308	112.8	55.6	50.0	218.4	0.2	1	151	1
5	—	—	26	35016	3436	287	53.7	89.7	67.0	210.4	0.3	1	150	0
6	—	—	78	35735	3423	369	95.9	49.6	71.1	216.6	0.1	0	150	0
7	—	—	272	40388	3874	295	53.3	111.3	79.3	243.9	0.2	1	149	0
8	—	—	104	40377	3815	292	95.2	57.8	88.8	241.8	0.1	0	149	1
9	—	—	146	37206	3546	370	60.8	102.3	60.2	223.3	0.2	2	147	0
10	—	—	168	41188	3841	298	87.9	55.8	105.2	248.9	0.1	0	147	1
11	—	—	14	36854	3634	300	77.9	86.7	60.5	225.1	0.2	2	145	0
12	—	—	85	40621	4026	754	58.6	75.6	112.3	246.5	0.1	0	145	1
1	—	—	13	35929	3570	628	74.9	47.8	94.6	217.3	0.2	3	142	0
2	—	—	93	33414	3367	653	65.6	93.1	44.3	203.0	0.1	0	142	3
3	—	—	127	43968	4343	779	55.4	86.1	124.8	266.3	0.3	1	141	0
合計	—	—	1232	457092	44488	5333	892.0	911.4	958.1	2761.5	2.1	11	—	7
平均	—	—	103	38091	3707	444	74.3	76.0	79.8	230.1	0.2	1	—	1
最大	—	—	272	43968	4343	779	112.8	111.3	124.8	266.3	0.3	3	—	3
最小	—	—	13	33414	3367	287	53.3	47.8	44.3	203.0	0.1	0	—	0



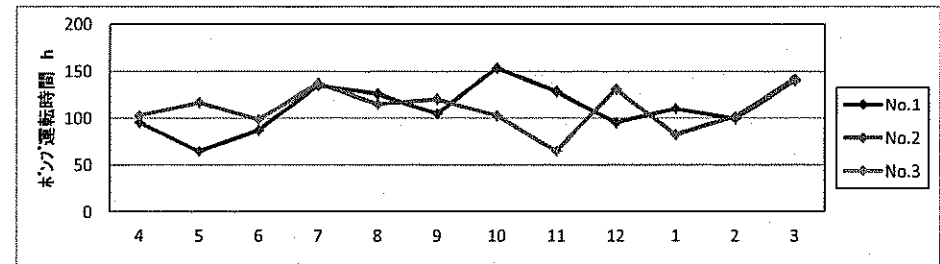
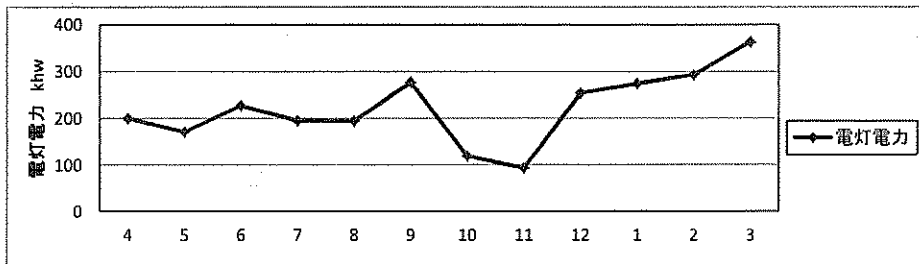
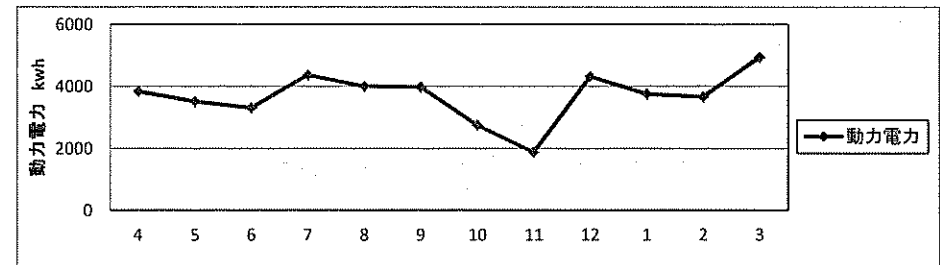
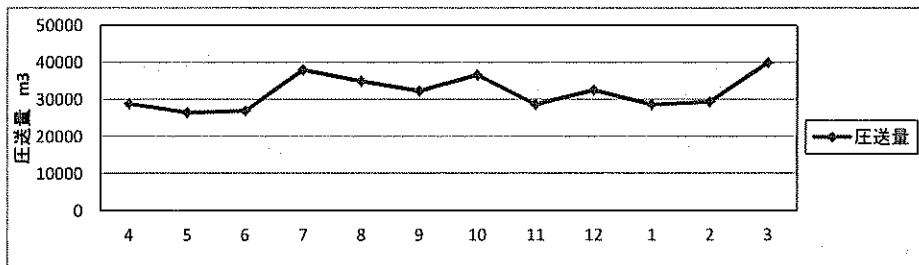
特記事項

運転管理データ(中継ポンプ場2/2)

平成25年度

《秋保中継第二ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間					自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	No. 3 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h			
4	—	—	106	28811	3828	200	95.4	102.5		197.9	0.1	1	240	1
5	—	—	26	26421	3503	171	65.2	117.3		182.5	0.2	1	239	0
6	—	—	78	26852	3296	227	87.3	98.5		185.8	0.1	0	239	0
7	—	—	272	37911	4363	195	134.7	137.2		271.9	0.6	1	238	0
8	—	—	104	34771	3989	194	126.1	115.4		241.5	0.1	0	238	0
9	—	—	146	32130	3972	277	105.0	120.7		225.7	0.0	0	0	1
10	—	—	168	36519	2748	119	153.3	102.7		256.0	—	—	—	0
11	—	—	14	28583	1868	93	128.7	65.1		193.8	—	—	—	1
12	—	—	85	32420	4308	254	95.2	131.0		226.2	0.5	0	300	1
1	—	—	13	28578	3746	274	110.4	82.6		193.0	0.2	0	300	1
2	—	—	93	29226	3656	293	99.3	101.4		200.7	0.1	0	300	2
3	—	—	127	39846	4933	363	140.1	141.8		281.9	0.2	2	298	0
合計	—	—	1232	382068	44210	2660	1340.7	1316.2	0.0	2656.9	2.1	5	—	7
平均	—	—	103	31839	3684	222	111.7	109.7	#DIV/0!	221.4	0.2	1	—	1
最大	—	—	272	39846	4933	363	153.3	141.8	0.0	281.9	0.6	2	—	2
最小	—	—	13	26421	1868	93	65.2	65.1	0.0	182.5	0.0	0	—	0



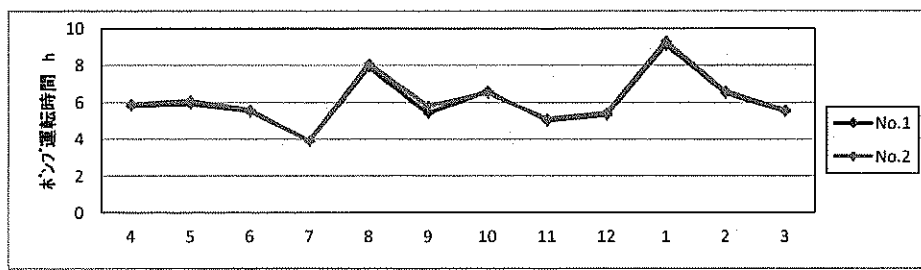
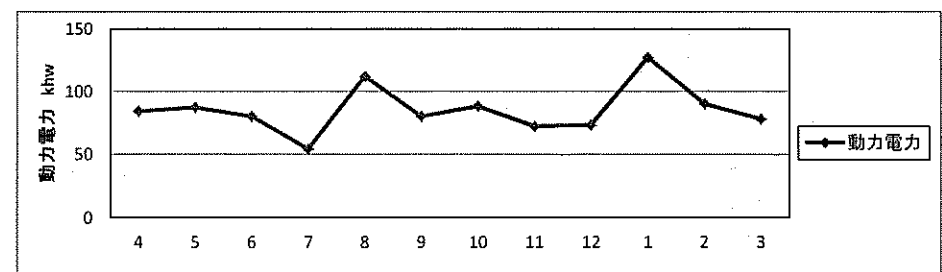
特記事項 *9月~11月 電気設備更新工事

運転管理データ(マンホールポンプ場1/1)

平成25年度

《茂庭中谷地ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間						
					動力電力 kwh		No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h				
4	—	—	106	316	84		5.8	5.9	11.7				
5	—	—	26	324	87		5.9	6.1	12.0				
6	—	—	78	300	80		5.5	5.6	11.1				
7	—	—	272	211	54		3.9	3.9	7.8				
8	—	—	104	432	112		7.9	8.1	16.0				
9	—	—	146	302	80		5.4	5.8	11.2				
10	—	—	168	354	88		6.6	6.5	13.1				
11	—	—	14	273	72		5.0	5.1	10.1				
12	—	—	85	289	73		5.3	5.4	10.7				
1	—	—	13	497	127		9.1	9.3	18.4				
2	—	—	93	354	90		6.5	6.6	13.1				
3	—	—	127	300	78		5.5	5.6	11.1				
合計	—	—	1232	3952	1025		72.4	73.9	146.3				
平均	—	—	103	329	85		6.0	6.2	12.2				
最大	—	—	272	497	127		9.1	9.3	18.4				
最小	—	—	13	211	54		3.9	3.9	7.8				



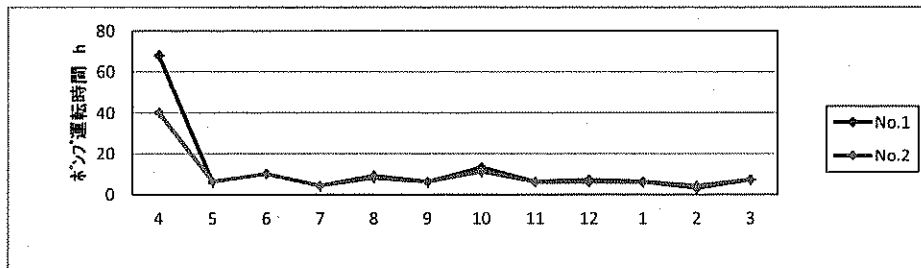
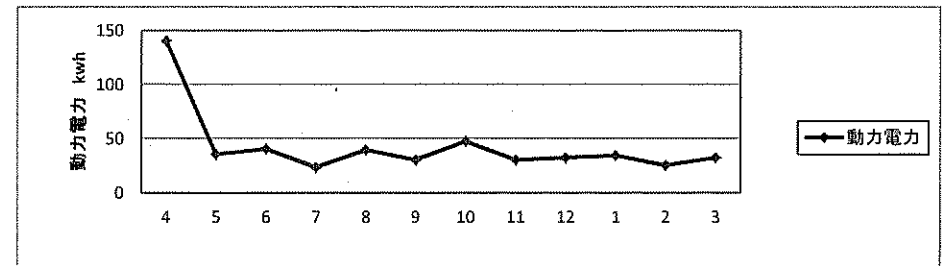
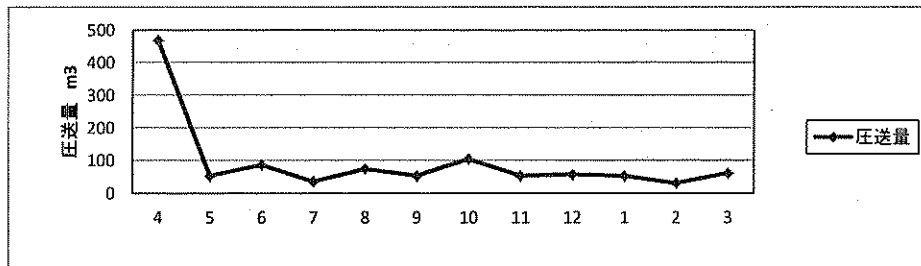
特記事項

運転管理データ(マンホールポンプ場)

平成25年度

《湯元橋本ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間						
					動力電力 kwh		No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h				
4	—	—	106	467	140		68.0	40.0	108.0				
5	—	—	26	52	35		6.0	6.0	12.0				
6	—	—	78	86	40		10.0	10.0	20.0				
7	—	—	272	35	23		4.0	4.0	8.0				
8	—	—	104	73	39		9.0	8.0	17.0				
9	—	—	146	52	30		6.0	6.0	12.0				
10	—	—	168	104	47		13.0	11.0	24.0				
11	—	—	14	52	30		6.0	6.0	12.0				
12	—	—	85	56	32		7.0	6.0	13.0				
1	—	—	13	52	34		6.0	6.0	12.0				
2	—	—	93	30	25		3.0	4.0	7.0				
3	—	—	127	60	32		7.0	7.0	14.0				
合計	—	—	1232	1119	507		145.0	114.0	259.0				
平均	—	—	103	93	42		12.1	9.5	21.6				
最大	—	—	272	467	140		68.0	40.0	108.0				
最小	—	—	13	30	23		3.0	4.0	7.0				



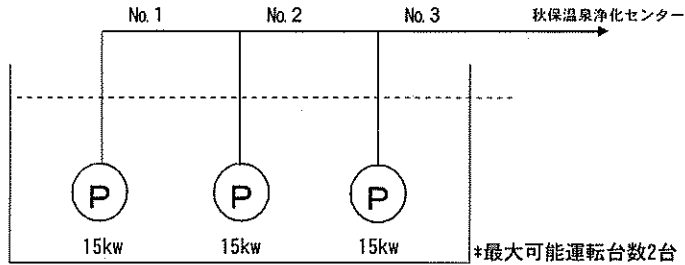
特記事項

施設運転管理状況報告(場外施設フロー図)

平成26年度 《秋保第一・第二ポンプ場、マンホールポンプ場》

秋保第一ポンプ場

電力使用量(年間) 45417 kwh 上水使用量 6 m³ 圧送水量(年間) 470666 m³



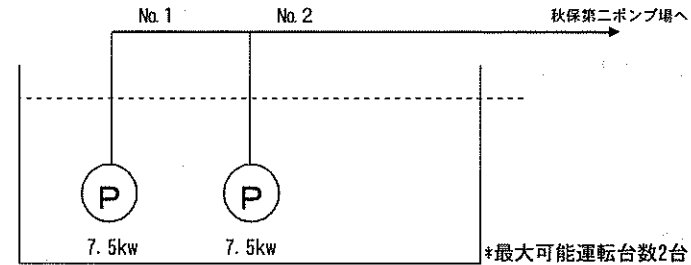
自家発運転時間 1.9 h
燃料使用量 7 l
燃料残量 134 l

自家発
50KVA
68.5PS
燃料最大貯留量 200 l

	No. 1	No. 2	No. 3
運転時間(年間) h	993.3	953.0	940.4

茂庭中谷地ポンプ場

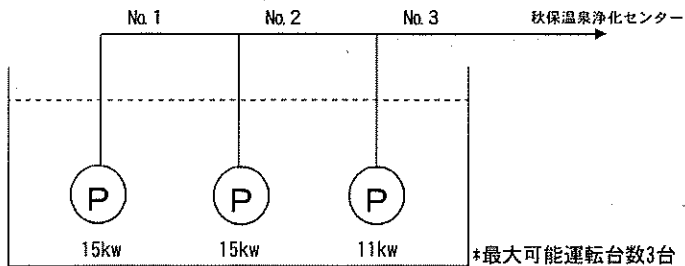
電力使用量(年間) 1110 kwh 圧送水量(年間) 4338 m³



	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	81.7	79.0

秋保第二ポンプ場

電力使用量(年間) 48760 kwh 上水使用量 8 m³ 圧送水量(年間) 405070 m³



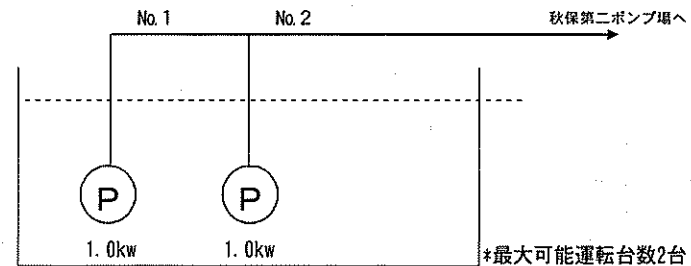
自家発運転時間 1.8 h
燃料使用量 4 l
燃料残量 294 l

自家発
62.5KVA
82PS
燃料最大貯留量 300 l

	No. 1	No. 2	
運転時間(年間) h	1358.0	1391.9	

湯元橋本ポンプ場

電力使用量(年間) 382 kwh 圧送水量(年間) 545 m³



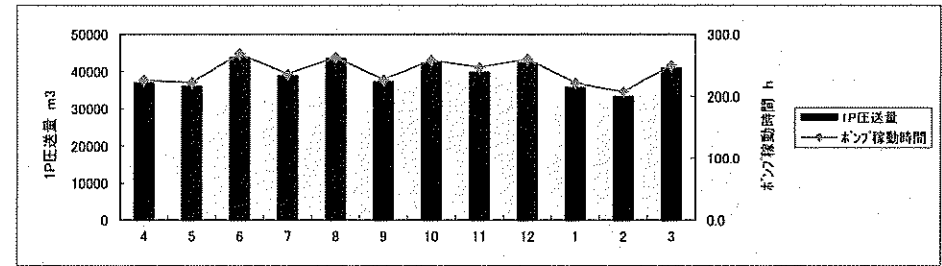
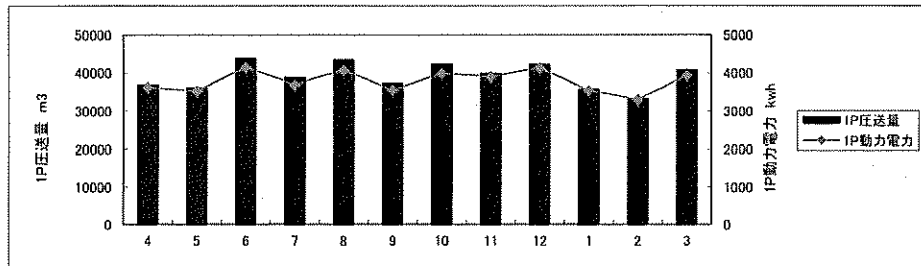
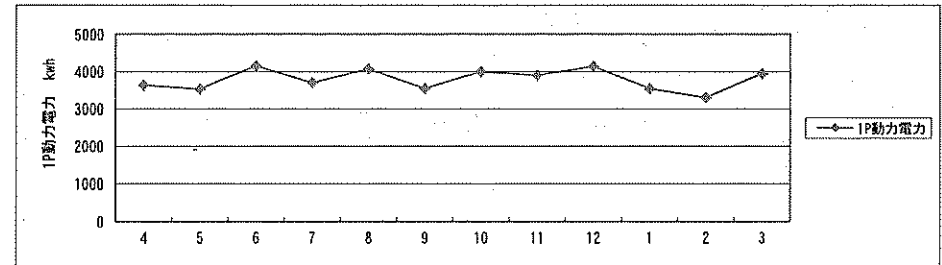
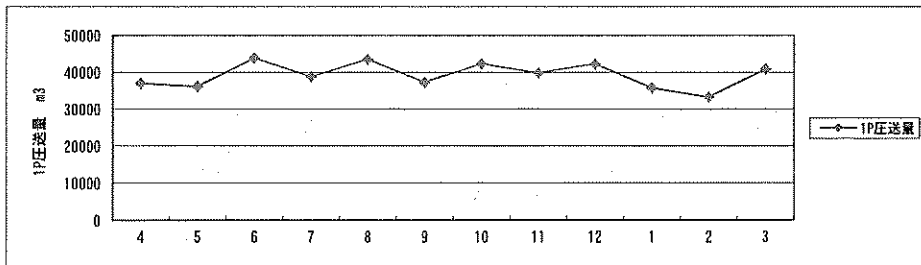
	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	63.0	63.0

運転管理データ(中継ポンプ場1/2)

平成26年度

《秋保中継第一ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間					自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	No. 3 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h			
4	—	—	47	36925	3625	490	99.0	66.7	60.0	225.7	0.1	0	141	1
5	—	—	74	36086	3523	312	40.1	105.6	76.3	222.0	0.2	1	140	0
6	—	—	365	43891	4152	338	138.3	68.3	62.6	269.2	0.1	0	140	0
7	—	—	134	38779	3695	292	64.9	90.7	80.2	235.8	0.2	0	140	1
8	—	—	197	43508	4072	371	125.8	55.3	82.3	263.4	0.1	0	140	0
9	—	—	111	37212	3546	299	36.2	103.7	86.6	226.5	0.2	2	138	0
10	—	—	207	42329	3991	315	88.0	54.1	116.5	258.6	0.1	0	138	1
11	—	—	42	39819	3898	443	92.4	106.6	47.6	246.6	0.3	2	136	0
12	—	—	55	42298	4136	728	61.0	55.9	143.2	260.1	0.1	0	136	0
1	—	—	41	35718	3539	602	92.5	89.5	39.4	221.4	0.2	1	135	0
2	—	—	17	33232	3296	718	51.5	81.5	74.2	207.2	0.1	0	135	1
3	—	—	125	40869	3944	814	103.6	75.1	71.5	250.2	0.2	1	134	2
合計	—	—	1415	470666	45417	5722	993.3	953.0	940.4	2886.7	1.9	7	—	6
平均	—	—	118	39222	3785	477	82.8	79.4	78.4	240.6	0.2	1	—	1
最大	—	—	365	43891	4152	814	138.3	106.6	143.2	269.2	0.3	2	—	2
最小	—	—	17	33232	3296	292	36.2	54.1	39.4	207.2	0.1	0	—	0



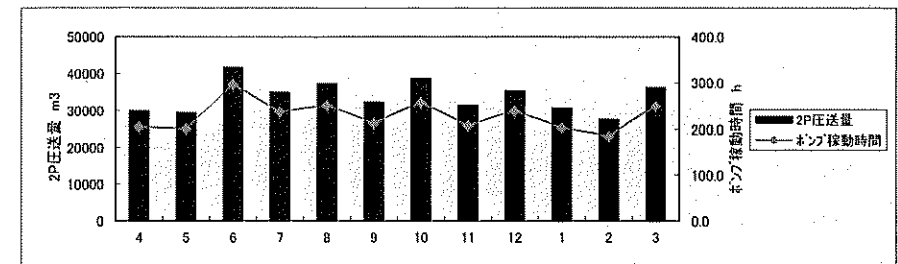
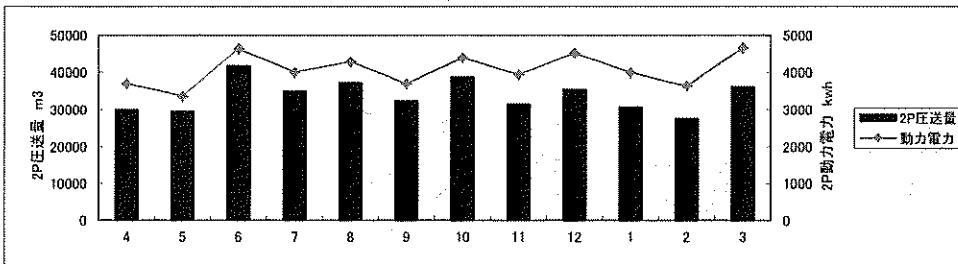
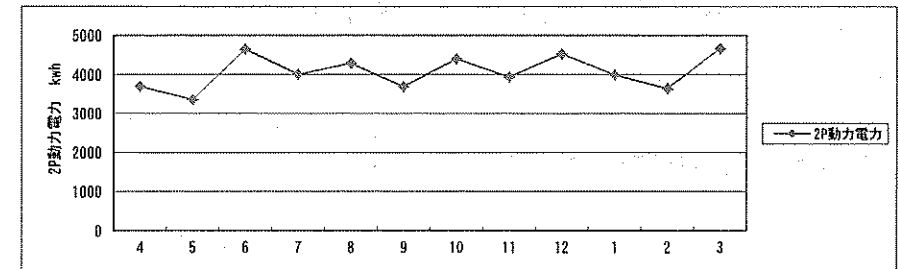
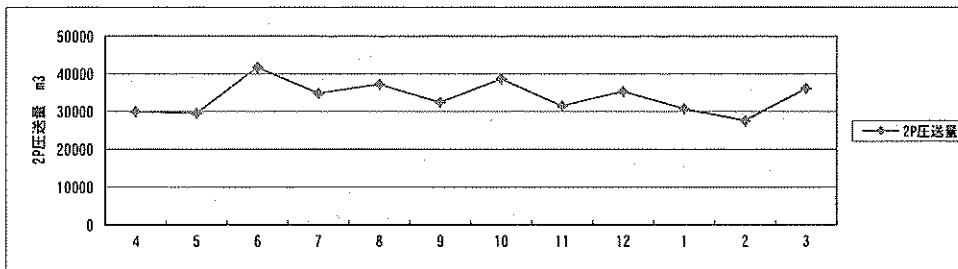
特記事項

運転管理データ(中継ポンプ場2/2)

平成26年度

《秋保中継第二ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間				自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³	
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h				
4	—	—	47	29902	3693	225	78.0	126.9	204.9	0.1	0	298	1	
5	—	—	74	29434	3349	179	108.9	92.1	201.0	0.2	0	298	0	
6	—	—	365	41677	4640	194	139.4	157.7	297.1	0.1	1	297	1	
7	—	—	134	34795	3992	170	148.2	89.3	237.5	0.2	0	297	1	
8	—	—	197	37228	4278	202	125.6	126.1	251.7	0.1	0	297	0	
9	—	—	111	32354	3687	160	82.5	130.0	212.5	0.2	0	297	0	
10	—	—	207	38646	4393	173	133.7	124.8	258.5	0.1	0	297	2	
11	—	—	42	31461	3928	233	107.2	100.6	207.8	0.2	0	297	0	
12	—	—	55	35307	4520	307	127.4	112.0	239.4	0.1	0	297	0	
1	—	—	41	30679	3986	255	102.4	101.2	203.6	0.2	2	295	0	
2	—	—	17	27502	3627	304	103.6	81.8	185.4	0.1	0	295	3	
3	—	—	125	36085	4667	324	101.1	149.4	250.5	0.2	1	294	0	
合計	—	—	1415	405070	48760	2726	1358.0	1391.9	0.0	2749.9	1.8	4	—	8
平均	—	—	118	33756	4063	227	113.2	116.0	#DIV/0!	229.2	0.2	0	—	1
最大	—	—	365	41677	4667	324	148.2	157.7	0.0	297.1	0.2	2	—	3
最小	—	—	17	27502	3349	160	78.0	81.8	0.0	185.4	0.1	0	—	0



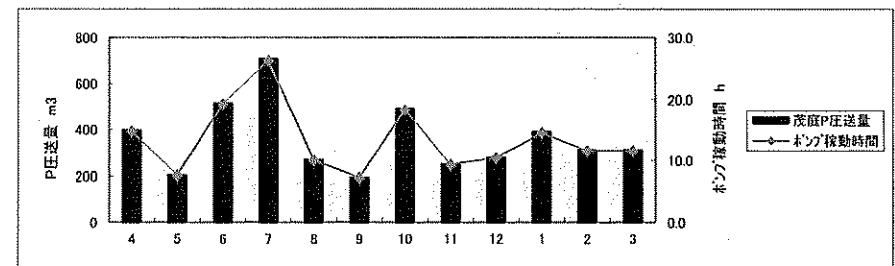
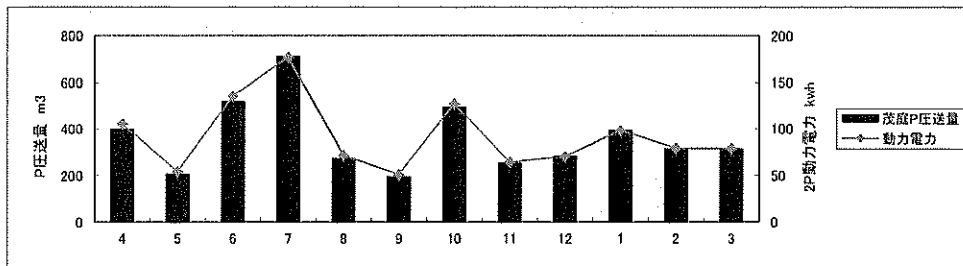
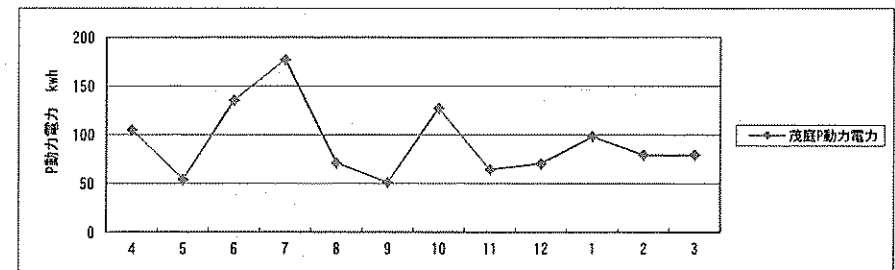
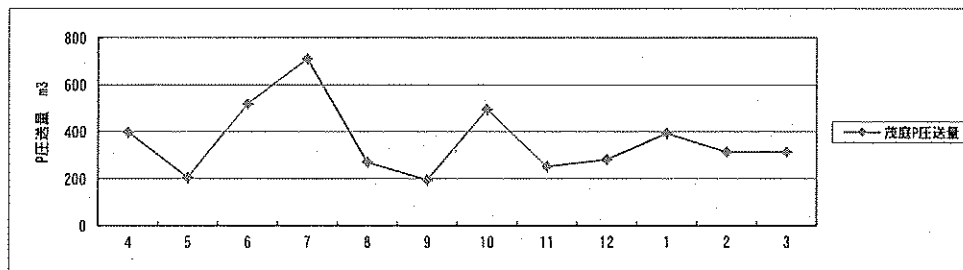
特記事項

運転管理データ(マンホールポンプ場1/1)

平成26年度

《茂庭中谷地ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間		
					動力電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	
4	—	—	47	397	105	7.3	7.4	14.7	
5	—	—	74	205	54	3.8	3.8	7.6	
6	—	—	365	518	135	9.5	9.7	19.2	
7	—	—	134	710	177	14.9	11.4	26.3	
8	—	—	197	270	71	5.0	5.0	10.0	
9	—	—	111	194	51	3.6	3.6	7.2	
10	—	—	207	494	127	9.1	9.2	18.3	
11	—	—	42	251	64	4.6	4.7	9.3	
12	—	—	55	281	70	5.2	5.2	10.4	
1	—	—	41	392	98	7.2	7.3	14.5	
2	—	—	17	313	79	5.8	5.8	11.6	
3	—	—	125	313	79	5.7	5.9	11.6	
合計	—	—	1415	4338	1110	81.7	79.0	160.7	
平均	—	—	118	362	93	6.8	6.6	13.4	
最大	—	—	365	710	177	14.9	11.4	26.3	
最小	—	—	17	194	51	3.6	3.6	7.2	



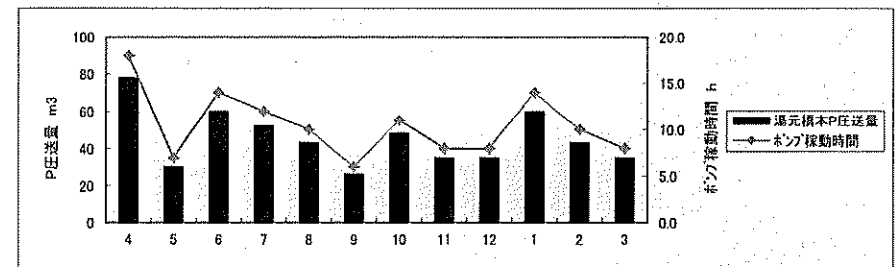
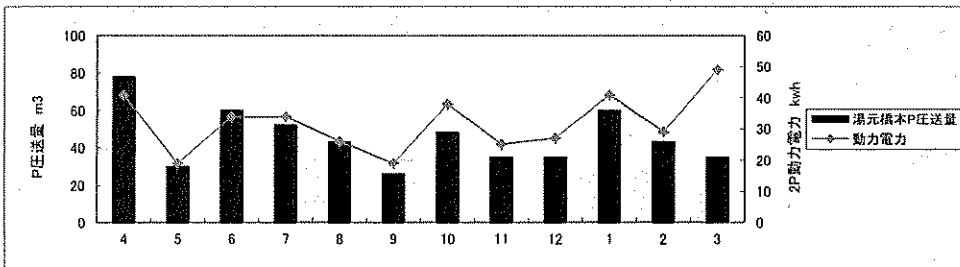
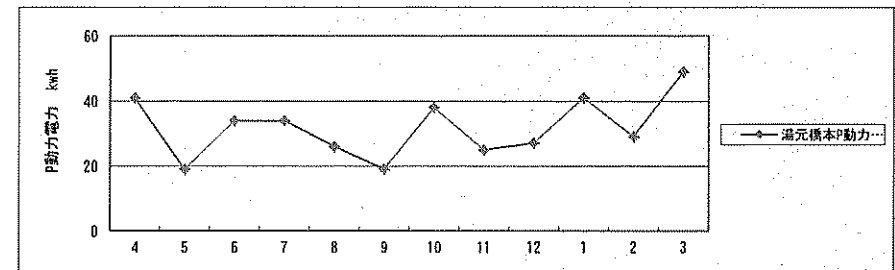
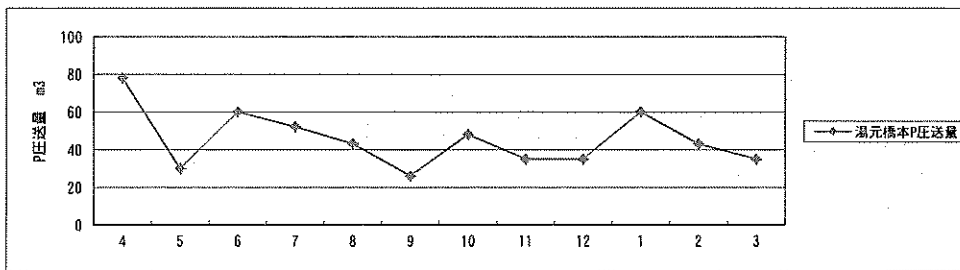
特記事項 *7/12 水位計動作不良のため交換。

運転管理データ(マンホールポンプ場)

平成26年度

《湯元橋本ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間		
					動力電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	
4	—	—	47	78	41	9.0	9.0	18.0	
5	—	—	74	30	19	4.0	3.0	7.0	
6	—	—	365	60	34	7.0	7.0	14.0	
7	—	—	134	52	34	6.0	6.0	12.0	
8	—	—	197	43	26	5.0	5.0	10.0	
9	—	—	111	26	19	3.0	3.0	6.0	
10	—	—	207	48	38	5.0	6.0	11.0	
11	—	—	42	35	25	4.0	4.0	8.0	
12	—	—	55	35	27	4.0	4.0	8.0	
1	—	—	41	60	41	7.0	7.0	14.0	
2	—	—	17	43	29	5.0	5.0	10.0	
3	—	—	125	35	49	4.0	4.0	8.0	
合計	—	—	1415	545	382	63.0	63.0	126.0	
平均	—	—	118	45	32	5.3	5.3	10.5	
最大	—	—	365	78	49	9.0	9.0	18.0	
最小	—	—	17	26	19	3.0	3.0	6.0	



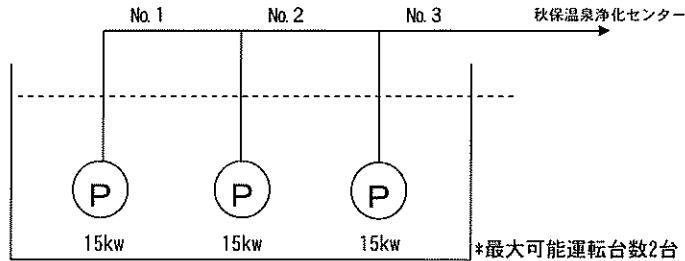
特記事項

施設運転管理状況報告(場外施設フロー図)

平成27年度 《秋保第一・第二ポンプ場、マンホールポンプ場》

秋保第一ポンプ場

電力使用量(年間) 42498 kwh 上水使用量 8 m³ 圧送水量(年間) 449105 m³



自家発電運転時間 2.2 h
燃料使用量 11 l
燃料残量 123 l

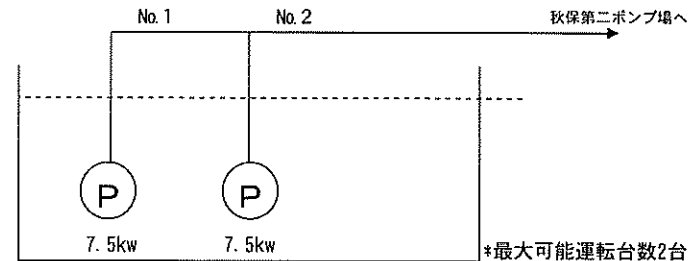
*最大可能運転台数2台

	No. 1	No. 2	No. 3
運転時間(年間) h	897.8	990.7	872.0

自家発
50KVA
68.5PS
燃料最大貯留量 200 l

茂庭中谷地ポンプ場

電力使用量(年間) 1112 kwh 圧送水量(年間) 3868 m³

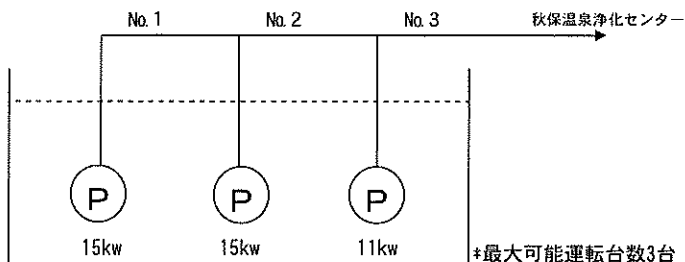


	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	70.6	72.0

*最大可能運転台数2台

秋保第二ポンプ場

電力使用量(年間) 48449 kwh 上水使用量 11 m³ 圧送水量(年間) 394621 m³



自家発電運転時間 1.9 h
燃料使用量 12 l
燃料残量 282 l

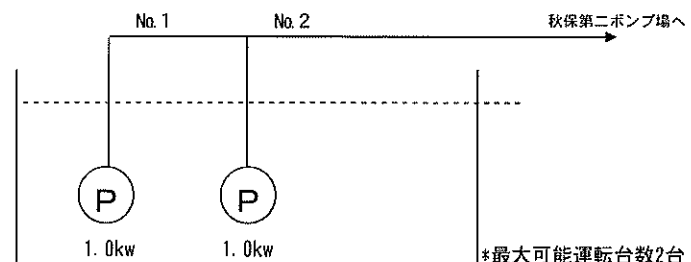
*最大可能運転台数3台

	No. 1	No. 2	
運転時間(年間) h	1402.8	1346.7	

自家発
62.5KVA
82PS
燃料最大貯留量 300 l

湯元橋本ポンプ場

電力使用量(年間) 368 kwh 圧送水量(年間) 570 m³



	No. 1	No. 2
運転時間(月間) h	67.0	65.0

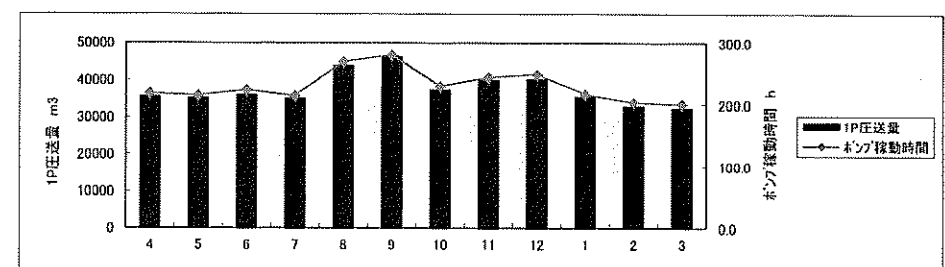
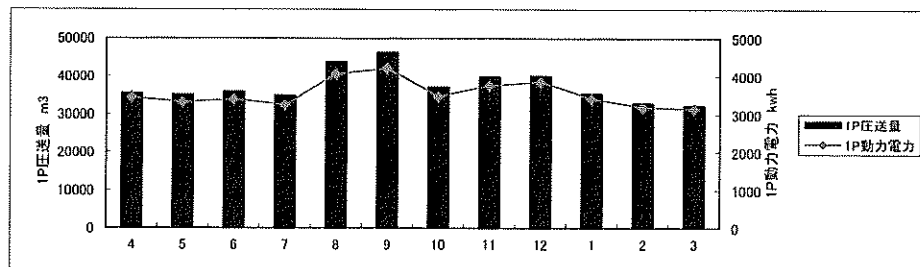
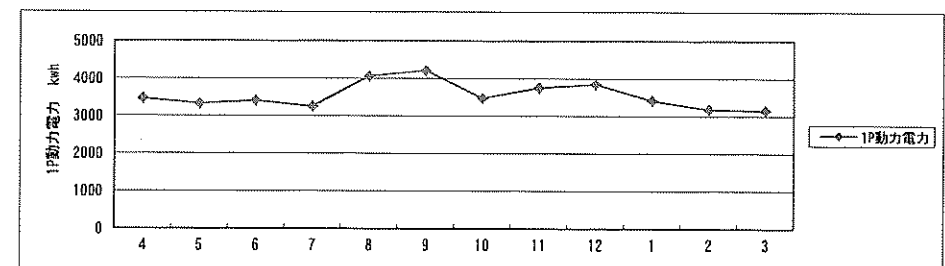
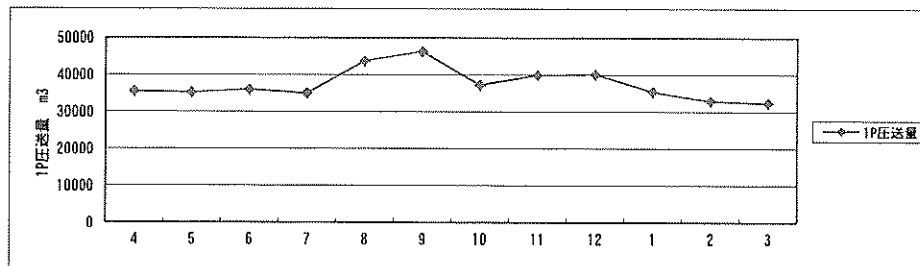
*最大可能運転台数2台

運転管理データ(中継ポンプ場1/2)

平成27年度

《秋保中継第一ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間					自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³	
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	No. 3 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h				
4	—	—	92	35477	3457	665	64.2	84.2	69.3	217.7	0.1	0	134	0	
5	—	—	34	35172	3321	483	81.5	48.6	84.6	214.7	0.3	1	133	1	
6	—	—	140	35920	3400	315	41.7	110.4	70.7	222.8	0.1	0	133	0	
7	—	—	53	34926	3248	293	84.5	52.8	76.4	213.7	0.2	4	129	0	
8	—	—	235	43769	4060	377	82.9	128.2	58.2	269.3	0.1	1	128	0	
9	—	—	468	46294	4214	307	111.8	72.9	95.9	280.6	0.3	1	127	2	
10	—	—	10	37152	3470	308	79.6	106.8	42.7	229.1	0.1	0	127	0	
11	—	—	148	39816	3749	378.4	61.3	79.3	103.0	243.6	0.4	2	125	0	
12	—	—	46	40089	3846	637.5	101.0	90.4	57.3	248.7	0.1	0	125	0	
1	—	—	74	35358	3409	807.3	40.6	73.6	102.6	216.8	0.2	2	123	5	
2	—	—	14	32853	3178	638.0	95.9	61.6	45.8	203.3	0.1	0	123	0	
3	—	—	6	32279	3146	467.0	52.8	81.9	65.5	200.2	0.2	0	123	0	
合計	—	—	1320	449105	42498	5676.2	897.8	990.7	872.0	2760.5	2.2	11	—	8	—
平均	—	—	110	37425	3542	473.0	74.8	82.6	72.7	230.0	0.2	1	—	1	—
最大	—	—	468	46294	4214	807.3	111.8	128.2	103.0	280.6	0.4	4	—	5	—
最小	—	—	6	32279	3146	293.0	40.6	48.6	42.7	200.2	0.1	0	—	0	—



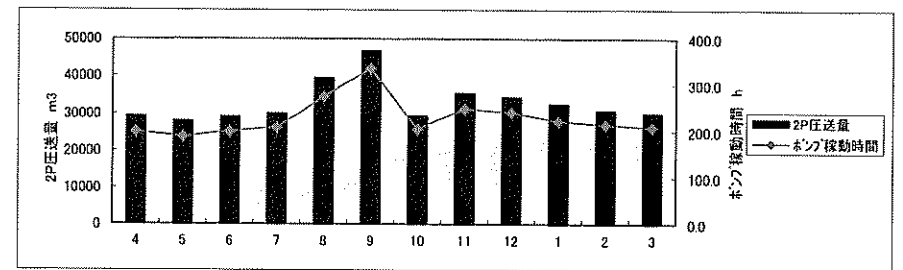
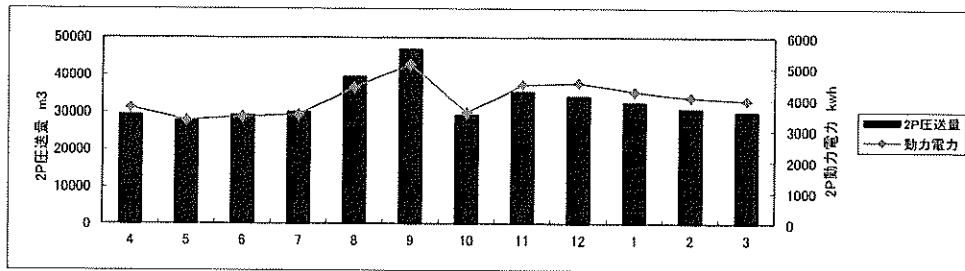
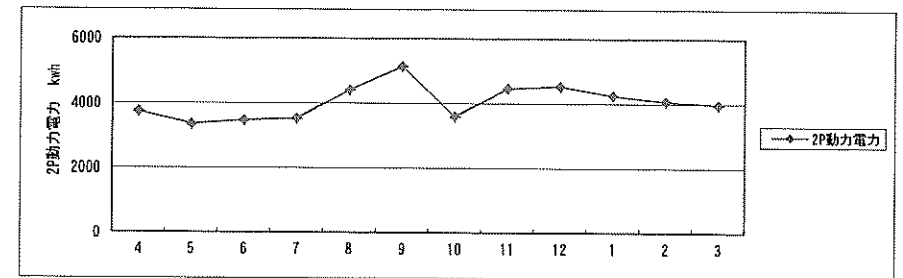
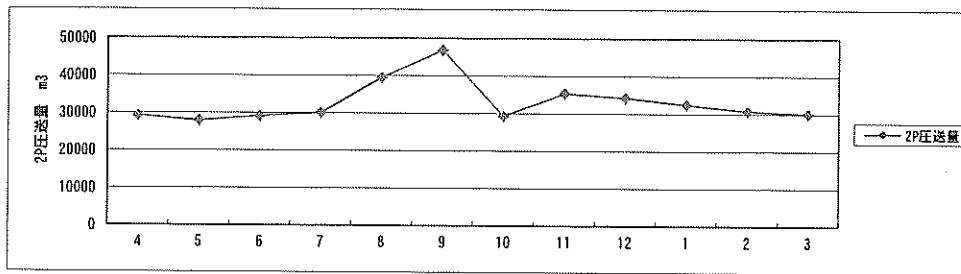
特記事項

運転管理データ(中継ポンプ場2/2)

平成27年度

《秋保中継第二ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間				自家発用 軽油使用量 l	自家発燃料 タンク残量 l	上水使用量 m ³	
					動力電力 kwh	電灯電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	発電機 h				
4	—	—	92	29222	3735	337	117.1	82.4	199.5	0.1	0	294	1	
5	—	—	34	27886	3346	260	108.0	81.2	189.2	0.2	1	293	0	
6	—	—	140	29121	3460	166	121.8	78.0	199.8	0.1	0	293	0	
7	—	—	53	30017	3524	153	89.2	119.5	208.7	0.1	2	291	1	
8	—	—	235	39453	4398	200	133.0	142.1	275.1	0.1	0	291	2	
9	—	—	468	46812	5135	205	157.7	178.5	336.2	0.2	0	291	2	
10	—	—	10	29226	3585	165.8	102.1	102.6	204.7	0.1	1	290	1	
11	—	—	148	35342	4464	206.5	130.7	119.5	250.2	0.3	2	288	0	
12	—	—	46	34274	4525	283.0	100.1	142.0	242.1	0.1	1	287	0	
1	—	—	74	32470	4246	354.3	146.6	74.9	221.5	0.1	2	285	0	
2	—	—	14	30797	4066	292.5	112.4	101.4	213.8	0.1	0	285	4	
3	—	—	6	30001	3965	228.3	84.1	124.6	208.7	0.4	3	282	0	
合計	—	—	1320	394621	48449	2851.4	1402.8	1346.7	0.0	2749.5	1.9	12	—	11
平均	—	—	110	32885	4037	237.6	116.9	112.2	#DIV/0!	229.1	0.2	1	—	1
最大	—	—	468	46812	5135	354.3	157.7	178.5	0.0	336.2	0.4	3	—	4
最小	—	—	6	27886	3346	153.0	84.1	74.9	0.0	189.2	0.1	0	—	0



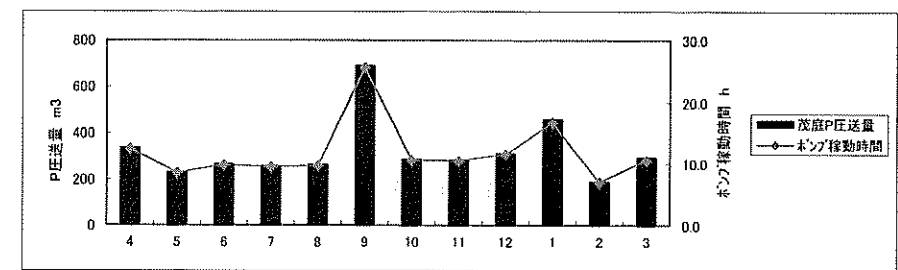
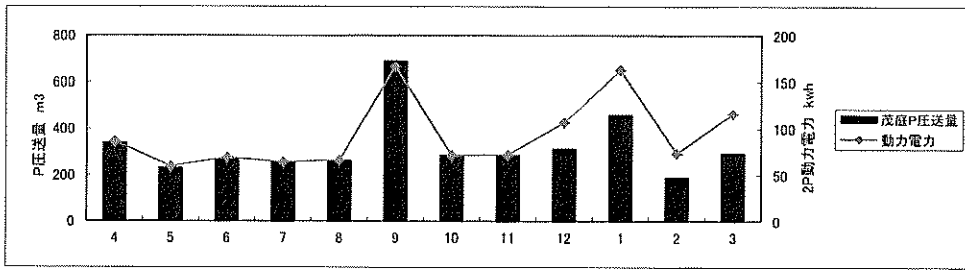
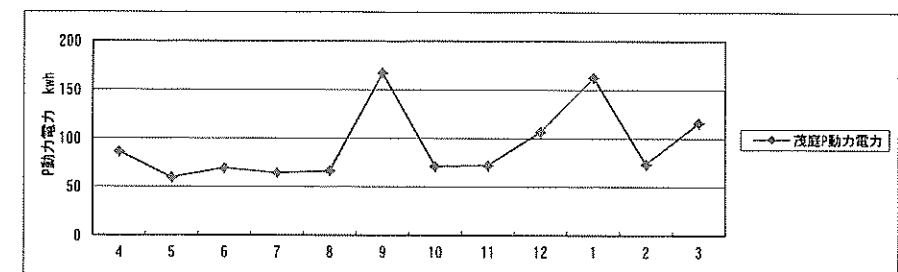
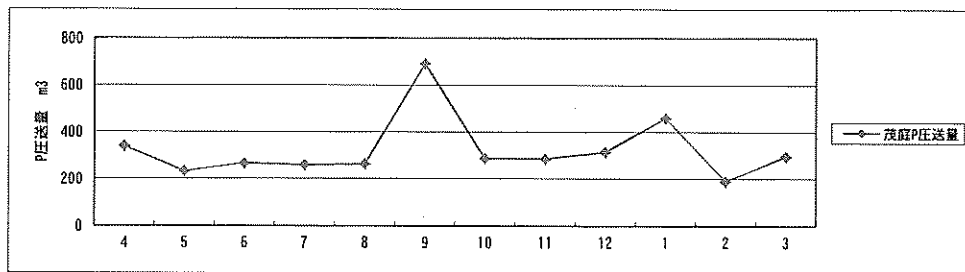
特記事項

運転管理データ(マンホールポンプ場1/1)

平成27年度

《茂庭中谷地ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間		
					動力電力 kwh	No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h	
4	—	—	92	338	86	6.2	6.3	12.5	
5	—	—	34	230	59	4.3	4.2	8.5	
6	—	—	140	265	69	4.8	5.0	9.8	
7	—	—	53	257	64	4.8	4.7	9.5	
8	—	—	235	262	66	4.8	4.9	9.7	
9	—	—	468	691	167	12.7	12.9	25.6	
10	—	—	10	286	71	5.3	5.3	10.6	
11	—	—	148	284	72	5.2	5.3	10.5	
12	—	—	46	313	106	5.8	5.8	11.6	
1	—	—	74	459	163	8.1	8.6	16.7	
2	—	—	14	189	73	3.5	3.5	7.0	
3	—	—	6	294	116	5.1	5.5	10.6	
合計	—	—	1320	3868	1112	70.6	72.0	142.6	
平均	—	—	110	322	93	5.9	6.0	11.9	
最大	—	—	468	691	167	12.7	12.9	25.6	
最小	—	—	6	189	59	3.5	3.5	7.0	



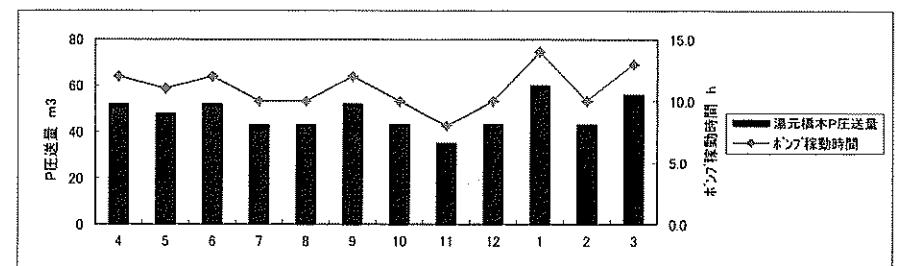
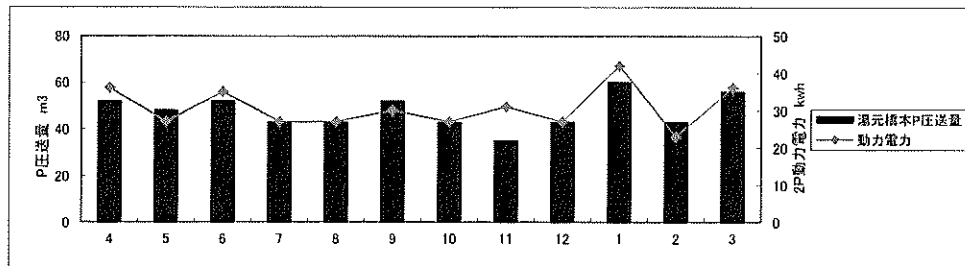
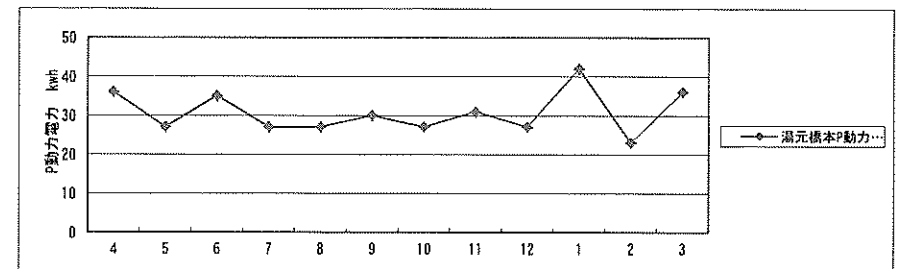
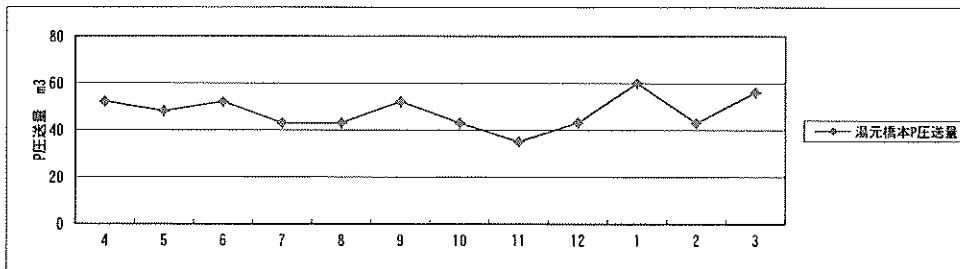
特記事項

運転管理データ(マンホールポンプ場)

平成27年度

《湯元橋本ポンプ場》

	曜日	天候	雨量 (秋保) mm	圧送量 m ³	電力使用量		稼働時間		
					動力電力 kwh		No. 1 汚水ポンプ h	No. 2 汚水ポンプ h	汚水ポンプ 合計 h
4	—	—	92	52	36		6.0	6.0	12.0
5	—	—	34	48	27		6.0	5.0	11.0
6	—	—	140	52	35		6.0	6.0	12.0
7	—	—	53	43	27		5.0	5.0	10.0
8	—	—	235	43	27		5.0	5.0	10.0
9	—	—	468	52	30		6.0	6.0	12.0
10	—	—	10	43	27		5.0	5.0	10.0
11	—	—	148	35	31		4.0	4.0	8.0
12	—	—	46	43	27		5.0	5.0	10.0
1	—	—	74	60	42		7.0	7.0	14.0
2	—	—	14	43	23		5.0	5.0	10.0
3	—	—	6	56	36		7.0	6.0	13.0
合計	—	—	1320	570	368		67.0	65.0	132.0
平均	—	—	110	48	31		5.6	5.4	11.0
最大	—	—	468	60	42		7.0	7.0	14.0
最小	—	—	6	35	23		4.0	4.0	8.0



特記事項

<別紙 1 2>

マンホール形式ポンプ場
点検作業内容

保守点検基準表(マンホール形式ポンプ場)

点 検 頻 度	点 検 内 容	備 考
常 時	①自動警報装置による緊急連絡体制の確保	
巡回時点検 (1回/月)	①ポンプ運転状況 ・異常等、振動、電流値(ポンプを手動運転し、各計器類の指示値及び振動騒音等により運転状況を把握) ②現場操作盤 ・外観(汚損、損傷)、発熱 ・計器指示値、表示灯の状況 ・球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの有無 ・自動警報装置、漏電遮断器の作動テスト ③記録、他 ・運転データ(ポンプ運転時間、電力量、運転時電流値)の記録作成 ・点検記録作成	
定期点検 (4回/年)	①ポンプ ・絶縁抵抗測定 ②現場操作盤 ・レベルスイッチによるポンプの作動確認 ・水位指示計の誤差 ③槽内スカムの状況確認及び汚損フリクトの清掃	巡回時点検時に追加実施
随時点検	①随時点検 ②簡易な故障の修理 ③点検設備等周辺の清掃	委託者の指示により実施

低入札価格調査について

低入札価格調査に関しては次のとおりとなりますので、記載事項を十分確認してください。

1 対象者

低入札価格調査基準価格を下回る入札をされた方全員

2 提出書類

- (1) 誓約書（様式第1）
- (2) 入札金額の積算内訳書（任意様式）
- (3) 調査票（様式1）
- (4) 調査票（様式1）の各項目に関連する添付書類（別紙「調査票の記入にあたっての注意事項」を参照のこと。

3 提出期限

平成29年2月3日（金）正午まで・・・期限厳守

- ・期限までに提出のない場合は失格とします。

4 低入札価格調査に関するヒアリング調査について

- ・最低価格で入札した方を対象に、担当課と契約課によるヒアリング調査を行います。日時及び場所については別途連絡します。
- ・最低価格で入札した方のヒアリング調査の結果、落札候補者と決定する場合は、本件の低入札価格調査は終了となります。落札候補者とならない場合は、次順位の方のヒアリング調査を行います（次順位も低入札価格調査対象者である場合に限る）。以下、同様に行います。
- ・ヒアリング結果については、決定後、ヒアリング対象者のみに連絡します。

5 入札結果の報告

- ・入札結果については、契約後、契約課事務室での掲示となります。
- ・案件により調査期間は異なりますので、結果報告日はお知らせできかねます。

6 関係要綱等

低入札価格調査については、次の要綱及び要領をよく確認してください（別添参照）。

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
<p>①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している 業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その外 注 内容</p>	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

【調査票の記入にあたっての注意事項】

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●本件全体の業務工程表等を提出すること。なお、仕様書に定める業務 についての実施時期や回数、月間の人員配置（1日あたりの配置予定 者数）等がわかるものを提出すること。 ●従事予定者別の業務工程表等を提出すること。なお、各従事予定者の 業務工種、月間の延べ従事時間数等がわかるものを提出すること。
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の入札にあたり、どのような理由により市場価格以下の提供に至 ったのか、その理由を詳細に記入すること。 ●入札金額の積算にあたって、特に経費を低減したものは何か、また、 それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体 的に記入すること。
③現在実施している 業務のその実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相 手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入す ること（最大20件程度の実績で可）。 ●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場合 にあつては、その外注 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の業務における外注の有無を記入すること。 ●外注する業務全てについて記入すること。 ●外注する業務の内容、予定している相手方、金額を記入すること。

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入すること（最大10件程度の実績で可）。 ●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
<p>⑥経営状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の経営状況及び今後の見通しについて記入すること。 ●決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること（過去3年分）。 ●現在の総従業員数を記入すること（業務内容別の内訳数及び雇用形態別の内訳数も記入すること）。
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の従事予定者のそれぞれについて、雇用形態（職名）、労働契約期間、1日あたりの予定労働時間、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の加入・非加入の状況を記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成14年3月28日市長決裁）の全部を改正する。

（平成15年10月21日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、競争入札により請負（工事及び製造に係るものを除く。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ、落札者としないうきの手続等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 調査基準価格 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第12条第6項（規則第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準 予定価格が特例政令適用基準額未満の案件に係る低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としないう場合の基準をいう。
- (5) 失格基準価格 失格基準に該当する場合の基準となる価格をいう。
- (6) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (7) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (8) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (9) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (10) 契約事務特別委員会 仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号。以下「訓令」という。）第1条第1号に規定する契約事務特別委員会をいう。
- (11) 契約担当課 財政局契約課、区役所総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

（対象とする契約）

第3条 この要綱は、契約担当課において、工事に係る業務委託契約又は建築物の清掃業務若しくは警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約であ

ってその予定価格が300万円以上のものその他市長が特に必要と認める業務委託契約（以下「対象契約」という。）を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

- 2 前項の場合においては、当該契約に係る規則第5条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあっては当該公告に、令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあっては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

（調査基準価格及び失格基準価格）

第4条 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（以下この条において「税抜き予定価格」という。）に100分の65を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格は、当該契約に係る税抜き予定価格に100分の60を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格の適用）

第4条の2 工事に係る業務委託契約（予定価格が特例政令適用基準額以上の案件を除く。）の入札において、失格基準価格を下回る金額の入札があった場合は、当該入札を行った者を失格とし、落札者としないうものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札を行った者に対し、その旨を告げるものとする。

- 2 前項の規定による告知は、当該入札が規則第9条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあっては、入札経過表の掲示をもって代えることができる。
- 3 次条から第9条までの規定中、「低価格入札者」及び「最低価格入札者」には第1項の規定により落札者としないう者（以下この条において「失格低入札者」という。）を含まず、「低価格入札」には失格低入札者による入札を含まず、「最低入札価格」には失格低入札者の入札価格を含まないものとする。
- 4 第9条の規定は、失格低入札者には適用しない。

（低価格入札があった場合の措置）

第5条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

（調査等の実施）

第6条 低価格入札者は、低価格入札が行われた日から原則として7日以内に、誓約書（様式第1）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

- 2 契約権者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長とともに、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低入札価格者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

(1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実

施体制

- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 契約権者は、最低価格入札者について低価格調査表を作成するものとする。

(契約権者による措置)

第7条 契約権者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、契約事務特別委員会に訓令第2条第1項第14号、第4条第6号又は第5条第2号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

(契約事務特別委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第8条 契約事務特別委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務特別委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

(次順位価格の入札者等の準用)

第9条 契約権者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項、第7条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

(入札者への通知)

第10条 契約権者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約権者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とし、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。

3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

（契約の特約等）

第11条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

2 契約権者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほか、当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

（労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査）

第11条の2 設計担当課長は、契約権者が第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該契約の相手方に対し、当該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め、又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

（実施細目）

第12条 この要綱に関し必要な事項は財政局長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成15年10月28日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同日前に発注手続に着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

（平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置）

3 工事に係る業務委託契約で平成26年9月30日までに入札公告又は指名通知を行った、予定価格が特例政令適用基準額未満のものについては、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の50を乗じて得た額を下回る入札を行った者を失格とし、落札者とし、落札者とする。この場合においては、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

- 4 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第6条第1項中「誓約書（様式第1号）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するもの」とあるのは「誓約書（様式第1号）」とし、同条第2項及び第3項の規定は、適用しないものとする。
- 5 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、契約権者は、当該最低価格入札者の被災状況、営業状況等に照らし、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであつて、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外の場合は落札者とししないものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第11条の2の規定は、適用しないものとする。

第9条第1項	前条第2項	附則第5項
	第6条第3項、第7条及び前条	附則第5項
第10条第1項	第7条、第8条第2項	附則第5項
第10条第2項	第8条第2項	附則第5項
第11条第1項	第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2	附則第5項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1
第11条第2項	第7条又は第8条第2項	附則第5項

附 則（平成16年3月4日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成16年3月15日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月16日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成17年1月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同

日前に発注手続きに着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成18年3月22日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し、同日前に入札を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月30日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成19年7月18日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成24年9月18日改正）

（実施期日）

この改正は、平成24年9月18日から実施する。

附 則（平成26年9月26日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成26年10月1日から実施する。
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成26年10月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書（第5－2号様式）， 建築設計業務委託契約書（第5－3号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第41条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書（第5－4号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第35条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第5－1－2号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第25条第2項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては， 財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

業務委託契約に係る 低入札価格調査要綱実施要領

(平成 15 年 10 月 21 日 財政局長 決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日 市長決裁。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第 1 (様式)

- 1 要綱第 6 条第 1 項に規定する入札執行者が指定する様式は、様式 1 とする。
- 2 要綱第 6 条第 3 項に規定する低価格調査表は様式 2 とする。
- 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は様式 3 とする。

附則

(実施期日)

- 1 この要領は平成 15 年 10 月 28 日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 16 年 3 月 15 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 19 年 7 月 1 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
<p>①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している 業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容</p>	

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

様式 2

低 価 格 調 査 票

(1/2)

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者	設計担当課長	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合に あっては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に 当たり、技術計算等 について外注してい る場合にあっては、 その外注内容	

<p>⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

様式 3

低入札価格調査結果表

平成 年 月 日開催した契約事務特別委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務特別委員会
委員長 ○○ ○○

記

工 事 名				
予 定 価 格 : A	円		調 査 基 準 価 格 : B	円
低価格入札者名	入札価格(円)	落札率(%)	調 査 結 果 の 表 示	
	C	C/A	契約の内容に適合した履行等の当否	理 由
摘 要				

※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。

※2 「理由」の欄は(2)で「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。